

平成29年第4回定例会

(12月7日招集)

# 山都町議会会議録

## 平成29年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

### ○12月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 議案第65号 訴えの提起について	5
散会	11

### ○12月12日（第2号）

出席議員	12
欠席議員	12
説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した事務局職員	13
開議	13
日程第1 一般質問	13
9番 吉川美加議員	13
2番 西田由未子議員	28
11番 後藤壽廣議員	42
6番 藤川多美議員	58
散会	71

### ○12月13日（第3号）

出席議員	72
欠席議員	72
説明のため出席した者の職氏名	73
職務のため出席した事務局職員	73
開議	73

日程第1	一般質問	73
	10番 藤原秀幸議員	73
日程第2	議案第66号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について	89
日程第3	議案第67号 山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	90
日程第4	議案第68号 山都町火葬場条例の一部改正について	92
日程第5	議案第69号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	97
日程第6	議案第70号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	99
日程第7	議案第71号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について	100
日程第8	議案第72号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について	101
日程第9	議案第73号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	104
日程第10	議案第74号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	112
日程第11	議案第75号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	113
日程第12	議案第76号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	115
日程第13	議案第77号 平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	116
	散会	117

#### ○12月14日（第4号）

	出席議員	118
	欠席議員	118
	説明のため出席した者の職氏名	118
	職務のため出席した事務局職員	119
	開議	119
日程第1	議案第78号 工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））	119
日程第2	議案第79号 工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）	121
日程第3	議案第80号 町有財産の無償譲渡について	123
日程第4	諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	127
日程第5	発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について	129

日程第6	委員会報告 陳情等付託報告について……………	130
日程第7	議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についで……………	134
閉会……………		134

12月7日（木曜日）

平成29年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年12月7日午前10時0分招集
2. 平成29年12月7日午前10時0分開会
3. 平成29年12月7日午前10時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 提案理由説明
  - 日程第5 議案第65号 訴えの提起について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	6番 藤川 多美	7番 甲斐 重昭
8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

5番 興 梶 誠

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	藤吉 勇治	総 務 課 長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久
建 設 課 長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	玉目 秀二	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監 査 委 員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから平成29年第4回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、中村五彦君、4番、矢仁田秀典君を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷して、お手元に配付しているとおります。

次に、本日までに受理した陳情は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 提案理由の説明をいたします。

平成29年の第4回定例議会を招集しましたところ、御参集を賜りましてありがとうございます。町としまして、当面の課題、並びに本会議に提案いたします議案について御説明を申し上げます。

初めに、議員各位におかれましては、さきの町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の大き

な期待と多くの支持を得られ、見事当選されましたことに対しまして、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、4年間、新しい山都町づくりと町の課題解決に向け、議会、執行部で議論を尽くしながら、ともに進んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、この度、新たに、工藤議長並びに藤澤副議長がそれぞれご就任され、また、各常任委員会の役割等も決定をしていただいたところでございますので、よろしくお祈りを申し上げます。新議長、副議長には、その豊かな経験と手腕をいかに発揮されまして、山都町政の発展に御尽力をいただきますよう、心から御祈念をお祈り申し上げるところでございます。

町議選と同日に執行されました衆議院議員総選挙におきまして、選挙区の区割り変更に伴い、本町は、従来の3区と4区の二つの選挙区から3区に合区とされ、初の選挙でありました。当選された本県選出議員に対しましては、本町への一層の御支援、御配慮をお願いしながら、私たちもともに進んでまいりたいという思いでおります。

さて、御承知のとおり、あす8日から日米共同訓練が大矢野原演習場で実施されます。今回の訓練は、従来の共同訓練に加え、沖縄の基地負担軽減の一環として実施されるものですが、米海兵隊とともにオスプレイ4機が投入され、夜間訓練の実施も予定されるということでございます。訓練に先立ちまして、県及び関係市町村長と連名の要望書を福岡の九州防衛局に申し入れに出向きました。訓練実施公表もおくれ、オスプレイ事故の頻発や米海兵隊員の飲酒運転の死亡等の発生など、住民の安全を守る観点からも大きな懸念を抱いております。事件、事故なく訓練が終わるよう、強く国に申し入れを行いました。県など関係機関と連携しつつ、町として、訓練期間中、職員を待機させ、不測の事態に備えるなど、できる限りの対応を図ってまいります。

次に、災害復旧の状況であります。公共土木施設及び農地・農業施設災害につきましては、建設業者の方々に大変な御尽力をいただいておりますが、入札不調、不落など、事業完了に向けて大変厳しい状況が今続いております。今後とも、事業進捗に最大限の努力を続けてまいります。皆様の御理解と御協力を重ねてお願いするところであります。

農業関係では、刈り入れ時期の台風の相次ぐ襲来等々によりまして、作況指数につきましては、やや良という発表がありましたが、JA等のお話を聞きますと、去年より大分減収だというようなことでありまして、農家の皆さんには大変御苦労のあることしの収穫期だったと思っております。

また、先月12日、県有機農業収穫祭において、県内で初めてとなるくまもとグリーン農業推進宣言をいたしました。来る東京オリンピック開催の2020年度までに、生産宣言・応援宣言あわせて、2,020件を目指すこととしております。

また、関係の皆様が長らく待ち望まれておりました鳥獣加工処理施設が、10月から本格的に稼働を始めました。今後の課題として、獣肉加工処理者の養成や衛生管理の徹底、また、販路の確保に向けた積極的な事業活動を展開、加工ノウハウの蓄積を図る必要があります。深刻化する鳥獣被害防止対策とあわせて、町の新たな資源としての活用を図ってまいりたいと考えております。

商工観光関係では、先月10日、熊本県庁におきまして、県、山都町、株式会社MARUKUに



において、企業立地の調印式をとり行いました。この会社は7月に山都町で起業されており、今後、WEB動画やシステム開発など、ICT関連の事業を計画されております。

また、来年4月には、町内全域に光ファイバー網が完了するところでございますが、その活用の端緒ともいえる民間企業に進出していただいたことは、地域の経済活性化や雇用促進の面からも期待をしているところであります。

今回の企業立地は、情報化対応の一つの成果であります。町としても、現在、地域情報化推進計画を取りまとめており、ICTを活用した町の課題解決の方策を検討していきたいと考えております。

秋は、山都町の観光シーズンでありました。阿蘇大川神社では、薪文楽を計画いたしました。あいにく雨天のため、文楽館での公演となりましたが、清和中学校の生徒による清和文楽所作踊りも披露され、満場のお客様から万雷の拍手をいただいたところでございます。

また、各地で紅葉祭りや秋祭り等々が開催され、すっかり定着をしました蘇陽地区での蘇ジョレ・ヌーボとあか牛まつりや道の駅でのイベント等もたくさん開催していただき、多くの町外からの観光客も来ていただき、盛況を博したところでございます。

また、先月17日には、山都警察署と全国安全環境ネットワーク協会と連携協定を締結いたしました。地域住民の安全・安心の確保に資するものと期待をしております。

また、同じく17日に全国石橋サミット in くまもとが、清和文楽館を主会場として開催されました。パネルディスカッションでは、地元から地域づくりや石橋関係、建築技術の伝承に尽力されている方々が参加され、また、矢部高校生による通潤橋木工品の紹介や石橋サミット宣言の読み上げなどを実施していただきました。石橋を初めとする石造構築物が、近代の土木技術をしのぐ耐久性や建造美を持ち、地域の宝として大変価値が高いものであることが熱く語られました。姜尚中熊本県立劇場館長の講演では、文化と景観が地方にとって大切なこと、そして、外部からの支援や知恵が大きな力となることを話していただきました。

通潤橋の復旧も、順調に進んでおります。解明された技術の継承とともに、本町の重要な観光資源の一つとして、1日も早く復旧に取り組んでおるところでございます。

また、体育館の建設候補地につきましては、先般、体育館整備推進委員会の委員長より、四つの候補地の評価についての答申をいただいたところでございます。今後、体育館の規模、防災機能の付設など、整備条件に合わせたところで、用地の検討に入っていきたいと思っております。

また、下馬尾地区の若者向け住宅地分譲については、今年度中に詳細な区画設計を行い、来年度に造成及び道路付けかえや水道管付設がえなどを行うこととしておりますが、できるだけ早い時期に分譲を開始できるよう、頑張っていきたいと考えております。

次に、今定例会に提案しております議案について、説明をいたします。

今回の定例会には、条例7件、補正予算5件、その他5件を提出しております。議案第65号、訴えの提起については、町が所有する土地・建物の賃料を長期にわたり滞納する賃借人に対し、滞納賃料の支払いを求めるとともに、本件土地・建物の明け渡しを求めるものです。

議案第66号は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止を行うものです。

議案第67号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。

議案第68号の山都町火葬場条例の一部改正については、火葬場の地域外住民に係る使用料の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第69号は、人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例について、議案第70号は、人事院規則の改正に伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例について、それぞれ所要の改正を行うものです。

議案第71号は、山都町行政機構の改革に伴い、関係条例の整理を行うものです。

議案第72号は、平成28年熊本地震復興基金の交付金を原資として、新たに基金を設置するものです。

議案第73号は、平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）です。9月に発生した台風により被災した町道、林道及び農地等の復旧に係る経費を中心に、8億9,300万円の増額補正を行い、補正後の額を159億9,600万円とする予算を編成しました。

議案第74号の平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、国保運営の県移行化に伴うシステム改修費と前年度繰越金の精算を行うものです。

議案第75号の平成29年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護保険制度見直しに伴うシステム改修費を追加するもので、議案第76号の平成29年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、給与改定に伴う影響額を追加するものです。

次の議案第77号の平成29年度病院事業会計補正予算（第1号）は、機器購入経費を追加するものです。

議案第78号及び議案第79号の2議案は、工事請負契約の締結に係るものです。

議案第80号の町有財産の無償譲渡については、養護老人ホーム浜美荘を来年度から社会福祉法人へ移管することに伴い、建物や備品を移管先法人へ無償譲渡することに係るものです。

諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めることについては、人権擁護委員7名のうち1名が、本年末日をもって任期満了となりますので、委員の候補者について推薦し、諮問を行うものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第5 議案第65号 訴えの提起について

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第65号「訴えの提起について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** おはようございます。それでは、議案第65号について説明をいたします。

議案第65号、訴えの提起について。

町所有の土地及び建物の明け渡し請求及び滞納賃料等の支払い請求について、次のように訴えを提起することとする。平成29年12月7日提出。山都町長。

1、事件名。土地・建物明け渡し及び滞納賃料等支払い請求事件。

2、当事者。原告、山都町。被告、熊本県菊池市泗水町永885番地、福丸隆夫。

3、対象物。熊本県菊池市泗水町永字東原885番地。土地、宅地2888.70平方メートル。建物、鉄骨造スレート葺平屋建、床面積709.96平方メートル。

4、事件の内容。

1、町は、平成17年2月1日、町が所有する菊池市泗水町永地内の土地・建物（以下、本件土地・建物）を合併前の清和村との間で、被告と下記の約定で賃貸する旨の契約（以下、本件賃貸借契約）を締結したが、平成26年4月1日契約更新を行った。①賃料。土地、月額1万円。建物、月額3万円。②支払い日。当月分を毎月末日限り支払う。

2、被告は、土地につき平成27年7月分から同年10月分までと、平成28年3月分から平成29年1月分までの計15ヶ月分、建物につき平成27年8月分から平成28年1月分までと、平成28年4月分から平成29年1月分までの16ヶ月分の未払い賃料、合計6万円を支払わないので、町は、被告に平成29年2月22日到達の内容証明郵便により、平成29年3月17日までに、土地・建物の未払い賃料を支払わないときは、被告との賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたが、被告はその支払いをしなかったため、賃貸借契約は、平成29年3月17日の経過により解除された。

3、被告は、土地につき平成27年11月分、12月分、平成28年1月分、2月分として4万円、建物につき平成28年2月分、3月分として6万円支払っているため、それぞれ未払い賃料に充当すると、土地につき平成27年11月1日から平成29年3月31日までの滞納賃料及び賃料相当損害金として17万円、建物につき平成27年10月1日から平成29年3月31日までの滞納賃料及び賃料相当損害金として54万円の合計71万円となる。

4、よって、町は、被告に対し、本件賃貸借契約の解除に基づき、本件土地・建物の明け渡しを求め、かつ、土地につき平成27年11月1日から平成29年3月17日までは滞納賃料として、同日以降は同年3月31日までは賃料相当損害金として17万円、建物につき平成27年10月1日から平成29年3月17日までは滞納賃料として、同日以降は同年3月31日までは賃料相当損害金として54万円の合計71万円、及びこれに対する契約解除後である平成29年3月31日から支払い済みまで約定利率年14.6%の割合による遅延損害金の支払いを求めるとともに、平成29年4月1日から本件土地・建物明け渡し済みまで、賃料相当損害金として1カ月4万円の割合による金員の支払いを求めらるるものである。

5、請求の趣旨。

1、被告は、原告に対し、本件土地・建物を明け渡せ。

2、被告は、原告に対し、金71万円及びこれに対する平成29年3月31日から支払い済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

3、被告は、原告に対し、平成29年4月1日から本件土地・建物明け渡し済みまで、1カ月金4万円の割合による金員を支払え。

4、訴訟費用は被告の負担とする、との判決並びに仮執行の宣言を求める。

6、訴訟遂行の方法。本件の訴訟は弁護士に委任する。

7、その他。本件については、必要に応じ、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

提案理由です。町有物件の占有者に対し、当該土地・建物の明け渡し及び滞納賃料等の支払いを求める訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

この地方自治法第96条ですけれども、地方公共団体の議会の議決すべき事項に関する規定でございます。この12号は地方公共団体がその当事者である訴えの提起に関することが議決を要するということで、今回提案をしたものでございます。

それでは、資料の説明をいたします。

まず、対象物の場所でございますけれども、めくっていただきますと、位置図と箇所図というものがございます。右側の箇所図のほうがわかりやすいと思っておりますけれども、こちら右上になります。国道325号線、これは北に菊池方面へ向かいます。途中、旭志の道の駅、右側に325という表記がございますけれども、その下に旭志と小さい文字が出ております。こちら、道の駅から西へ約1.5キロメートルほど進んだところに、当該工場がございます。箇所図の裏をごらんください。写真も貼付しております。上段の写真、中ほど、赤の線が境界線になりますけれども、これより上部が貸し付けを行っております土地、建物でございます。下の写真は、その建物の内部を写したものでございます。

ページを戻っていただきまして、別紙で、経緯の表をつけております。この経緯の表には記載はしていませんけれども、本町がこの菅原織物株式会社の土地、建物を所有するに至った経緯につきまして、簡単に説明をさせていただきますと、この菅原織物、これは昭和48年ごろに清和村の誘致企業として、営業を開始されました。その時期を前後して、今回の対象物であります泗水町にも縫製工場として立地をされたものでございます。その後、平成9年の集中豪雨によりまして、清和村の米生にありますが工場が被災をいたしましたので、このときに、清和村から1億円の復興資金ということで、貸し付けが行われております。しかしながら、平成16年に工場閉鎖となったものでございます。この閉鎖時点では、今申し上げました貸し付け対象物件のうち、残の債権金が4,000万円でありまして、これを清和村が請求するも、債務履行が不可能であったということで、代物弁済として、物件の所有権を清和村が取得するという事になったものでございます。

一方、被告の福丸氏にあっては、平成9年から建物賃貸者契約にて、泗水の工場を借り受けておられまして、所有権が清和村に移った後も、引き続き、不動産賃貸者契約を締結、その後、山

都町にて、当該土地、建物を引き継ぎましたので、その後も3カ年を期限とする契約更新をこれまで行ってきているものでございます。

この間も、経緯表に詳細、詳しく示しておりますけれども、しばしば支払いが滞りましたので、支払いの督促や分納等の支払い方法の協議、さらには、土地、建物の買い取りについての打診等のために、再三にわたり工場を訪れたり、電話等での連絡を行っておったところでございます。

平成26年ごろまでは、分納ですとか、数カ月分をまとめた賃料の支払いを受けておったんですけれども、平成27年ごろから、協議を求めての訪問にも、本人が不在であったり、電話にも出ないような状況が続きました。

本年1月に入りまして、ようやく被告に来庁いただきまして、協議する場を持ったんですけれども、未払い分請求に対しまして、言を左右にして、最終的には、被告が支払いを拒否するという協議結果となってしまいました。そこで、未納分の支払いがない限りは、契約を更新しない旨を被告に伝えまして、また、本年3月17日までに支払いがない場合は、本物件を明け渡すよう、催告書を送付したところでございます。その結果、先ほど、議案書の中で申し上げましたように、期日までに支払いがなかったために、3月17日に契約の解除を行ったところです。

その後も、引き続き、被告による未契約状態での占拠が続きましたので、被告方を訪問し、契約解除と物件の明け渡しを伝達しましたものの、これに応じないために、法的措置をとらざるを得ないと判断をいたしまして、今回このような訴えの提起を行ったものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川多美です。この写真を見ますと、何らかの工場という感じがしますが、この営業形態を教えてくださいたいことと、途中、何度か買い取り協議をされておりますが、この買い取り協議は先方からの申し出であったのか、町からの協議であったのかを教えてくださいたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えをいたします。まず、1点目の写真の下段の部分で、これをちょっと見ていただきますと、いろんな機械が散逸しております。これは、主に農機具の修理を請け負っておられるということで、主たる生計は農機具の修理を工場として行っておられたということでございます。

それから、買い取りにつきましては、これも私どものほうでは、支払い分の請求を行っておったところなんですけれども、当時、監査委員さんからも御指摘がございまして、買い取りのほうでも進めていくべきだというような指導をいただきましたので、町のほうから先方に買い取りを、御自分のほうでどうかできないかということ、協議できないかということ、町のほうから申し上げました。ただ、どうしても、まとまったお金が難しいということで、その分については、協議にならなかったという結果になっております。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2番、西田です。今の質問にちょっと重なるかもしれないんですけども、最初、菅原織物さんというのは、織物工業だったわけですよね。今、説明いただいたのでは、農機具の修理を生計にされているということで、どういうふうにして、その変遷されたのかということと、その相手方の言い分もあるかと思うんですが、お金の調達ができないということでしょうけれども、その辺で、言い分がもう少しわかれば、お伝えください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。説明の冒頭で、昭和48年ごろに菅原織物工場として、清和村が誘致企業として設立されまして、立地をされました。その後、平成9年に集中豪雨によって被災をするわけですが、そのころから、泗水工場のほうでは、経営のほうで困難になられて、平成9年の時点で、賃貸者契約を締結されております。工場ということで、当該被告人のほうに貸し付けを行っておられます。

ですから、被告人のほうでは、そこをみずからの、先ほど言いましたように、農機具の修理工場として利用するというので、契約と言いますか、使用されてきたということでございます。

それから、言い分でございますけれども、月にして4万円ということでございます。これは固定資産税の評価額をベースにした算定基準ということに、当初からなっておるところでございますけれども、なかなかまとまった、毎月毎月ということが非常に定期的にお金が、収入がないということもありまして、26年ごろまで、先ほど申し上げましたように、分納であったり、まとめて数十万を一どきに払われておったんですけれども、だんだんと御高齢になられまして、最近では、それもままならなくなったというのが現実のところということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） ちょっと皆さんが一番興味のあることをちょっとお聞きしたいと思えます。今、買い取り協議もされたということですが、そのときに提示された金額なり、また、今、その土地がどれぐらいの価値があるものかという、どのような判断をされていらっしゃるのでしょうか。価格、価値の問題ですね。土地だったり、建物だったり、当該施設がどれぐらいの価値があるかというふうに判断されていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 実際に、買い取りの意思があるかどうかということはお尋ねしましたけれども、具体的な金額については、相手方には提示するには至っておりません。ただ、現在、固定資産額の評価額で申し上げますと、土地につきましては、約800万、建物につきましては、約400万の評価額ということになっておるところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この相手方が、再三の協議にもかかわらず、最終的にはこちらの協議

した分についても、従ってもらえなかったということなんです。例えば、今、清和の信号があるところの四差路のところの道路の路肩を占拠されていらっしゃる方がいらっしゃいますが、どのように裁判が終わっても、例えば、不法占拠でずっとここに居続けられるということがございましたらば、どのような対処をされるのか。それが懸念されますので、そちらをお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 一番は、今、議員がおっしゃったような状況にならないのが一番よろしいわけで、こちらとしましては、こちらのお求めどおりにお願ひできたらというふうにかけておるところでございますけれども、一応、和解ということになるかと思っておりますけれども、その和解が整わなかった場合には、強制執行というような形になりますので、強制執行担当の裁判所職員が借家は退去させるというような形になります。それ以上のことにつきましては、まだ想定はしていないところでございます。具体的には、想定はしておりません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 4番、矢仁田でございます。この方についてですけれども、住所とこの所在地が一緒なんです。ということは、ここに住んでいらっしゃると思うんですけれども、その辺の家族構成なり、あるいは、年齢等はどうなっているのか。それによっても、今後の支払い能力とかも変わってくると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 別紙の経緯の表で一番上に、「菅原織物株式会社と被告が」と、建物賃貸者契約を締結された際には、もう既に、住居と工場という形で入居をされ、ここが出発点でございます、平成9年からですね。

ですから、これが現在にも至っております。一部は住居に改造されまして、住まわれておることとございます。家族構成につきましては、奥様が一人、それから、息子と思われる方がいらっしゃるということしか、私どもは把握しておりません。年齢につきましては、80代の前半ということとございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第65号「訴えの提起について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後 2 時までにはお願いします。  
本日はこれで散会します。

---

散会 午前10時42分



12 月 12 日（火曜日）

平成29年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年12月7日午前10時0分招集
2. 平成29年12月12日午前10時0分開議
3. 平成29年12月12日午後3時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 9番 吉川美加議員
- 2番 西田由未子議員
- 11番 後藤壽廣議員
- 6番 藤川多美議員

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠   | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦  |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠  | 6番 藤川 多美  |
| 7番 甲斐 重昭  | 8番 飯開 政俊  | 9番 吉川 美加  |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 |           |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長      | 梅田 穰   | 副町長      | 岡本 哲夫  |
| 教 育 長    | 藤吉 勇治  | 総務課長     | 坂口 広範  |
| 清和支所長    | 増田 公憲  | 蘇陽支所長    | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長     | 藤島 精吾  | 企画政策課長   | 本田 潤一  |
| 税務住民課長   | 田中 耕治  | 健康福祉課長   | 山本 祐一  |
| 環境水道課長   | 佐藤 三己  | 農林振興課長   | 荒木 敏久  |
| 建設課長     | 後藤 誠輝  | 山の都創造課長  | 檜林 力也  |
| 地籍調査課長   | 玉目 秀二  | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春  |
| 学校教育課長   | 渡邊 尚子  | 生涯学習課長   | 工藤 宏二  |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 |          |        |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（工藤文範君）** 日程第1、一般質問を行います。

5名の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、あす1名としたいと思います。順番に発言を許します。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 皆さんおはようございます。9番議員の吉川でございます。

いよいよ冬将軍が到来いたしました。私はこの役場まで来る間に、右手に阿蘇、そして、左手に九州脊梁の山々を眺めながらやって来るんですが、いずれの山の峰々が真っ白な季節となってまいりました。きょうはまた、この寒い中、傍聴の方々にもお越しいただき本当にいつもありがとうございます。

さて、新しい議会構成となって初めてのこの定例会で一般質問の機会を得られたことに大変感謝を申し上げ、その責任を感じながらここに立っております。皆様のおかげで2期目へと進むことができました。これまでの4年間を振り返り、また、これからの4年間、一生懸命仕事をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、改選から1カ月が過ぎ、この間も町内各地でさまざまなイベントや取り組みがなされてまいりました。毎年のことながら、10月、11月は年間の行事が集中し、全てのイベントを見ることができないのが残念なぐらいです。秋の収穫祭や地域の秋祭り、各地域で開催された文化祭や福祉祭り、どれも地域の方々のつながりや協力で温かいおもてなしがあり、参加された方々の笑顔に触れることができました。

つい先日の日曜日には、清和の高月地区で行われたフットパスツアーに参加したんですが、同地区で立ち上げられた農地組合法人の収穫祭に合わせた企画でした。おもてなしの気持ちがコースの隅々に感じられ、歩いた後の昼食には地元の食材を生かした手づくり料理の数々で、心もおなかも満腹となりました。

懇談の中で、せっかく立ち上げた法人組織を後の世代に引き継ぐことが大事だというふうに語られていらっしゃいました。農業後継者が減る中、新しい形の助け合いを始められた地域の方の思いが伝わりました。また、集落営農が思うように進まない町の現状に、これがお手本となる活動にしていきたいと思ったところです。

そして、11月11日に開催された矢部高校の文化祭、そこで行われた朗読劇「通潤魂って何2017」では、矢部高の校訓である通潤魂を布田保之助の時代の不屈の魂の物語を振り返りながら、

現在の矢部高生が、このまちが好き、このまちの未来は自分たちが担うという力強いメッセージを投げかけてくれました。

また先週は、まちなかのレンタルスペース「山都ふらっと」で、初の矢部高マーケットが開催され、矢部高生が企画したお店が出現しました。午前中のわずかな時間でしたが、たくさんのお客様でにぎわい、町の人たちの矢部高応援の気持ちが伝わってきましたし、矢部高生もお客さんの呼び込みや販売など気持ちよく頑張っていました。次の機会を楽しみにしたいと思います。

通潤橋の復興を願って開催された全国石橋サミットでは、生きている文化財としての通潤橋の価値を改めて認識しました。

2日目の通潤橋周辺フットパスの案内役をさせていただきましたが、2時間くらいのコースの中に、来年千年祭を迎える小一領神社を初めとする阿蘇氏が支配していた中世を代表する史跡があり、通潤橋の建設や西南戦争の足跡など、近世までの歴史がちりばめられていることに、まちの歴史の深さとおもしろさを感じることができました。山都塾が継続的に開催され、町の小中学生がまちのことを誇りに思う勉強がされていますが、歴史ガイドの勉強もされると楽しいのではないかというふうに思いました。

さて、きょうから4年間も皆様の代弁者として質問を重ねてまいります。きょうは多様性のある社会づくりについて、また、情報の共有、総合計画の進捗状況などを伺ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ではまず、通告のとおりに進めてまいりたいと思いますので、生き方の多様性を認める社会の実現へ向けてということで、まず、それに先駆けまして、先月、熊本市議会の開会日に子育て中の緒方市議が7カ月の長男さんを伴って議場に入ったことに関して世間で大きな話題となりました。

賛否両論ありますが、緒方議員は子育てが個人的な問題として葬られていることに疑問を呈したのだと思います。我が身のかかわり、我が身のわがままから発したことではないと私は思っておりますが、最近では保育園や公園での子供の声が騒音扱いされるなど、子育て環境にある親にとって大変生きにくい世の中となっています。

ことしの流行語大賞の候補となった言葉の中に、ワンオペ育児というものもありました。一人の親が仕事から子育てまで全部を担っているきゅうきゅうとした状況のことをあらわしているんだと思います。子育て中の女性や介護をしている人、また、障害がある人、それを支える人など、さまざまな立場の人が議員として活躍することが、住みやすいまちづくりを推進することになるのではというふうに思っていますが、この一連の出来事を通して町長はどのような感想を持たれましたか。お伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** おはようございます。生き方の多様性を認める社会についてと。

まずは今、熊本市議会の中で緒方市議員が赤ちゃんを抱いて議場に入ったことというようなことでございますが、これは議会における、みんなから見ればびっくりするような出来事と。こ

これは緒方市会議員の個人的なパフォーマンス、どうしようもない行動の一つのあらわれだという思いであります。女性の方が社会に進出する中で、恐らくいろんな議会の中であったんじゃないかなという思いであります。

その前に、まずは、山都町議会、今回の議会の改選の中で、3名の女性議員が誕生されましたことに心からお喜びとうれしい思いであります。

きのう、珍しく夕方帰ってきょうの準備をしながらテレビを見ておりましたが、今、市議会の緒方議員の行動等についてあっておりました。その中で、沖縄の北谷町の議会の話も出ました。若い議員の方が妊娠を議場で発表されて、万雷の拍手の中で迎えられたという報道があっておりました。また、福岡市議会では傍聴席に育児のスペースがあるというような報道もあっておりました。また、先般は、野田聖子総務大臣がこの件に関していろんなコメント、また、自分の子育て、議会に登場するときの模様等々も、議会には議員の控え室等々に連れていったと、いろんな立場立場の中で、いろんな努力をされておる議員の方々もあるという思いであります。

そしてきょう、熊日の新生面では、熊本市議会の二人の女性が全国に問題提起をしたというような記事の中で、やはり緒方市議についても、議会の中ではですよ、やはりいろんな方々との会話が少し不足した分があったし、また、議会の方々も受け入れ体制がなかなかできとらんとじゃなかったかなという思いであります。こういうことを機に、女性参画ができる本当の意味の社会、議会、いろんな分をつくっていかなくてはいけないなという思いであります。

これについては、きょうの新生面にもありますように、対話の必要性を非常に痛感しております。もう少し議会の中で、これはここでありませんが、対話等々があればあのような行動を緒方議員がしなくても何かの解決策があったんじゃないかなという思いであります。そういう中で、後でも担当課長のほうから子育て等々の説明をすと思っておりますが、山都町で子育て環境は非常に我々としては十分——十分ではありませんが、ほかの町村よりもすぐれておるなという思いであります。現実には子育てをされておるお母さんの方々については、まだまだというようなことでもあります。これについては皆さんとも意見を聞きながら発信をしていきたいなと思います。

子育てのできる山都町という思いの中で、まだ今、計画中であります。分譲住宅等々にもそのような形という思いであります。子育て中の親御さんにその話をしますと、山都町は子育てがしにくい町というような感覚で答えられました。非常に残念で寂しい思いでございますが、まだまだよそから見ればまだ足りない部分がたくさんあるという思いでありますので、そういう分を含めながら今後進めてまいりたいという思いであります。

今回の緒方市議の行動については、行動自体ではなくて、女性が参画しやすい社会づくりをみんなに訴えたい行動の一つだという思いでありますので、これについては真摯に受けとめながら、我が議会の中で、また、議会等々にはいろんな決まり事もあるというようなことでございますので、そういう部分も含めながら議会についてはお願いをしたいという思いでありますので、特に女性の議員の方々、大変関心がある部分かなという思いであります。今後ともいろんな部分の中で協議をしながら進めていただきたいなという思いであります。

また、再度になりますが、3名の女性の方々の今後の御活躍を御祈念申し上げたいという思い

しております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 町長、ありがとうございました。

まさに今おっしゃったように、今議会、私たち女性3名ということで、私も大変心強く思っていますし、この緒方議員の、本当に一石を投じてくれた、身を呈して本当にやむにやまれぬ思いでの行動だったというふうに受けとめておりまして、これが私たちどもの議会にとりましても、男女共同参画、なかなか進んでないのが実感ですね、山都町では。こういうことをきっかけに、しかも今、議会に3名の女性がいるというようなことから、この点についても議論を深めていけたらなというふうに思っておりますので、よろしくサポートのほうをお願いしたいというふうに思います。

さて、緒方さんは議員でありながら子育ても同時に進行させたいという思いでした。さまざまな子育ての多様性というものがあります。今年度から、子育て支援センターが町の直営事業となり、御存じのように山都みらい保育園内で仕事を始められております。支援センターが包括していた事業の一つとして、つどいの広場事業というものがありますが、町の方針として、つどいの広場事業であるシャベルも同時にみらい保育園の中に入ることになりました。

しかし、利用者がその事実を告げられたのは直前の2月の半ばだったというふうに記憶しております。そして、困ったお母さん方は、シャベルの存続を要望するために署名活動をされました。そして、300名ちょっとぐらいの、ちょっと詳しい数は済みません、確認しておりませんが、300名にも及ぶ署名を集められ、そして新体制、新しい梅田町長、そして山本課長になってから、私が一応立ち合いながらお母さん方の要望をお届けしたところです。それはたしか5月の連休の明けだったというふうに思っています。そのときのお母さん方の気持ちを聞いていただいたと思いますし、今、シャベルの現状について課長あたりはどのように把握されているか、そこら辺をお聞きしたいと思いますし、その後の改善点等で、あのときの要望がかなった部分があるのか。

そして、私はちょこちょことお邪魔するわけなんですけど、相変わらず、職員の先生方の職場環境というものが整ってないというふうに思っています。事務をする机もなしに、座る椅子もなしに、いつもお母さんたちと一緒に床の上に座ってらっしゃるわけなんですけれども、やはり、事務をする時間も、それから、昼食をとる時間も大切な時間ではないかというふうに思っていますが、そこら辺の環境はどういうふうになっているのでしょうか。

子ども子育て支援事業計画の中には、保育園の統廃合がもちろん盛り込んであるわけですし、保育園の空き部屋であるとか、そういったところを相談の部屋にするなり、保育の部屋に使うなり、共有できればというふうなアイデアが書いてあるわけなんですけれども、なかなかそれは共有というのが難しい状況ではないかなというふうに思っていますし、また一方、働くお母さんの助けになるはずの病後児保育ですが、これの受け入れ、登録が、今、進んでいると思いますが、その現状と受け入れ体制のほうですね、どのくらい進んでいるのかをお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** おはようございます。吉川議員の子育て支援環境の整備につ

いてということのお尋ねでございます。

今おっしゃったように、矢部地区の保育園を統合するという最初の計画で、これは数年前から計画されまして、各審議会で議論されまして、子育て支援センターとして新たな拠点整備として、みらい保育園の中に子育て支援センター、それから、病後児保育室を併設するというふうなことで進められたものでございます。

それにつきましては、前の町長の時代から、よりよき子育ての環境を整備するんだというふうな狙いでやられているところであります。

今おっしゃいました、昔のシャベルのことですけれども、熊本地震の影響を受けまして運営ができなくなったというふうなことで、その利用者の方々につきましても、何回となく説明を申し上げているところでもございます。

そういった中、新しい支援の拠点ということで、一緒にすることの利点というふうなことを紹介申し上げますけれども、保育園に入所されてない親御さんもそこに数名来られますけれども、そのような中で、保育園と併設したところで、離乳食の相談だったり、子育ての支援相談だったりがあるというふうなことは利点かなというふうに思っております。

それから、シャベルを利用されていた方々が複数名、何人もおられたわけですが、子育て支援センターの活動の中に出張広場というようなことで、清和の保健センター、それから、蘇陽支所に計画をされまして、出張して広場として行われております。これにつきましては、今までの実績を手元にいただいておりますけれども、新しい利用者の方も含めまして、前年と比べますと約3倍の利用者がおられるというふうなことで、大きくその利用の幅も広がっているのではないかと思えます。

そういった中で、みらい保育園も子育て支援センターも病後児保育室も、同じ施設としてことしの4月に開所というふうなことでスタートしておりますので、いろいろな意見を取り入れながら、いろんな試行錯誤を繰り返しながらやられていますので、今後もそれは続けながら、いろんな意見をちょうだいしながら、利用者のより使いやすいような施設を目指してやっていきたいというふうなところであります。

**○議長（工藤文範君）** 山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** 病後児保育のことも続けて紹介したいと思いますけれども、これも準備期間を経まして9月20日から開設しております。現在のところ、これは事前の登録制というふうなことでございますので、現在の登録者数は13世帯となっております。これは、御存じのとおり、原則3名までを預かるというスペースを確保しております。その中で、職員の体制といたしましては、保育士が1名、それから、看護師資格を持っている人が1名というふうなことで対応しております。

その中で、利用するには、これは事前の登録制ということで、前日の5時までに、病後児ですから、その子供さんが医療機関にかかれまして、医療機関からの連絡票というのを前日の5時までに持ってこられて利用、どうしても次の日に保護者が仕事等で行かれないといった場合に限り、病後児として預かるというふうな制度でございますので、9月20日から開設しております

けれども、現在のところまでの利用は今のところございません。

これにつきましても、各保育園や小学校3年生までが該当となっておりますので、町の広報にも載せておりますけれども、今後、さらなる周知を図っていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。

支援センターについては、今後、見直しをしながらということですがけれども、本当に開設してから4月から半年以上たってきている中で、改善点というのはどのような感じでしょうか。私、行くたびに思うんですけども、やっぱり相変わらず狭いし、例えば先ほどの空きスペースを利用して相談……、相談室がないんですよ。それから、もちろん、授乳室がないんですよというのは当初から聞いていましたけれども、そういった点はどのように工夫をなされているのかお聞きですか。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** 当初から、以前に話をお伺いしたときから、ちょっとスペースが狭いというふうなことを私も感じておりました。指導される先生方の意見も聞きましたけれども、ちょっと狭いんですよというふうな話を聞きました。

建物をこつこつつくったばかりですので、なかなか建物の整備というのはまだまだちょっと考えられないところでありますけれども、みらい保育園と統合したと、併設したというふうな、そのいいところをもう少し活用できないかなというふうな思いはございますので、いろんな知恵を絞りながら、そのスペースにつきましては、農園もつくってありますけども、スペースもちょっと狭いかなというふうな気持ちもございますので、今後、いろんなアイデアを出しながら利用者の期待に答えてまいりたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 本当に改善を急いでやっていただきたい。子育て問題がなかなか進んでいかないのは、全国的な傾向もあると思いますが、やはり当事者である時間が短いということなんです。先ほどの緒方さんの件にしても、今は7カ月だからお膝の上に抱っこをしているけれども、これがもうちょっと成長して、次の議会であつたらもう歩きますよね。そうすると、やはり、そういう現状にはないということになってきてしまいますし、保育園に待機児童ですごく問題があるけれども、入ってしまえばそれは問題でなくなってしまうということがあると思うんです。

だから、本当に悠長なことではなく、本当に課長ももっともっと現場の声を聞いていただいて、それを反映させていただきたい。建物はもう建ってしまったし、しょうがないというふうなことをちょっとおっしゃいましたけれども、そこら辺は、私、前から思っているのは、千寿苑で活動してらっしゃったときのメリットっていうのはすごく大きかったと思うので、もう一度あそこを環境整備というか、併用できるようなことは考えられないでしょうか。

あそこは、もちろん町の施設であり、町民の健康に資するものを集中してやるという目的で建っている建物だと思います。しかし現在のところ、社協の矢部支部が入っている、そして4月か



らは老人クラブの事務局が入って少しはにぎやかになっておりますが、以前まで使ってらっしゃったお部屋はあいていると思いますし、さまざまなイベント等で使われる。恒常的に使ってらっしゃるのはその2件だけだというふうに思いますので、そういったことも何か一考を入れていただけないかというふうに思います。

そして、やはりおっしゃるように、今の部屋は本当に狭過ぎて、シャベルを利用しているお子さん方は、もうちょっと保育園に入れなくても自分で育てたいというお母さんたちもいらっしゃるわけで、3歳、4歳、5歳というお子さんもいらっしゃいます。そして、やっぱり体も大きいですし、動き回るといふ観点からも、やっぱりもっと自由に思いっきり遊べる。

そして先ほど出張サロンが好調だというふうに、それはそれで本当に結構なことだと思っておりますが、この間、たまたま私、シャベルのお母さん方の会にお呼ばれして行ったんですが、久しぶりにみんなで顔を合わせましたというふうにおっしゃったんですよ。今まで、以前のシャベルで集まってらっしゃった方が、今、思うように集まれなくて、久しぶりに集まりましたというふうにおっしゃっていました。だから、そういうふうなお母さん方の願いを少しでも聞いていただけるように、千寿苑のことをちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。

それと、駐車スペースのことについてもちょっと申し上げておきます。あそこの今の支援センターの前の、支援を使われるお母さん方がとめられるスペースありますよね。あそこのところがまだ砂利で、マンホールがこんな浮き上がったような状況です。あれはどうか補正でも整備していただかないと、本当、子供さん方も、向こう側にフェンスがないので、道のほうに転がるような感じですね。すごく危険だなというふうに思っていますので、そこら辺のフェンスの設置あるいは舗装、そちらのほうも重ねてお願いをしておきます。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** もう以前から、千寿苑の利用につきましては、さまざまな意見をいただいているところであります。御存じのように矢部地区の保健センターということで千寿苑は利用されておりますので、今、空き部屋になってるところも、さまざまな町の健診のときにはあれを利用して、いわば重要な役目をやっているところでありますので、今、あつてる千寿苑の有効活用も必要ですけれども、まずは、まだ今年度開設したばかりでありますので、いろんな意見を頂戴しながらやっていきたいかなと思います。

それから、園の整備も、最近、街灯のほうも工事のときに外しておりましたので、街灯のほうも最近ついたわけでありまして、御存じのように、おっしゃるとおり、園の前の、まだ舗装されていない部分もあります。地下にいろんな構造物があると思いますので、その辺も協議しながら、使いやすい施設を目指しながらやっていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 継続的によろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者の件について、引き続き山本課長にお尋ねしますけれども、生き方の多様性ということで、お年寄りになっても、今は子育ての問題でしたが、高齢者になっても生まれ育った土地で生き抜きたいという人たちがたくさんいらっしゃいます。高齢化が県内でも2番目に高い山

都町ですが、現在約6,900名が高齢者というふうな位置づけです。

先日、役場の高齢者係の担当者に勉強させていただいたところ、介護が必要で何らかの福祉サービスを受けていらっしゃる方は、今の高齢者のうちの2割、およそ1,700人ということを知りました。もちろん、後期高齢者というところに絞っていけばまた割合は変わってくるんだというふうに思っていますが、とにかく元気で地元で暮らしたいというお年寄りのサポートですね、それが急がなくてはならない課題ではないかというふうに思います。

保健師さんが地域に出向いてお話をされることもあります。山都町の特徴としては、広い面積の隅々、そして山のから谷間まで点在して暮らしていらっしゃるということですね。その住民の健康状況、あるいは暮らしの状況をどのように把握していくか、状況を見守っていくのかということが課題だというふうに思っています。

後藤議員が常々、高齢者住宅の設置を唱えられておりますが、グループホームに集まる人もいれば、やはり自分の家にとどまりたいという人もいらっしゃるわけで、そういう高齢者の生き方の選択肢というものを尊重するためには、しっかりと支えるということが必要だと思うのですが、皆さんの生活状況の把握、そのあたりはどういうふうにしていらっしゃいますか。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** 山都町にとりましては大変重要な課題かなと思います。

生活の状況につきましては、非常に、その調査は特別に行っていないわけですが、まず、うちの課におきましては、町の総合計画の実施計画の中に大きく保健福祉総合計画というのがまずあります。その保健福祉総合計画は何でできているかと申しますと、その中にうちの分野の七つのそれを支える計画が、部門ごとの七つの計画がございます。その中には、さっき出ました、次世代を育成する計画とか健康増進計画とか、また、障害福祉の分野の計画とか、七つの計画から成っているのが保健福祉総合計画であります。

高齢者は、非常に高齢化率は高いわけですが、そのような中で、山都町は御存じのように農業が主幹産業ということでもあります。この農業を支えていらっしゃる方、非常に高齢者の方も数多くおられるところであります。この農業をずっとされている方のお話について、先日、町長のほうから紹介がございました。ずっと農業をされている方の高齢者につきましては、そのほかの会社勤めだったり、そういった方の健康寿命よりも数歳伸びているというふうなデータがあるということの紹介がございました。やはり、体を動かし続けるというふうなことは大事な事かというふうに思います。

そういった中で、来年度から介護保険制度の中で総合事業というふうなことで始まりますけれども、これはまさに、今、議員がおっしゃったように住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにということで、元気なお年寄りの方が病気にならないように、少々要支援の方々もそれ以上悪くならないようにというようなことで、総合的にこれを支援していくというふうな事業でありまして、大きくは二つのサービス事業、介護予防のほうと一般的な生活支援というふうなところの2本立ての総合事業というふうになっておりますので、それぞれの状態に応じて、そのようなことで、介護が進行しないような事業を進めてまいりたいと思います。

その中で、一般的な65歳以上の方が誰でも利用できるのが一般介護予防事業と申しまして、それは、まだまだ介護認定の申請もされてない方々もたくさんおられますので、そういった方にそのまま健康を維持していただけるような、地域でのいろんな健康にまつわる講演会をしていただいたり、いろんなサロン、そのようなことで、簡単な体操もしていただくことで介護予防につながるというふうなことで、そういうような事業も幅広く行ってやっていきたいなというふうに思っております。

これにつきましては、今、盛んにお願いしているところでもありますけれども、地域住民の方、小集落の方でそういうふうなお手伝いができる方、いわばサポーターの方ですね、サポーターの養成講座というのも毎年やっておりますけれども、その方たちも随分高齢になられてきておりますので、できる限りの、無理をなされない程度のサポート活動もしていただければというようなことで、後で出てきますけれども、社協さんのほうのお手伝い、それから、町の行政の中で、健康づくり係を中心としました保健師、栄養士などがやはり地域に出向いて行って、介護予防についてのお手伝いできればというふうなことで、今、考えております。

**○議長(工藤文範君)** 9番、吉川美加君。

**○9番(吉川美加君)** 私たちも、町、行政と一体となって地域の見守りをしていかななくてはいけないというふうに、もちろん考えております。

今おっしゃったサロン活動についてなんですけれども、私、震災後から考えて、いろんな場所で発言もしているんですが、自主防災組織というのがなかなか活動が見えてこないというのがあるんですが、自主防災というふうな、防災訓練と一緒にサロン事業をからめたらどうかというふうに思っているんですよ。一月に1回とはいえないけれども、二月に1回というふうな中で、防災訓練を、一緒にですね、どことかのおばあちゃん、おじいちゃん、そういったことの把握ができ、そしてそこで顔を見合わせて、ああ、きょうも訓練うまくいったね、そしてお茶を飲みながら「最近、どがんね」というような話ができる場を……。

だから単独の課ではなくて、本当に各課が横断しながら事業を考えていくという必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういうふうなこともひとつ考えていただきたいというふうに思いますし、高齢者が安心して暮らしていく、先ほど農業して体を動かしていれば健康のお年寄りが多いということでしたが、やはりお買い物に出たりとか、役場まで手続に出たりとか、そういったときに車の運転をしなくなったお年寄りためには、やはり、交通システムの再構築が本当に急がれる課題ではないかというふうに思っていて、これはそれこそ健康福祉課だけの問題ではなくて、総務課、そして、企画政策課のほうと絡んでいかななくてはいけない問題かと思うんですが、交通弱者になられたときのサポート、これも急いで考える必要があるというふうに思っています。

これについては本田課長にお伺いしたほうがよろしいんでしょうかね。交通システムについては、では、企画課のほうにお伺いいたします。

**○議長(工藤文範君)** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長(本田潤一君)** おはようございます。お尋ねの高齢者の生き方の多様性の中

での交通システムの見直しだというふうに思います。

現在、山都町の高齢者の運転免許の保有率ですけれども、60歳代では92%、70歳代が67%、80歳でも36%と非常に高い比率であります。これは平成24年に調査したのでありますけれども、既にそれから5カ年たっておりますので、もう少し比率としては上がっているものというふうに感じております。

日常生活におきまして、自家用自動車を運転するということが必須となっておりますので、運転できなくなる限界まで今利用されてるという現実、実感として御認識のとおりだと思います。今後も自家用車の依存率は非常に高くなっていくと。その中でじゃあ、そういった公共交通機関のシステムをどう考えていくかということは、本当に御指摘のとおり大きな課題というふうになると思います。

それで、これにつきましては、これまでの議会の中でも、ほかのシステム等々の検討をやっているのかとかいう話をいただいております。私どもとしましては、来年度、公共交通網形成計画というものにつきまして、策定をぜひ来年度やりたいというふうに考えております。この公共交通網形成計画といいますのは、趣旨は、この山都町にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするということで、現在、本町では第二次山都町総合交通体系運行計画というもののにのっとりやっておりますけれども、これを公共交通網形成計画という中で実態を明らかにしながらやっていきたいと思っております。

実はいろんなところで今、職員のほうも調査研究をやっておりますが、全くよその自治体のやり方と山都町のあり方は異なります。やはり、山都町にとって望ましいと、今言いましたけど、そのような姿をどう描き出せるかということをしつかり念頭におきながら取り組んでいきたいというふうに思います。

今後、免許の返納者のことも恐らくどんどん進んでいくでしょう。そういった方々に対しまして、公共交通がどう対応していくのかといったことについてはしっかりと研究していきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひよろしくお願ひいたします。これも待ったなしですね。30年度というふうにおっしゃいましたが、今、高齢者の問題を言いましたけれども、この間から言っておりますように、小学生の部活が社会教育になるということで、この分の足の便も考えなくてはいけないんじゃないかというふうに思っています。それは31年4月から始まるというふうに聞いておりますので、その30年度、皆さん、駆け足でお仕事に励んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

さて、次に情報の共有の課題についてなんですけど、再三、私、しつこいなと思われるぐらいデータポンのことを言っておりますけれども、データポンが相変わらず動いてないんです。私は、年間90万程度、これはRKKに契約をして載せてもらってると思うんですけど、誰がどのように利用してるのかなというふうに思うんですね。私はスマホ版を使っていますので、外出先できょうのイベントどこだっけとか、場所どこだっけとかいうときに見るんですけど、大概載っていません。知り

たい情報がですね。

それこそ、ついきのうです。上益城郡の駅伝の結果を防災放送で流していました。詳しくはデータポンをごらんくださいってあったんですが、データポン、何も詳しくないんです。ただ「優勝しました皆さんありがとうございます」で。実際知りたいのは、誰が走って、どのぐらいの記録で優勝したのかなということなんですね。これは町のホームページの到着情報にはもちろんファイルがついておりましたので確認ができましたが、放送でデータポンで御確認くださいって言われても、テレビつけても「優勝しました。ありがとうございます」しか載ってなくて。そういうことでは本当に無駄金ではないかというふうに思うわけなんです。

これは活用法を考えてらっしゃるんですかね。それとも大概にしておいたほうがいいんじゃないかと。やっぱり90万といえども税金ですので、本当にしっかりと考えていただきたいと思いますが、本田課長、いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 今、御指摘をいただいておりますデータポンについてですけども、御紹介しますと、データポンというのは、今、吉川議員がおっしゃったように、RKK熊本放送が提供している情報サービスのシステムです。県下、今、7自治体が利用してるものであります。本町におきましては、防災情報、お知らせ、イベント、それから、休日対応の病院の紹介、それから、電話帳、6カテゴリーを、今、設定しております。ほかの自治体では、いろんな情報ということでしたが、学校行事や人口動態を載せているところもあるようでございます。本町が導入した経緯は、町政座談会の中で、住民からこういうのをやってるからぜひやってほしいという要望を受けて実証運用をしながら導入したものです。

今、御指摘ありましたけども、メリットとしましては、防災行政無線が主に本町の広報手段というか、情報手段になっておりますけども、これを聞き逃した場合でも文字で確認できると。それから、耳の不自由な方とかであっても視覚的に情報が得られると。それから、テレビの放映時間中、もしくは、パソコン、そしてまた、スマホでもあれば24時間確認できるというメリットがございます。それからもう一つは、防災行政無線と異なりまして、電波法の規制がありませんので割と自由にいろんな情報を掲載できるということで、地域のイベントであってもそういうのを載せることができるということ、それから、役場外からも情報を発信できるという、メリットはたくさんあります。

しかしながら、今おっしゃったように、なかなか活用が図れていないじゃないかというのは実感して御指摘のとおりであります。計算しますと、約1世帯年間1,500円を負担していただいていることになってるわけですね。月7万ですので、税を含めると90万7,000円という、今、支払いをしているわけですので、これについては、活用の費用対効果というのは当然やっぱりしっかりとチェックをしていくべきだというふうに思います。ただ、今言いましたように、メリットもございまして、特に緊急時、それから、もっと利用のしやすさはたくさんあるんですが、そういったところが課題だというふうにはしっかりと認識しております。

デメリットとしましては、RKKさんの他局の主幹事業については出せないということですが、

おおむね行政事業が多いわけですから、この辺は余りデメリットと捉えておりません。

利用状況についてRKKのほうに確認をとりました。残念ながら、テレビデータポンではアクセス数はカウントシステムがないと。それから、スマホアプリからは7自治体トータルでしかないんですが、月400回程度のアクセスはあってると。それから、インターネットで見るデータポンの情報については、毎月、7自治体ですけれども8万から10万アクセスはあってますということでしたが、残念ながら各自自治体ごとの利用状況をとるということはできてないという報告を受けております。

いずれにしましても、御指摘のあった部分につきましては、今後、光を使った情報環境どうするか、情報システムできちんとお知らせしていくシステムを、今、どうするかを考えておりますので、その中でデータポンの活用については収束させていくことになるのか、また、多様な連絡システムとして、情報システムとして活用していくのか、しっかりと検討させていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** いずれにせよ、本当にもったいないお金ですので、しっかりと活用していただくか、そうでなければやめていただくというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

本当に、誰でもが登録できるというか、情報発信できるというふうな説明も昔、昔というかいただきましたけれども、どうも役場内でもそのことが認識できてないんじゃないでしょうかね。アップしている課とそうでない課がやっぱり如実にあるようですもんね。私たちのような一般住民というか、自治振興区からも発信できるのであれば、そういった講習会等をもっと密に開かれたらいいというふうに思いますし、とにかく活用するかそうでないか、白黒はつきりつけたほうがいいと思います。

そして常々、町内の皆さんから聞くところなんですけど、これはちょっと総務課長にお伺いしますが、イベントが、町長の御挨拶にもあったし、私も冒頭に言いましたが、この季節、すごくイベントがたくさんありますね。それがダブっていいものと、ダブったら困るものがやっぱりあるわけなんです。そして、本当に皆さん、自治振興区で頑張らせて、地域の祭りを復活させようとか、あるいは若い者が元気づけようって言って新しい祭りをしたりイベントをしたりするときに、いざチラシをまく段階になって、あら、こんな大きいイベントと重なったと、町のこんなイベントがあっつたと、そういったことがなかなか目に見えない。だから、それを可視化するというのが本当に大切じゃないかと思っています。何かもっと簡単な方法があるんじゃないかというふうに思うんですけども、例えば町のホームページ上に決まったかつがつイベントを入れていく。今、月間カレンダーですら大した情報が載ってないですね。何ですか。ああいうのを見て、一発で来月、再来月ぐらいまで、年間で決まってるものはあらかじめあの年間行事カレンダーに入れ込んでいくと。そんな簡単なことがなぜできていないのかと思うわけなんです。私たちはそれを見ながら、地域でイベント等をやるときに「これはこれと重なるとるけんよかあんばいだったね。ならこっちと一緒に協力してしょうか」とか、「こっちば午前中見て、う

ちは午後来てもらおうか」とか、そういう算段もできると思うんですよ。だから、そういったことをぜひ進めていただきたいんですが、総務課長、いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今、御指摘の情報の共有化といいますか、非常に住民の方からもそういうふうに重複したイベント、そういったものがすごく実際にはあって、それを整理ができないかというような御指摘なり御意見というのはたくさん私のほうもお声は聞いております。

先般、課長会議の中でも御指摘のような年間スケジュール、こういったものをしっかりと策定をして、どうしてもダブる場合は時間等をずらす、そういったことも考えながらしっかりやっていきたいということは確認をしたところでございます。

今後、いろんな情報を整理して、そしてきちんとした形で住民の方にわかりやすくお伝えすることを考えていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひですね。以前、このことをお聞きしたときもそのようなお答えだったというふうに思っています。

これ本当に、先ほどのこともそうですが、日々の暮らしの中で無駄が出ないように、本当、人口がこういうふうに小さくなっていく町の中で、幾つも行事等があると体が幾つあっても足りないというふうなこともなりますので、ぜひ素早い対応をお願いいたします。

そして最後の質問ですけれども、総務課長に町の総合計画についてお伺いします。余り詳細にわたっては聞くつもりはございません。

2017年度にスタートとした第二次の山都町総合計画なんですが、何だかんだ言いながらも3年がたとうというふうになっております。簡潔にこの3年間の振り返りをお願いしたいと思いますし、また、私たちにとってその同時耳なれない用語としてPDCAサイクルであるとか、KPIであるとか、そういった横文字が並んで何じゃろうかと思っておりました。つまり、PDCAについては、プラン、ドゥー、チェック、アクションというのの頭文字。計画、実行、検証、そしてまたさらに改善して実行するということですね。そしてKPIというのは、その事業の達成度を示す指標であるというふうに思います。

その各課の取り組みに対して、どういうふうなところでこの振り返りが行われているのか。これからどういうふうに行っていくのか。総合計画書によれば毎年の見直しをしていくし、大きくは3年ごとに振り返っていくというふうなことが計画されています。そしてさらに町長は、この第二次総合計画を策定する審議会の会長でもあられましたので、余計に思い入れが強くあられるのではないかなというふうに思っています。この計画について、町長になられてから職員にどのような指示をされているのかということをお伺いして、それから総務課長に全体の振り返りをお願いしたいというふうに思いますが。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 策定の責任者というようなことで、まずは、やはりなかなか検証ができてない結果の報告、また、進捗状況が遅いというのは事実であります。なかなか各課、この総

合計画を本当にわかった中で毎年の予算措置をしとったかなという部分がありますので、早急にもう1回見直し、後で進捗状況は報告をいたしますが、非常におくれておるなという思いが実感でありまし、見直す分については見直しをしたいという思いであります。スピード感がある今の経済情勢の中で、非常に、3年前、5年前計画した部分そのまま山都町に適用できない部分もあろうかなという思いでありますので、これについては皆さんにも意見を聞きながら、早急に見直しをする分については見直したいし、なかなか達成率が上がっていないのも事実でありますので、こういう分についてはそのような形でしていきたいと。

また、単年度の予算についても、予算を出すときはお願いしながら一生懸命予算を獲得し計画をしておりますが、その後の検証をしないと。どれだけ予算を使って、残って、どのような部分で使っているか、なかなかそこが出てない部分がありますので、全ての部分について検証をしていかななくてはいけないという思いでありますので、そのような形で今、やっております。

いろんなプロジェクトも早くしたいし、それと同時に結果も早く出さなくてはいけないという思いでありますので、きょうは高校生の皆さん、学校からも来ておられておりますが、矢部高校の応援会議のことについてもいろんな意見が出ますが、なかなか実行ができない。また、結果が出ないというようなことでございますので、先般の応援会議の中でもいろんなことを言ったところでございますが、そのような形で、早い、結果が出るようなスピード感のある仕事をこの総合計画の中でも見直しをしながら進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 総務課長を御指名でございましたけども、総合計画については企画政策課が所管しておりますので、とりあえず私のほうから説明させていただきたいと思っております。

今、町長からありましたけども、町長就任されてすぐに総合計画は机上の座右に置くようにという指示もいただいて、きちんと総合計画を把握するよという職員への指示もすぐにあったところでありまして。それを受けてではありませんが、私ども、今、議員がおっしゃいましたように、総合計画審議会において毎年の進捗状況についてはチェックをさせていただいております。

全58項目を総合企画の中では大まかに出しておりますが、その中で50%以上の進捗を見たものが27項目、50%以下が11項目、それから、今はまだ検討中であるのが5項目、それから、既に100%といたしますとちょっと語弊がありますが、目標を達成したものが15項目というふうに把握をしながら、各課からはその進捗状況の把握とともに、今後の方針転換についてもそれぞれ情報の収集をしながらキャッチボールするように心がけております。また、3月議会には提出させていただきますけども、この総合計画にのっとっての実施計画につきましては、3年ごとに見直しを図りながら、その中でこの事業をやる・やらないという見直しを図っているところでございます。

もちろん、新規にどんどんいろんな新規事業が入ってきますので、この見直しが、総合計画につきましては中間年度5年ですので、27年度が31年度の5年間なんですね、前期計画が。これについては、今、町長が申しましたとおり、早期にその見直しをかけていくことは、別に今すぐに



でも始められることですので、そういったことについては対応をぜひ早急に考えていきたいと思  
いますし、実施計画の見直しにつきましても、その辺のところの意見交換を各課と十分に図って  
いけるように考えていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうすると、企画政策課のほうでPDCAというふうなものを回して  
いらっしゃるということなんですか。それは各課でやってらっしゃるんですか、それとも全体を  
やってらっしゃるんですか。ちょっと教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** PDCAサイクルというのは、決して企画政策課だけが回す  
ものではございません。先ほどありましたけども、総合計画はうちのほうでマネジメントをしま  
すけれども、それぞれの分野別計画がたくさんございます。これ一つ一つをPDCAでチェック  
をしながら、その総まとめが総合計画としてのPDCAでございますので、常にチェックと次に  
どうするかということでございますから、そういった意味ではそれぞれ一人一人の職員もそうで  
すし、課もそうですし、町全体としてPDCAを回していくということが最重要の念頭に置くべ  
きことではないかというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひお願いしたいです。もちろん、このPDCAっていうのは本当に  
最近の本屋さんなんかでよく見ることようになりまして、私もこの間、ちょっと本屋に立ち寄っ  
たところ、個人の生活もPDCAでうまくいくよみたいなことを書いてあったわけですね。本当  
に目標を立てて、それを実行し、そして検証して、また生き方を考えていくということは大変必  
要なことで、個々の問題、そしてそれが積もり積もってまちづくりというものになっていくとい  
うふうに考えておりますので、ぜひ職員の皆さんも、私たちも同様です、個々の生活の見直しを  
していきたいものだというふうに思っています。

そしてもう最後になりましたけれども、これも議員になったときから伺っているわけなんです  
が、九州中央道、いよいよやってまいります。しかし、相変わらず町の未来が見えないというふ  
うな気がしています。もう議員になったときも5年後が見えないよねと思っていたんですが、相  
変わらずな感じがしていて、しかし工事は着々と進み、なかなか見えてきません。

そして、今の総合計画を、役場の方はもちろん、そして私たちはもちろん読みこなしていかな  
くちゃいけないというふうに思って私も常に持ち歩いているわけなんですけれども、一般の住民  
にとってはこれが何なんだろうというふうなことだと思うんですね。やはり、同じ絵を描いて、  
同じ目標を立てて一緒に頑張っていくという姿勢がまちづくりでは大切じゃないかというふう  
に思っています。絵っていうのは本当に難しいことかとも思います。しかし、本当に老若男女、子  
供からお年寄りまで同じ方向を見れる町のビジョンづくり、これは一体どうすればいいんでしょ  
うか。こういうものを、難しい言葉ではなく、同じ目標が見えるようなものをぜひつくって  
いただきたいというふうに。そして、今後もこの総合計画の実施検証を繰り返しながら、一つでも多  
くの事業を成し遂げ、そしてこの町の子供たちに夢を語るができる大人がいっぱい町にな

ることを願っているわけですが、その方向性、一つ描いていく絵っていうものを、最後にちょっと町長、一言いただけますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 私の第一の選挙に出た目標、豊かなまちづくりというキャッチフレーズの中で取り組んで、また、この場に立たせていただいておりますが、やはり豊かな町とは、やはり子供さんから、先ほどありましたようにお年寄りまで、本当にこの町に住んでよかったなという町だという思いでおります。そのためには、やはり、経済が活性し、地域の人たちが生き生きと生きる町。そのためにはいろんな社会整備も資本の整備もせにゃいかんし、学校教育はもとより、子育て支援等々が充実した町でなくてはならないという思いでおります。

先ほど健康福祉課長が言いましたが、若者が生き生きとする町には、やはりその上にある経済が活性化し、そしてまた高齢者の方々が本当に生き生きとした町であってほしいなという思いでおります。いろんな広報であったり、また、先般の所信表明でも申しましたが、山都町には、今、本当に生き生きした高齢者がたくさんおられますので、この方々を本当に今後ずっと続けていただきたいなという思いでおります。そのためには、先ほどありましたいろんな施策も早取りをしながら、社協とか老人会の方々と地域自治振興区の方々と一体となった中での取り組みをしていきたいという思いでおります。

特に農業について、後でまた交通システムの部分はあろうかと思っておりますが、来年度についてはぜひ高齢者の方々が自家菜園でつくっていただいた分を、コミュニティバスか、いろんな職員にお願いするか、ぜひ山都町で集めて、JAの方にお願いするか、熊本に卸すか、まだ決めておりませんが、その農産物を販売できるようなシステムをつくりたい。そうすることによって、先ほど課長が言いましたように、農業をすることによって、土を扱うことによって元気で生き生きとした高齢化社会がつくれるんじゃないかなという思いでおります。そういうのを含めながら、まだまだ計画段階でございますが、今後皆さんとも協議をしながら進めてまいりたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。これで質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** おはようございます。2番、西田由未子でございます。きょうは初

めて一般質問をさせていただきます。まだまだ勉強不足ですので不十分な点がたくさんあるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

私は31年間小学校に勤めてまいりました。障害を持った子供たち、被差別状況にある子供たちやその保護者さん、地域の皆さん、その方たちとの出会いの中から教えてもらったことがたくさんあると思っています。

まず、現場に行き、自分の目や耳で確かめること、言いたくても言えなくさせられている小さな声を聞きに行くこと、これは町民の皆さんが汗水流して働き納められた税金が、みんなが幸せになるために使われているのか、特に教育や福祉にきちんと使われているのか、それをチェックする大事な物差しになることだと思っています。

もう一つは、人間は一人一人いろいろな背景を持っていて、お互いに認め合い助け合っていくことがすばらしいことであるということ。でも、どうしても自分だけでは、自分たちだけではうまくいかない。そんなときに、弱い立場の人に寄り添った、命を大事にすることを物差しにした行政や政治が必要になってくるとと思っています。

先ほど一般質問の中で、多様性という言葉が出ました。私もそれは大事にすることだと思えます。そういう点から考えると、ちっちゃいことかもしれませんが、先ほどデタポンとか、ネットを利用したいろんな情報提供が求められるというふうに言われまして、私もそれは大事だと思います。でも、現在、山都町に暮らしている方みんながパソコンをお持ちだったり、スマホをお持ちだったりするわけではありません。そういうことも考えながら、みんながわかりやすい情報提供というのは命にかかわることですので、それを考えていきたいなというふうに質問を聞きながら思いました。

そして、みんなが幸せであるためには、まず、平和でなければなりません。たくさんお尋ねしたいことはあるのですけれども、今回は三つのことについて、順番と変わらして申しわけありませんが、1番にはオスプレイ夜間訓練と日米共同演習について、2番目に財政状況について、3番目に子育てしやすいまちづくりについてということで質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、発言台から質問いたします。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 初めに、日米共同演習とオスプレイの夜間訓練についてお尋ねしたいと思えます。

今まさに大矢野原演習場にて日米共同演習が行われています。周辺住民の皆さんはもちろん、山都町全体としても、特に夜間のオスプレイ訓練については心配と不安でいっぱいだろうと思っております。

11月9日に正式に実施の報告があつて、13日には県と大津町、菊陽町、益城町、山都町で防衛大臣に確認と要望を出されました。迅速な対応をされたと思っております。また、住民説明会においても、山都町はもとより、隣町の御船や美里からもいらっしゃって、不安の声を述べておられました。

そうした状況を踏まえて三つお尋ねしたいと思えます。

一つ目は、オスプレイ訓練において、事前に飛行計画を明示するとともに、できるだけ人家を避けて飛行してほしいと要望されています。耐えがたい騒音はもとより、1989年より、着陸の失敗、不時着、墜落事故などで39名の死者、8名の負傷者が出ている、そのようなオスプレイです。アメリカ本国では低空飛行はしないそうです。それにもかかわらず、3年前の訓練のときにもたくさん人家の上を飛んだという目撃情報がありました。

実は9日のテスト飛行、それから、昨日もオスプレイの訓練がありましたけれども、人家の多い南側は飛ばせないと要望されてましたし、そのようにしたいとお答えがありましたが、それにもかかわらず、南側のほう、それから、福岡のうきは市とか菊陽町とかでも目撃がされております。そういう点について町としてはどのように把握しておられますか。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** おはようございます。現在行われております日米共同訓練について御質問でございますが、その中でも、飛行計画とその飛行ルートについての御質問だというふうに承りました。

今、議員から紹介ありましたように、これまで、九州防衛局の日米共同訓練についての概要説明からはほぼ1カ月という短時間の中で、この訓練が行われるということにつきましては、大変対応に追われているという実態がございます。今、申されましたとおり、速やかに国に対しての要望と確認を行いましたし、その後、住民説明会を学校保護者、それから、地域住民、そして住民説明会と行ったことは、今、御紹介があったとおりでございます。

その中で、今の飛行ルートと飛行計画についての御質問でございますが、九州防衛局からの返答でございます。オスプレイの飛行高度に関する懸念については十分承知しているという話はございました。これにつきましては、日米合同委員会の合意を踏まえるという返答で、飛行の際は通常の飛行と同様に飛行するという米軍に申し入れをすることとございます。また、訓練中の飛行については、米軍と調整の上、支障のない範囲で関係自治体にお知らせするという返答があつてるところでございます。

昨日も夜間訓練が実際あつておまして、夜の8時4分に離陸していったというふうに承知しておりますが、きのう7回ほど、オスプレイ離発着の訓練があつたみたいです。これにつきましては、私どもも、きのう、職員のほうも現地に派遣をいたしましたし、その辺の状況については確認しておりますし、九州防衛局からも時間単位でどういう訓練をしているか情報は、今、いただいております。

飛行ルートなんですけれども、本当に、ここでこう申し上げていいのかわかりませが、九州防衛局のほうからは、直前の訓練、飛んできたとか着陸したという情報はいただいておりますが、どのルートを通ってきたということの報告を逐一受けてはおりません。現認するしかないというのが現実かというふうに、今、感じております。

飛行ルートにつきましては、基本的に北側から民家のないところを飛ばすということとは再三、再四にわたって申し入れをしておりますので、基本、そのことについて順守しているという連絡はいただいております。ただ、このような非常に荒天、荒れた状況であるので、毎日北側か

ら入ることが、風の影響、気象の影響で危険性がある場合は事故防止を一番に図らなければならないので、ルートが若干変わる可能性はあるかもしれないということについては言及を受けております。

それからもう一つは、本町はイエロールートという米軍が飛行するルートが設定されておりますが、このことにつきましても、イエロールートというものがあることは承知しているが、今回の演習にあたっては、北側、人家のないところを通るようにということは、重ねて申しますけども再三申し上げておるところでございますので、それを現時点では信用するしかないというところを感じておるところでございます。

また、オスプレイ機器の機体番号等もぜひ公表してくれということも申し入れの中でやったわけですが、これについては米軍との関係上、公表は差控えるという返答をいただいているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今のお答えで、とても心外ですけれども、南側を通ったという、住民のお家をです、通ったという事実はあるわけですよね。それが、このような荒天のためにオスプレイの事故防止のために南側を通ることもあるかもしれないと私は受けとめたんですけれども、もちろんオスプレイの事故防止は大事です。でも、そのために何で人が住んでいるところの上を通られて、住民の危険防止はどんなふうにされるのだろうかと思いました。

ただ、このように繰り返し要望されてるというのわかります。それでもやっぱり、人が住んでいるところの家の上を低空で飛行するわけですよね。そのことが繰り返されておりますし、先ほど訓練自体が終わる時間は8時4分だったとおっしゃいましたが、そうなんですよ。8時までには終わるという約束だったわけです。でも、たった4分かもしれませんが、その4分間の中で何が起こるかわかりません。飛行ルートにしても、飛行時間にしても、約束を破られるということが余りにも多いと思うんですね。そのことに対して、町としてどのようにお考えでしょうか。町長に伺いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 飛行ルートについては、今、私も初めて報告を受けました。9日の日に私も1時ごろまで、午後ですが、演習場内におりましたが、なかなか私がおる間は訓練がなかった——午前中はあったそうですがなかったというようなことで、民家地を飛んだのは、今、初めて聞きましたが、非常に南側を飛んだというようなことですので、これは本当に遺憾なことだという思いでおります。

きのうにつきましても私は家において、7時半に我が家を出て散歩をしておりましたが、余りにも音が大きいなという思いの中で外に出ました。演習場から直線で5キロ以上離れてるじゃないかなという思いでおりますが、物すごい轟音の中で、うちの家に来るかな、上を通るんじゃないかなという思いでございましたが、担当者に電話をしたら、今、言われますように8時過ぎまで、時間的にはきょうの新聞もですが、担当者からも、今、飛び去りましたというのが8時4分、5分だったという思いでおりますが、それは事実だという思いでおります。私もおりました

し、恐らくあれがオスプレイの轟音だと、我が家の上でもそういう状況でありましたので、この二つについては時間の形はあれ、遺憾な、また、約束違反というようなことで厳重な抗議はします。

しかしながら、西田議員も御存じのとおり、我々は要望をし、また、抗議をし、それがなかなか防衛局の方、自衛隊の方々も、それがどこまで米軍に通じとるか、こういう場で言っていていいかわかりませんが、事実じゃないかなという思いでおります。しかしながら、再三にわたる要望であったり、陳情であったり、また、抗議はしていかななくてはならないという思いですので、そのような形で進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今、梅田町長もおっしゃったように、再三再四、要望なり、抗議なりしていただいている、それは当たり前だと思います。抗議ということに加えて、本当に中止を求めているというふうに私は思っております。

今、梅田町長の御答弁の中でちょっとびっくりしたんですけれども、南側を通ったという事実は今初めて聞いたというふうにおっしゃったんですが、それはとても重大なことだろうと思うんですね。二つ目の質問とも絡みますので、あわせてお答えいただきたいと思います。

万一、訓練中に事故・事件が発生したときには、国の責任において迅速に対応するとともに、県民や県及び関係市町村等に対し、速やかに情報提供いただきたいとも要望されています。万が一の事故や事件は本当にはなりませんけれども、でも、沖縄でもついこの間、米軍のものと思われる落下物が保育園の上に落ちるといことが起きています。このことについても、どう思われるかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 事実関係についてちょっと整理をしたいと思いますけども、南側ルートを通ったかどうかについての確認はできておりません。米軍からは、訓練がこちらに来る前に、気象状況によっては、住民、もちろんオスプレイだけの事故ではなくて、民家もしくはその地上で事故があつてはいけませんので、南側をやむなく通ることがあるという可能性があるという連絡をいただいたということでございまして、南側を通るからという連絡があつたわけではございません。これは事実関係として申し上げておきたいと思います。

南側を通ったかどうかについては、今後の検証に、私ども含め、いろんな方からの情報提供を踏まえた上で確認作業をしていくしかないのかなというふうに思っているところでございます。ちょっと事実関係について先に。

それから、先ほど申されました、万一事故事件が発生した場合は国の責任において速やかに迅速に対応するようという申し入れをしております。このことにつきましての返答でございますけども、事件事故が発生しないことが最も重要であることは言うまでもないけれども、万一、日米共同訓練期間中に事件・事故が発生した場合は、国において迅速な対応を心がけると、そして、その詳細につきましては、関係自治体、消防、警察を含む自治体へ正確にかつ迅速にその情報を提供しますという回答を得ているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 沖縄の保育園の屋上に落下物であったというような、先般、報道がありました。けさの報道では、米軍では確認ができない、米軍のものじゃないというような報道で、米軍の発表ではそのような形です。しかし、いついかなるときにそういう落下物、いろんなことがあるかもしれないというのは事実でありますので、そういう分の確認、また、仮に山都町であった場合はいろんな部分で確認等は早急にしたいという思いであります。

先ほどありましたことの繰り返しになりますが、西田議員が言われた9日の日の南側の飛行の確認については、今、課長が申したように、私たちも毎日職員を派遣しておりますので、そういう形の中で確認ができた分については、また、先ほど言いましたように抗議なりをしたいと思えます。今ありましたように、まだ我々としては確認をしていないというのが事実であります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 実際に私のほうには目撃情報が来てるわけですよ。町のほうにも、住民の方、そういうことがあれば御連絡くださいとか、何か変な言い方ですけど、状況把握が甘いのではないかなと思います。今現在、不安に思ってるわけですよ。だから、終わってから検証するとかいうことではなくて、今現在のこの事実をどう受けとめられて、どう行動するかということが大事だと思いますので、そのことは重ねて、今の段階でもきちんと確認をされて、抗議なり要望されていくということを強くお願いしたいと思います。

先ほど、何か万が一のことが起きてはならないけれども、起きた場合は国が責任を持つてということでお答えがあったと言われましたが、命にかかわることですので、国に全部お任せしますということではないと思うんですね。万が一のことが起きたときには、町としては危機管理はどのようにするというふうに具体的にお考えかお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 非常にやきもきされていることでの質問も一つあると思いますが、私どもとしましては、今ありますように、毎晩、土曜日曜を含む夜間10時まで、訓練が終わった後も情報収集のために10時まで職員を毎日2課体制で待機をして情報収集に努めております。

事件事故、そういうものがあつた場合には速やかに関係機関と連絡をとり合うということについては、通常の事件・事故も一緒ですけども、これに限らず真摯に対応するというので、警察とも連絡を取り合っておりますし、現地にあります九州防衛局の現地本部とも常々電話のやりとりをしながら、もしくは現地に出向きながら対応を図っているところであります。

一つには、訓練そのものの事件・事故も非常に不安であります、現地にやっぱり駐留して何百人も来ておられるわけですから、地域住民、もしくは、いろんな住民の方々、それから、よそから入ってこられている方々とのトラブルも当然想定されるわけですので、その辺を踏まえて待機をさせていただきながら、万が一何かあつた場合には速やかな対応ができるという体制をとつてということをお願いしておきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 現地に出向いて、本当にしっかり情報収集していただきたいと思います。私は甘いと思います。

三つ目をお願いします。

今回の訓練でのオスプレイ使用が大矢野原演習場及び高遊原分頓地での米軍オスプレイ訓練の恒常化につながるのかというお尋ねもされていると思います。それに対して九州防衛局からは、来年度以降のオスプレイが参加する日米共同訓練等の計画については何ら決定していないというお答えだったと思います。このお答えは果たして、これから先はもう大矢野原では演習は行わないというふうに捉えていいのでしょうか。私はそうは思えないんですね。

19年前に初めて共同訓練が行われたとき、合併前の矢部町議会においては、日米共同訓練の恒常化反対の決議というのがされています。また、5年前の山都町議会においては、オスプレイ飛行訓練反対の決議というのも行われています。

今回の共同訓練はこれで6回目です。専守防衛であるべき自衛隊が海兵隊と一緒に演習をするというこの訓練が、周りの国からはどのように見えるのでしょうか。日本はアメリカの戦争に加勢するんだなと思われませんか。そのことでミサイル攻撃の標的ともなりかねないのではないかと、私はとても怖いです。このままだと訓練の恒常化、つまり、これからはずっと大矢野原演習場でオスプレイを含む日米共同演習が行われるのではないかととても心配です。このことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 恒常化については、先ほど西田議員が言われたとおり、防衛局のほう、また、自衛隊のほうからもそのような話を承っております。恒常化が、毎日あるのが1年後2年後とか3年後とかと、なかなかその範囲はわかりませんが、先ほど来ありますように何回となく当議会でもそういう決議がされておるといようなことでございますので、それについては我々も今後もそういう気持ちは持ちながら対応をしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 私の教え子やいとこ、それから、知り合いの方の大事な子供さんが自衛隊に隊員としておられます。熊本地震を初めとして、災害の現場で本当に献身的に働いてくれた自衛隊の方に私は感謝の気持ちいっぱい持っております。だからこそ、自衛隊の皆さんが専守防衛の域を超えて危険な任務を負わされないように、この訓練において、山都町だけじゃなくて、ひいては熊本に住む皆さんの命が危険にさらされないようにしていくというのが行政と議会の役目じゃないかなと思っております。このことについては、議会と行政と一緒にあって、命を守るという観点でこれからは考えて行動し合っていけたらいいなというふうに思っております。

次の質問させていただきたいと思っております。

山都町の財政についてお尋ねをします。

自分が払った税金がどのように使われているのか、暮らしがよくなっていくために使われているのか、住民の方々にわかりやすく示していくことが大事だと思っております。そのことが、住民



の皆さんが政治に関心を持ち、いろんな立場の方が議員に立候補していく、多様な意見が反映されるようになる一つのきっかけになるのではないかと私は思っています。

広報やまとの7月号に平成28年度の決算報告が載せてありました。あんまり私も見ておりませんでした。今まではですね。何とかわかろうと思って見ましたけれども、やっぱりなかなかわかりにくいです。それで、山都町の財政というものを家計の状況に例えてみて、どのような状況になるのかなということで提示していただければ、町民の皆さまにも少しでわかりやすくなるのではないかと思います、財政の方に少し御相談もいたしました。

28年度の収支について、家計に例えて、簡単に結構ですのでわかりやすく説明いただければと思います。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えをいたします。本町の財政規模というのは当初予算ベースで約120億から130億と大変金額の単位が大きゅうございますので、今、御指摘のように、一般の方にはなかなか金銭の感覚というのが伝わりづらいというような実情があることは想像にかたくないと思っております。また、行政用語自体も非常に難解なものが多くて、とりわけ財政用語というのは日ごろ用いないような用語を使いますので、これについてもわかりづらさを助長しているんじゃないかなというふうに思っております。そこで、今、御指摘のように、財政の決算数値なりを家計に例えて、行政のお金がどのように賄われて、そして、どのように使われているのかということを示す、それで身近に一般の方も捉えることができるんじゃないかというような御指摘だというふうに思っております。

具体的に平成28年度の財政の決算額を実際の家計と同規模となるように普通会計決算額を2,500分の1の数値に置きかえまして、さらに決算書の項目を家計簿の項目に例えてみました。例を挙げますと、収入でいいますと、町税は給料、地方債はローン、借金ですね。支出にありましては、扶助費というのは医療費、それから、繰出金は仕送りというようなぐあいがございます。

これで本町の平成28年度の普通会計の決算を見てみますと、収入では町税、給料ですね、それから、使用料や負担金、これは家賃や土地代に置きかえますけれども、こういった自分で得たお金の割合は非常に低いというふうに見てとれます。逆に、国県支出金、これは親兄弟からの仕送りというふうにとります。それから、先ほど言いました地方債、ローン、これらの割合が非常に大きく、こうしたお金の頼らなければならないような状況にあるということが言えます。

支出のほうでは、食費や光熱費を人件費というふうな形に置きかえておりますけれども、こういったローンの返済、交際費など経費が固定化しているものを義務的経費というふうに捉えております。これが本町の場合はちょうど33%、3分の1を占めております。この割合が高いほど自由に使えるお金が少なく、生活水準が低いというようなことを示しております。

実は類似団体と比較をしましても、本町はこの義務的経費の割合というのが非常に高いために、維持補修費や普通建設事業、家の家計費で言いますと、家の増改築ですとか家電の購入等々に回せるお金が本当に少ないというふうに出ておりますので、これらの経費を現在、抑制せざるを得ないような状況にあるということが言えます。

また、基金、これは貯金と家計では言えますけれども、これも年間収入の10分の1程度である一方、ローンの残高、これは地方債残高というふうに言えますけれども、これは年間収入の半分以上を占めております。非常に本町が多額の、まだまだ借金を抱えているということがわかるというふうに思っております。

このように、生活費に置きかえることで町の財政状況が身近に感じられ、同時に、先ほどおっしゃったように財政状況の理解や議論が進むというふうに考えております。他団体におきましても広報等を通じてこうした手法を用いて分析を掲載している例もあるようでございますので、今後、財政状況の公表に当たりましては、単に決算額のみを示すということではなくて、御指摘のように身近に感じることができ、そして、容易に理解を得られるような資料を持って、住民へのわかりやすさに配慮した内容となるような工夫・研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今、御説明いただきましたことをちょっと確認いたします。

収入としては、自分で得た収入とほぼ同じぐらい借金をしたり仕送りをしてもらってると。貯金の取り崩しをしていると。親兄弟からの支援というのが国や県からの支援なんですけれども、もともと国や県からの援助をたくさん受けてるといふふうに言われますけれども、もともとは私たちが払った所得税とか消費税などが分配されて帰ってくるということですので、自前は33%ぐらいとおっしゃいましたけれども、親兄弟からの支援も自前といえば自前なんですよね。というふうに私は考えました。

それと、借金も多いと。でも、その借金自体は、財政の状況を見てみると、年々少しずつ減ってますよね。だから努力しておられるというのわかるるところだと思いますが、それでもやっぱり町全体の収入源としては厳しいところにあるというふうに思います。

だから、家計で自分の暮らしとして考えていけば、借金はできるだけせんでおこうと思えますし、貯金の取り崩しも控えようと家庭でいえば思いますね。でも、辛抱ばかりでは町がよくなっていきません。大事なことには、こうやってみんなで話し合っ、きちんとお金を使っ、こうということになるんだと思います。

そのように、やっぱりそうは言っても収入減が厳しい中で、先ほど、町から繰入金といって仕送りもしているというふうに言われましたが、たくさん繰入金を投入している。家庭で言えば遠くに行っている子供に対して学費の援助だとか、それから、子供がちょっと家計が苦しいから援助してって言うことに対して援助をしているお金ですよね。そういうのが三セク——そよ風パークや文楽の里、通潤山荘に繰入金が投入されているということにも重なると私は思うわけです。それで、三セクのそよ風パーク、文楽の里、通潤山荘の経営状況についてお尋ねしたいと思っております。

28年度はそれぞれどれだけの繰入金、つまり援助があったのか。繰入金援助を含まない状態だと各施設の収支というのは大体どんなふうになるのかというのをお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 三セクの件につきましては担当課長から後ほどお答えをさせます。

私、前段おっしゃったことに対しまして若干補足説明をさせていただきたいと思っております。先ほど、議員は自前の収入が33%とおっしゃいましたけれども、これは義務的経費、支出のほうですが、支払いが決まってるお金である食費ですとか医療費ですとかローン返済、これが33%と。これが硬直化の原因になるということで、これを抑えるためにさまざまな施策を打っていかねばいけないと。

その中で、借金のお話も出ました。借金も総体的に見ますとかなり減ってはきておりますけれども、これも住民1人当たりの借金の金額に置きかえますと、まだまだ約60万円ぐらいは抱えていると。これは県内市町村の平均では約50万円ですので、この10万円というのは非常に大きな差になっているというような状況にあります。

今後も、そういったことを、御指摘のように考えながらやっていくんですけども、本町の財政については厳しい財政状況というような表現をよく我々もしますし、そういうふうな言いあらわしをされます。どのような要因でやりくりが大変なのか、どうしたら財政状況が改善、好転するのかということを皆様にきちんとお伝えしていく、これは冒頭に御指摘があったようなことでございます。大変重要なことと認識をして、これからしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 先ほど議員のほうから主要三セクの施設に対して繰入金というような言葉がありましたけれども、これは正確に申しますと委託料でございます。その風パークにしろ、通潤山荘にしろ、文楽の里協会にしろ、施設を管理するためにこれだけの委託料が要りますということで支出する委託料として町としては考えております。そのトータルが7,931万円でございます。これは山の都創造課が所轄しております11の指定管理施設でございます。

その詳細で言いますと、そよ風パークにつきましては年間に3,682万円、それから清和文楽館につきましては1,717万円、それから清和天文台が、文楽の里協会があわせて所轄しておりますので、委託料が596万円ということになります。

その収支についてということでまいりますと、これはいろいろ議論の分かれるところでございますけれども、この委託料は収入という形でそれぞれの第三セクターについては会計処理上は入っておりますので、それで申しますと、昨年、熊本地震で各施設が甚大な被害を受けまして、非常に苦しい経営の状況に陥っておりますので、若干そのことについても御説明申し上げます。

そよ風パークにつきましては、売上高が2億3,342万6,000円、当期純損益で言いますとマイナスの578万1,000円です。先ほどの町の持ち出しを収入と考えないということになりますと、4,000万円近くの赤字ということになりますけれども、私たちはそういうふうには解釈しておりませんので、そこは御承知おきいただきたいと思っておりますけれども。

それから、文楽の里協会の清和文楽館、これにつきましては、収入のほうでトータルで1億6,454万8,000円ということで、支出を除きますと当期の純損益で言いますと3,793万円の黒字でございます。

それから、通潤山荘につきましては指定管理委託料はございませんので、収支のほうだけを申し上げますけれども、通潤山荘につきましては、1億9,507万7,000円の売上高に対しまして、当期純損益につきましては、山荘は地震で休館を余儀なくされた分もございまして、平成28年につきましては1,574万6,000円の当期純損失になっております。

そういったことで、非常にそれぞれの第三セクターにつきまして経営的に非常に苦しい状況でございます。これを単純に昨年と比較することはできませんので、27年と比較したほうがよろしいのではないかというふうに私たちは思っておりますけれども、27年から比べますと大体10%から十五、六%ぐらい収益の減を記録しておりますので、非常に厳しい状況です。それをことしの状況に置きかえてみますと、まだまだ大体10%から15%売り上げが減少しているということで、ことしも非常に厳しい決算になるかというふうに思っています。各年度の状況につきましては、6月の議会でそれぞれ事業実績報告、それから、損益計算書、貸借対照等を詳しく議員の皆さんにはお伝えしておりますけれども、そういったことで非常に厳しい状況ではございます。

ただし、各施設が何であるかというところにつきましては、やはり、それぞれ3町村の設立時の状況が違います。通潤山荘につきましては、国民宿舎ということでホテル業をやると。それから、そよ風パークにつきましては、長期滞在型の農村と都市と交流施設ということで、地域の活性化に資するというところで、誘致企業のないような蘇陽町の状況の中で、そういう企業を立ち上げて、町村、地域の活性化に資するというところでやっております。それぞれ状況が違いますので一概には言えませんが、少なくとも年間に7億、8億の売り上げを生みますし、それから雇用も生みます。そういったところの地域の活性化に大きな貢献をしていただいております、従業員の皆さんにも給料をお支払いしているということで、一つの大きな企業としてそれぞれに役割があると思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、いろいろな指定管理の料金について、今後、圧縮していく方法はしっかりと考えていく必要があると思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 三セクの捉え方については、先ほど言われた、私の言葉で言えば、子供に対して援助をするという言い方はちょっと当てはまらないというふうに言われたと思うんですけども。管理委託料だということですね。その考え方についても議論が今までもなされてきたというのは承知しておりますが、やっぱりそれでいいのかなということは思います。お答えの中で委託管理料を圧縮していくというのは考えているとおっしゃいましたので、それはぜひ検討していただきたいと思っておりますし、熊本地震後、本当に経営については大変な中、御努力されているとは思いますが、考え方として、先ほど言われました三セクへの管理委託料、援助をするということについては、やっぱりどうかなと思うんですね。

例えば、文楽館のように、伝統文化の継承をきちんとしていくという目的があるところには、やはり養育費といいますか、そういう形での支出進出は必要かなと思いますけれども、いろんな目的で建てられた三つの施設、10年以上になりますよね。もっとかな、済みません。10年以上仕

送りを、私の言葉で言えばですよ、仕送りを続けて、それに加えてだんだん施設の改修費等にもお金がかかってきている。いつまで続けないといけないんだろうかという思いがあります。もう自立しなければならない成人した子供に、家庭で言えば、仕送りを続けていることと同じじゃないかなというふうを感じるわけです。そういうことをし続けるのは自立を損なうということにもなるかと思えます。

削減を考えていくとはおっしゃいましたけれども、そこで働く人たちの雇用というのはもちろん守られないといけません。それは大前提として、原則としては、独立採算制にするということも考えていけないといけないのではないかと。民間委託ということも考えられると思いますけれども、そういう点についての町長のお考えはいかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、指定管理者制度、いろんな部分でお願いしておる施設につきましては、先ほど榎林課長のほうからありましたように、長い歴史の中で各町、村から持ち込んで今も運営しておるところでございます。指定管理制度であったり、いろんな委託であったり、いろんな部分の中で今、経営をしておりますし、今ありましたように非常に厳しい。どうか、清和文楽については黒字というようなことでございますが。

しかしながら、今後を考えましたときは、非常に経営状況は厳しいんじゃないかなという思いでおります。2年後には指定管理者制度も見直すようになっておりますので、今、議員からありましたように、民間委託にするか、また三つの施設を一体となった中で運営するか、いろんな検討を、今後、あと1年ちょっとの間に皆さんにもお願いをしながら進めてまいりたいという思いでおります。いつまでも赤字をたれ流すわけにはいけないという思いでおりますし、私も虹の通潤館の運営には長い間携わらせていただきましたが、やはり第三セクターの、大変経営の難しさも痛感もしておりますので、それも含めながら早い時期に結論を出しながらと。しかしながら、なくてはならない施設だという思いでおります。今、観光をという中で、そよ風パークも、文楽館も、天文台も、通潤山荘も、この施設がなくては山都町の観光は考えられないし、今後、観光のいろんな部分でまた、今、仕掛けもしておりますが、進めていく中ではなくてはならない施設でありますので、育てないといけない部分は育てる。

しかしながら、ありますように、ほとんどの分が20年以上なってなっておりますが、成人した分をいつまで育てるかは我々に課せられた課題と思いますので、議会と皆さん、我々執行部とも一体となった中でこの分は考えていきたいと思っておりますので、今後ともいろんな御意見いただければという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ありがとうございます。そのようによろしくお願ひしたいと思います。

明るいものも言いたいですけども、唯一ふえてる収入があると思えます。ふるさと納税等の寄付金で、熊本地震からの復興支援として28年は1億9,000万円余りの寄付金をいただいていると思うんですね。でもそれは、一過性のものにならないように、ふるさと納税がこれからも安

定した収入減となってほしいと思っておりますが、何か手だてを考えておられるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、楢林力也君。

**○山の都創造課長（楢林力也君）** 先ほど御指摘がありましたけれども、28年度、純粋なふるさとの納税は1億8,139万7,152円でございます。

地震に関する応援というような形で明確にしておりますのは、緊急フォームというふるさと納税の中で、被災した山都町を応援してくださいということでフォームを設けて、その金額が588万8,000円です。それから、代理納付という納付制度がありまして、よその町が山都町を応援するためにふるさと納税のフォームをつくって応援していただいたということで、これはへその町とかが連携しておりますけど、そういったところから107万5,000円の納付がございまして、あわせて1億8,836万円ということでございます。ですから、ふるさと納税としては、昨年、地震でふえた部分もございまして、我々は山の都創造課の努力によってふえたというふうに思っております。

ことは、総務大臣のほうのいろいろな指摘がございまして、ふるさと納税の返礼を少なくするというような指示もありまして、ことは減っております。山都町自身はふるさと納税の返礼額は変わっておりませんが、全体的な国の流れとしてそういう流れがありますので非常に苦戦をしております、今現在高で、平成29年の12月10日現在で1億819万9,000円で推移しておりますけれども、対前年比からすると若干減っておりますので、これについては、やはりいろんな特産品の工夫を含めてやっていきたいというふうに思っておりますので、そういった形でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それからもう一つは、今まで返戻品を物に求めてきた部分がございますので、これは国全体、全国1,700の市町村がそうですけれども、返礼品に頼る部分がございましたが、そういったことじゃなくて、物から事に、やはり議員おっしゃるような山都町の子育て支援にお願いしますというようなフォームをつくって工夫して、ふるさと納税をふやしていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今、本当におっしゃったように、ふるさと納税を目的化してですね。今おっしゃったことを私も思っておりました。保育・教育に使うからということで明確化して応援してもらおうということをぜひ進めていただきたいと思います。

済みません、時間がちょっとなくなってきましたんですけど、三つ目です。

子育てしやすいまちづくりについてということでお尋ねいたします。

山都町には、独自に保育料の上限を下げたりとか、医療費を18歳まで無料としたり、就学援助や町独自の奨学金の制度などがあるかと思っております。これをちょっとわかりやすく説明していただきたかったですけども、簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** それでは簡単に御説明申し上げます。

まず1番目の保育料でございます。今おっしゃったように、国の上限基準枠というのがございます。それのおおむね40%で山都町は算定しております。これは大きく保護者の負担軽減になっていると思います。

一例を申し上げますと、同時入所の方、2人おられれば、2人目の方は半額でございます。3人おられれば、第3子の方は無料となります。そういった負担軽減になっておりまして、第3子の、複数名おられると考えなくて、第3子についての無料化というのも、今、担当のほうでは議論を始めているところであります。

それから、医療費助成ですけれども、土台となるものは熊本県の乳幼児医療費助成事業と申しまして、これは原則的には4歳未満が対象であります。本町におきましては、名前を子ども医療費助成ということで、町単での上乗せを実施しております。御紹介があったように、平成27年度から対象者を中3だったのを高校生まで対象を広げております。これにつきましては、高校生までというのは上益城郡内については山都町のみであります。県内の隣接する美里町や高森町などは、同様に高3までやっておりますけれども、高3までというのは県内自治体の中で4分の1ほどであります。

済みません。急いでということでございましたので、子育て支援策について充実しているものをちょっと御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、母子保健事業の中で妊婦及び乳幼児健診ということで、4カ月、7カ月、1歳、1歳半、3歳というのは当たり前の健診ですけれども、町単で2歳、4歳の歯科検診というのを町単で行っております。

それから、これは珍しいんですけれども、町内7校の小学校5年生までを対象にしまして、小児生活習慣病教室というのを行っております。食生活や運動について、なるべく、大きくなって、糖尿病の予備軍が非常に山都町は多いということで、小学5年生を対象に年に1回、こういう教室を開催しております。

それから、御存じかと思っておりますけれども、放課後児童クラブにつきましても、7校全校に指導員を配置いたしまして、運営費の助成を行っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 時間がありませんので、ほかのことについてはまた次の機会にお尋ねしたいと思います。今、言われたように、山都町では山都町独自の子育て支援を、いろいろ考えておられる部分をもっと外にアピールしていいと思います。知らないでおられると思うので、そこをお願いしたいということと、先ほど言いましたふるさと納税の目的化とか三セクへの必要以上の補助を見直すということで、保育料はもっと下げられるんじゃないか、無料にもできるのではないか。財政全般の見直しや議論を深めることが必要となると思っておりますけれども、子育てしやすい町の大きな目玉ともなるんじゃないかなというふうに思っています。

最後に、吉川議員の質問にもありましたが、やはり子育てしやすいまちづくりをしていくために、緒方議員の提案は賛否両論ありますけれども、私はここで是非を論じるつもりはありません。ただ、緒方議員の提起を受けて、じゃあこの山都町はどうなっているのかと考えることがそれぞ

れ大事なことなんじゃないかなと思っています。

男性女性問わず、子育て中の議員がいたとしたら、子育てしながら議員活動が十分やれる環境が整っているだろうか。また、赤ちゃん連れや子供連れでもこの議会を傍聴できるようになっているだろうか。車椅子が入れる議場や傍聴席になっているだろうか。町の施設は授乳中のお母さんや子供連れの親御さんが使いやすい工夫がしてあるだろうか。そういう一つ一つを住民目線で見ていくことが大事になると思います。

本当にちっちゃいことかもしれませんが、例えば、男女ともにトイレに子供を一緒に連れて入れるか。町の施設も役場もですね。なっていないですね。男性のところは、私、入れないのでどうでしょうか。おむつがえが男性のところでもできるようになる。そういうところから若い人たちの子育て、若い人たちだけじゃないですけども、見方が変わっていくんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ町の施設を特に見直していただきたいというふうに思っています。あとちょっとしか時間ありませんが、何かお答えがあるところがあればお聞きしたいです。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 30秒ですが、就学援助等、町の奨学金等、私どものほうでさせていただいているところです。これにつきましては、経済的な理由で修学困難と認められている児童生徒さんの保護者に対して、学用品、修学旅行費、その他給食費などの援助を行っているのが就学援助です。奨学金につきましては、今後、広報等で募集要綱等を出してまいりますので、そちらのほうで知らせていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時11分

再開 午後1時08分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤です。一般質問をさせていただきます。

先ほど、9番議員から話がありましたように、昨年もいろんなイベントがありまして、いろんなところに顔を出したわけですけども、緑仙峡の紅葉まつりのときも、たまたま、蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつりとダブったり、福祉まつりとダブったりしてまして、あっち行ったり、こっち行ったりで、本当にきちんと最後までおられなかったのは残念だなと思えました。みんなと話した中で、ぜひそういうところの時間を調整していただいて、横の連携をぴしゃっとやっていただいて、いろんなところに参加できるようにやってもらったらいいのかなと思いますし、ほかの場合も、幾分かダブったイベントがありました。同じ町がする中で、どうしてこんなにちぐはぐなことが起きるのかなと思っておりまして、ぜひそのところは横の連携をとりながらやっ



ていただきたいというふうに思います。

また、最近、大矢野演習場において、日米共同訓練が行われております。今回の日米共同訓練が、事故なく無事に終了するように願うばかりでございます。周辺の皆さんへの正確な情報の周知や不安を取り除くような対応をぜひお願いしたいというふうに思っておりますし、安心安全なまちづくりへの支援をまた要望していかなくやなりません。梅田町長におかれましても、必ずその点をお願いしながら、行政も一体となって、安心安全で、安心して生活できる共同訓練で終わるように、事故のない共同訓練で終わるように進めていただきたいと思いますし、要望のほうも、ぜひやっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、一般質問のほうに移らせていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 熊本地震の復興基金についてお尋ねしたいと思います。これについては、災害関係、あるいは、そのライフライン関係の補助事業に乗らない分が多々あった中で、住民の方々が自力で復旧したり、いろんな形で対応されているところでもあります。その後、一般質問等々にもありましたけれども、何とかならんかということがありまして、国のほうも施策を出したような状況でございます。これにつきまして、事業内容と町への配分と今後のスケジュールについて、お尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 熊本地震の復興基金についてのお尋ねということでございますので、お答えしていきたいと思ひます。

熊本地震の復興基金につきましては、今般の本議会におきましても、創意工夫分につきまして、基金の創設の条例を提出させていただいております。後ほど、また、そのことについては御説明申し上げたいと思ひますが、復興基金につきましては総額523億2,000万円ということでございまして、このうち373億2,000万、これが基本事業分ということで、県内の統一ルールにのっとる分ということで、これまで事業が53事業用意をされてきたところでもあります。

今般も、先9月の県議会においても補正予算が組まれており、現在においても追加メニューについてはそろってきているということでありまして、つい先般、追加の支援事業につきましては要綱ができ上がってきたということで、まだ、今、基本事業の分についても、支援事業がそれぞれ取り組まれたり、追加事業があったりということで来ているものであります。

また、今般、その523億2,000万のうちの残りの100億円分につきましては、創意工夫分ということで、各特定被災市町村と言いますが、県下30自治体が特定被災市町村ということで、当然、山都町も入っているわけですが、本山都町におきましては1億8,200万円の配分がなされる予定ということになっております。

その事業内容ですけども、まず、基本事業につきましては、先ほど53事業と申しましたけども、本町におきましては、放課後児童クラブの利用者支援、それから、被災宅地の復旧支援事業、それから、住宅耐震化の支援事業、地域水道施設の復旧事業、それから、一番件数が多ございます

が、農家の自力復旧支援事業、それから、地域コミュニティ施設——地域の神社とか、コミュニティ施設という捉え方ができる施設についての再建事業、それから、自治公民館再建事業等々が本町のメニューとして申請があったり、県のほうへ要望を出している分でございます。また、県の分につきましては、広域の事業につきまして、被災者の主に人的支援が多いかと思いますが、それぞれ用意されているところでございます。

今般、町の創意工夫分の1億8,200万円につきましては、現在想定する事業につきまして、県のほうへ問い合わせを今やっている状態でありまして、うちのほうからは5事業ほど、これで使えるかどうかということをお問い合わせしておりますが、ついせんだって、6日にそれが使えるか使えないかの返答があっておりまして、なかなか厳しいというのが現状でございます。この想定した事業につきまして、充当はできませんとか、それから、さっきの基本事業で対応できるのではないとか、ほかの国の支援制度を確認しなさいとかいうことがございまして、これにつきましては、今後、基金化する中で、しっかりと被災者の支援につながるものについて、どういうふうにご利用していくかは検討していくことになるかというふうに思います。

県からは、この創意工夫分の基金につきましては、これで最初で最後であるということが1点目と、2点目に、国の国庫補助等の既存制度があるものについては充当してはいけませんと。それから、先ほど申しました基本事業としての分で、統一ルール補助率のかさ上げにはだめですと。それから最後に、補助率は原則2分の1としなさいというような留意事項もつけ加えて今来ているところでございまして、かなり使い勝手悪いなど感じているのが正直なところでございます。

全体的な復興スケジュールにつきましては、それぞれ、これまで出ております補助事業につきましては、おおむね6月と9月補正を今やってきておりますので、この中で執行をやっているところでございますが、現在、総予算が3億6,800万ほど、今、町の震災復興の予算として計上しております。12月1日現在で、そのうち交付の決定を見たものは7,862万円ということで、まだ50%にも行っていないと。50%といいますか、かなり低い執行率であります。事業件数としましては約50%ということで、申請件数は想定した件数の半分ほど上がっているんですが、執行額としては非常に低く推移しているという現状がございまして。

今後のスケジュールにつきましては、これはまだ交付決定に至っていないもの、もしくは、事業着工ができていない分がございまして、これらについて担当課等と連絡調整しながら、また、地元の方と見直しをしながら、1日も早い復興ということでは今後推移していきたいと、調整していきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** この復興資金の、今言われた1億8,000万、これは要望もかなりどこそこから上がってきているというふうに思いますし、50%補助ということでございますので、これはどのような形でですね。請負に出さなきゃいけないのか、自力でやっているのか。既にやったのがありますよね。実際もう終わっているものあります。そういう農業災害には当てはまらなかった分ですね。水道とかそういうのを復興しているところもあるけれども、それはどのような扱

いになるのか。そしてまた、この事業が、今、予算が上がったとしても、3月31日ですので、当然、明許繰越というような形になるのかなと思いますけれども、これらの受け付け、もう出ているのもかなりあるわけでしょう。今後、また出る可能性もあるし、もし、予算が1億8,000万で終わる……、いつ、どこかの段階で終わるわけですね、この復興基金というものは。そのときに、50%対応、これはどのように行政として考えていらっしゃるのか。公民館等もあるというような話でしたけれども、いろんな形でライフラインのほうも出てくると思いますし、農地災害も出てくると思いますし、いろんな形で詳細が出てくると思うわけですね。その査定あたりはどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 復興基金のメニューにつきましては、それぞれ県のほうも担当課別に窓口がありますので、具体的に相談があった分については、うちの担当課が県の担当課と調整の上、今後も申請を受け付けたり、交付の状況について問い合わせをしていくということになります。一つ一つの事例につきましては、県のほうへ問い合わせを既にやって、その回答を得ながら、メニューに乗るのか乗らないのかということをやっておりますので、大きく一括して支援する事業というのは、おおむね進んでいるというふうに考えます。ですから、やっぱり今までの支援事業に乗るか乗らないか、さらに支援が必要なのか、そういったメニューが今後出てくるのではないかと。これまでの既存事業につきましては、既に先ほど申しました事業につきましては、ほぼ受け付けの段階はほぼ終了に近いんじゃないか。よほど漏れがあれば別ですけども、ほぼ終了しているというふうに考えております。新たな支援策、メニュー、今後必要な事業ということについて検討をしているということになります。

今後、一つの例としましては、仮設住宅を今後どうしていくかという課題がございますので、その辺はやっぱりどうしてもメインに今後考えていく必要があると思いますし、被災者の後のケアの問題とか、そういったことにこういう基金を活用していけるのか、いけないのか、そういったところが個別の案件になっていくというふうに思っております。

全体像としましては、もう既に、まだ復興途中でありますけど、1年半以上過ぎる中で、今、震災のことでというのが新規に上がっていることはなかなか難しく感じている現実はあるのかなというふうに感じております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 大体、内容的にはわかりましたけれども、今、仮設住宅等の存続の話とかがありましたけれども、ぜひうちのほうはかなりいい住宅ができておりますので、できたら、そちらのほうも継続してやっていけるようなことをやってもらいたいし、復興基金、できなかったところをすとかいう話なってくると、地元の方々も非常に期待があるわけですね。ひょうとするとできるんじゃないかなろうかというような期待もありますので、間違った情報が伝わらないように、そういうのをきちんとやっていってもらいたいというふうに考えておりますし、新たに予算が上がってきて、新しい名前が出てくると、じゃあ、うちんともできるとじゃないのかというような感覚もありますので、そこ辺のところは、行政側としても周知徹底してやっていただくよ

うにお願いしたいというふうに思います。

次に、有害鳥獣駆除の課題と対応についてということで書いております。

ことしのイノシシ駆除、あるいは、鹿、猿等々がかなり出ておりますけれども、今後、今のところ電柵をやっておりますけれども、電柵じゃなかなか追いつかない状況もありますし、メッシュあたりも考えちいかないかんとかかなというふうに考えております。非常に農家の高齢の方々に、やめようか、災害に遭うた上に、イノシシまで来て来て騒動するならどうにもこうにもという話もありますので、ここ辺のところを、今まで去年1年でイノシシ・鹿はどのぐらい捕獲されたのか。そして、今後の対策について、ことし選挙もありまして、いろいろ回ってみますと、何さま何とかしてくれという話ばかり、どこの行ったっちゃイノシシの話ばかりで、イノシシば一生懸命してくれるなら議員に上げてやるばってんがという話もありますし、やっぱり農家にとっては非常に深刻な問題なんですよ、これは。

経済の活性化と言いますけれども、一生懸命頑張っても、イノシシが邪魔するならどうにもなりませんし、そこ辺のメッシュとか補助事業とか、そういうのも再度見直していく中で、どのように考えていらっしゃるのか、捕獲頭数等と今後のメッシュ等の考え方について、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 議員の質問にお答えしたいと思います。深刻なる有害獣の被害ということでございますが、主な有害獣の捕獲頭数といたしましては、イノシシ、鹿、ここ3年合わせましても、平均5,000頭はとれているというふうな状況でございます。

主な被害の内容につきましては、御承知のとおり、農作物の食害、踏み倒し、それから、水田や水路等の掘り返し、あるいは、せっかく植えられました樹木、果樹等の幼木、それから、杉、ヒノキの幼年木の剥離ということでございます。被害額といたしましては、数字としてわかっている範囲で、3年間の平均でも2,000万円を超えているような状況でございます。特に収穫直前の被害というのは、農家の方の生産意欲を削ぐということでございますので、大変危惧をしているところでございます。

捕獲の体制ということでございますが、平成29年度は54班の324名で捕獲隊を編成しております。29年4月から9月いっぱいでも、1,922頭、イノシシが合わせてとれておりますので、やはりことしも5,000頭近くは予想されているというふうな状況でございます。

それから、防御関係でございますが、町の事業とか、あるいは国の事業をしながら、電柵とワイヤーメッシュ等をやっておりますが、昨年の10月から、いろんな議会等でも議論がございましたが、町単事業につきましては、個人施工分を補助対象として拡充しているというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっとそのままおってください。有害鳥獣駆除に関しては、延々と、毎回毎回いろんな議員が質問されているわけですね。その中で、町の対応としても、これは本当

にきちんとした対応をやっていただきたいし、メッシュあたりもぜひ考えていただきたいと思います。

その中で、今度は、つい先般、ジビエの工場が清和にできました。これとの絡みもあるわけですが、有害鳥獣駆除とはまた別に、今度はジビエの工場は地域づくりでやろうというところで始まったわけですね。ジビエの工場が、今どのような状況になっているのか。私も課長とも協議しながら調べたところでもありますけれども、当初の予定では、前回9月に質問した中では、1日5頭ですね。月に20日で100頭ぐらいか。1カ月ですね。3年、4年、5年後には採算ベースに合うだろうと、合うということで、計画がなされました。

そういう中で、私もそのとき自分なりに考えたわけですけど、100頭となってくると、1頭が50キロのイノシシとして、食するのが1割、2割として、50頭の場合は2割の場合が10キロですね。100頭とれば2トンですね。どのようにしてさばくのかなというふうな懸念、心配をしたわけですが、実際、10月から稼働した中で、9月に質問した段階では、買い取りの値段もわからないし、売る値段も決まってないということでした。やりながら考えるということもありましたですね。それで始めて、もう10月、11月、2カ月が過ぎました。

それで、実際問題として、これは清和にあるのに、とって30分以内に持ってこないとだめですよと、鉄砲で撃った分はだめですよということで、いろんな持ってくるのも条件があるわけですね。そういう中で、今の状況、10月と11月で何頭持ってこられたのか、お尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** ジビエ工房やまとの稼働状況ということでございますが、まずは処理の実績と申しますか、10月、11月分のまとめでございますが、鹿が71頭、イノシシが45頭、合わせまして116頭を処理しております。それから、いわゆる買い取り価格ということでございましたが、枝肉の重量を基準といたしまして、鹿は通年、1キロ150円、それから、イノシシにつきましては、猟期間、いわゆる11月から3月の期間はキロの200円、それから、その猟期以外は150円と設定をしております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** キロ150円とキロ200円ですね。鹿がキロ150円、イノシシがキロ200円となってくると、1頭来ますよね。1頭でも50キロか60キロあるのが、実質的に食用のほうに入っていく分だけしか支払わないわけですね。そのとき、大体1頭五、六十キロある場合に、1頭当たりどのくらいの歩どまりですか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** お答えいたします。大体、今、40キロから50キロ程度のものが多く入っております。概数で申しますと、半分が大体枝肉重量になるかなという計算をしております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ということになると、50キロの肉に対しては、25キロぐらいが販売の

対象になるというわけですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それはあくまでも買い取り価格ということでございますので、枝肉からいろんな肉の精肉化までには、まだそれから減る部分がございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ということは、116頭ですね。イノシシと鹿、116頭で、今の数字から計算していきますと、大体、目減りしても、総生産量が1,543、おおむね1,600キロですよ。1,600キロぐらいは肉がとれましたよということになります。

それで、今度はそれを販売するわけですね。販売する場合は幾らで販売していますか。

○議長（工藤文範君） 農林課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。精肉状態での販売の単価でございますが、まずは部位ですね。ロース、バラ、モモ、あるいは、仕様、例えば、ブロックで販売する分、それから、ミンチにする分というふうにございますが、鹿に関しましては100円から390円、これは100グラム当たりでございます。それから、イノシシにつきましては、150円から440円、100グラム当たりという状況で販売をしております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） わかりました。そうすれば、大体、私が集めたデータによりますと、大体千五、六百キロですね、2カ月での総生産が。それで、この販売されたのがどのくらいあるのか、サンプルも含めてですね。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 次に販売の状況ということでございますが、販売につきましては、町内外合わせまして、258キロ、鹿が185キロ、イノシシが73キロと。それとは別に、サンプルという出荷で、35キロほど出荷しているというような状況です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そうしますと、これもデータで出ているんですけど、実際1,500キロぐらいあって、売ったのは285キロということは、残り1,230キロが保存されているということですね。今、清和のほうの冷蔵庫の中にですね。それは間違いないですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 11月末の、いわゆる在庫量と申しますか、そういう分につきましては、鹿が680キロ、それから、イノシシが550キロほどありますが、施設の冷蔵庫では足りませんので、今、町外のほうにレンタルで冷凍庫を用意しているところでございます。幾つか下方あたりの加工所に聞きますと、やはり加工場からの販売高というのはなかなか調整できませんので、やはり外部に委託して、保管しているというような状況もあるようでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 多分、私も在庫1,200キロというのは、ちょっと保存が厳しいのかなというふうに思っております、このままの状態が続けば、なかなか在庫がふえていくような状況

にあるわけですね。これ、私も当初から非常にどこに販売して、どういうふうなルートであるのかということ非常に心配しとったわけですね。冬場は鍋物やりますからどんどんはけていくのかなと思っておりましたし、夏場になってくると生産量もちょっと減ってくるだろうし、持ってくるとも減ってくるかもしれません。ただ、今のところ、1日5頭として10日ぐらいしか稼働していないわけですね。量的に言ったら、10日か11日かなど。フル稼働した場合、この倍になるわけですので、夏場あたりになってくると若干減ってくるかなというふうなことは考えております。

ただ、これで地域づくりをしようと言ったわけですね。何とかジビエ料理を出して町の活性化を図ろうということをやったわけですよ。もともとイノシシを減らすのは、有害鳥獣駆除の補助金が入って6,000万あげますよという話と、今度こちらでは地域おこしで何とかしようということで、梅田町長が町長になられてから、あそこのオープン式典があったわけですね。そのときに施設の中も見学してもらって、ネットの中でも非常に期待しとるというふうなネットの情報もずっと入ってきました。これはうまく行くなと思っていたら、この1,200キロの保有について、基本的にどのようにさばいていくかということは、ここは清和資源に委託したから、清和資源、あんたの責任よという話じゃないわけですね。つくって委託した場合、その手前の私たち、住民、議会側も当然ですけども、当然、重く受けとめなくちゃいけないというふうに感じております。

そのためには、どのような形で、これを……。補助金を1年間委託金180万出すわけですけども、180万で3人の人件費と施設管理費は、とてもじゃないが、この販売では持たないだろうというふうに考えております。そんならしようがないけん上がなんたい。清和資源もうかつとるから清和資源の中で面倒見なさいよという話はなかなかできないのじゃないかなと思いますし、なら、上げるしかないよという話も議論しなくちゃいけないし、ここで即答はできないというふうに考えております。

ただ、これで町を活性化するためには、じゃあ、どうするのか。これはふるさと納税してくれた人に返すとか、あるいはジビエ祭りをするとか、イベント的なものやっていると、あらゆる形を創意工夫しながらやっていると、これはどんどん積もるばかりです。まだ始まったばかりだけん、いいじゃないかというのではなくて、今こそ大事なんです。今こそ、それをみんなで考えるべきだし、町民も一体となって地域の活性化を考えていかないかん。そのためには、どのような料理を出すのか。あるいは、ふるさと納税でどう使うのか。あるいは、そのいろんな面で、ネットなんかで出して、おみやげにやるだけじゃなくて、祭りをしますので、ただでどれだけでも喰わせますよとかいうふうに仕掛けをしていくのか。そういう商店街を巻き込む中での仕掛けも必要だろうというふうに考えるわけですね。

実際問題として、町内が31キロですかね。227キロが町外で、町内での需要は2カ月で31キロというのは非常に少ないわけですよ。それでやると言ったら、やっぱりそれをどのような形でやっつけていかなきゃいけないのか。各課と連携とりながら、山の都創造課も含めて、企画も含めて、これをどのような形でやっていくのか。これは産業課だけの問題じゃないし、清和資源だけの問題じゃないと思うわけですね。

その中で町長の意見、ないしは山の都創造課長の意見あたり、皆さんの意見を聞きながら、自分ならこのように考えるというようなことを、農林課長も含めて、皆さんで取り組む意思を見せたい。よかったら、ここでどのような取り組みをするのか、発表していただきたい。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 年間のほぼ主要な部分につきましては、御指摘のとおり10月から3月までで、ほぼ原料が確保できるかなど。それから、通年の販売等も課題がございますが、今、交渉しているのが一つは大口、例えば、週単位、あるいは、月単位で10キロ、20キロの出荷をする契約も、今、開始をしております。交渉を始めておりますので、まずは、そういう大口の部分がございます。

それから、議員からありましたとおり、町内向けはどうだということで、今、実際にメニュー的には、二つの飲食店のほうで、山都町の料理としましては、鹿、それから、イノシシのそれぞれの料理が提供されているわけでございますが、せっかくの機会でございますので、飲食店組合等がございますので、その方々と協議しながら、従前、コロッケ等のメニュー開発もありましたけれども、これをイノシシを利用したところで、逆に言えば、提案をいただくということも必要でしょうし、そのための原料提供につきましては、もちろん、町としても努力をしていくということでございますし、また、加工所のほうでも努力されまして、ソーセージを外部工場のほうに委託されて、それを販売するという新たな対策もとられているところでございます。町内の各イベントでも御利用いただきますように、お願いをこちらからもしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これは食肉小売店あたりとも協議せにやいかんだろうし、飲食店とも協議せにやいかんだろうし、これで、まちづくりをやろうと決めた根拠がそこにあるわけですので、何とかこれで町に来てもらおうという根拠があるし、逆手にとった計画だったわけですよ。イノシシを何とか有効活用しよう。そのために、たくさんのお金、補助金を使ってやろうと決めたわけです。ですから、ここらあたりの姿勢については、ぜひ、ふるさと納税あたりにもやられんことないだろうと思いますし、そこら辺、課長どぎやんですかね。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 現実的に、今、農林課が今いろんなものの生産をする、そして、それを販売して展開するという役割を山の都創造課も一緒になってやっていくことで、今、協力してやっておりますけれども、指定管理施設の主な施設のそよ風パークとか通潤山荘とか、そういったところの料理長のほうに、イノシシ、鹿の料理のメニューを研究してくれということでやっております。実際、もう通潤山荘のほうでは、イノシシの角煮とか、シシ鍋とか、いろんな料理をしていただいておりますし、民間のほうでも、料理屋のほうで、みそ焼きのイノシシの料理とか、そういったことでしていただいておりますので、これを全町的に広げていきたいということで考えております。



ただ、ここで問題になるのが、やはり価格の問題です。商店街の皆さんも収支が必要ですので、やはり高い価格で仕入れるということが、仕入れ単価は約3割から40%ぐらいに抑えたいというところがありますので、そこらあたりを町としてどうするかというところが一つあります。そういったものが解決できていくと、町内のほうの店舗でも、やっぱりメニューとしてしっかり提供できるようになると思いますので。例えば、十勝とか、北海道のワインの産地なんかは、地元還元価格とかいうのがございますので、そういった独自性を持って、ここの町に来るとイノシシ料理が食べられる、鹿料理が食べられるというようなところも必要だと思います。

そういうところで大量に消費していただくということ、イノシシ、ジビエ文化を広めていくことが大事だと思いますし、それと同時に、やはり試供品で、東京のほうに町長みずからトップセールスをして、今いただいておりますけれども、品物的にはジビエ工房やまとの製品はいいものができるというようなことで、都内のフランス料理店に試作をしていただいたりとか取り組んでおりますし、いいものであれば、ぜひ、うちでも使って、試していきたいというようなことも言っていただいておりますので、そういった広範囲の販売の展開をしていきたい。

それから、ふるさと納税につきましても、実際、工房やまとと、ふるさと納税のメニューに上げるということで、今、製造販売の許可を得ておられますので、それを早くふるさと納税のパンフレット、それから、ネットのほうに出してやっていきたいということで、今、事務を進めております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） このことにつきましては、町長も一言お願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今ありますジビエ工房については、10月から稼働を始めましたけども、数字は今あったとおりでございます。先般、清和資源の役員会も開いた中で、一番の心配は在庫がふえるのを心配しておりますが、まだまだ、今、課長からもありましたように、町内の方々、一般の方々へ向けてのPRが足りないということで、今、通潤山荘と1民間の方をお願いをするというのが実情でありますので、先般、皆さんにも試食といいますか、していただいたところでございますが、これを全ての町内の飲食店の方々とも協議をしながら、また、多くのいろんなイベント等で皆さんにも使っていただき、まずは地元で消費をして、いろんな方々からのオフアームも来ておりますので、それについてはサンプル等も出しながら、早急に、今後、今、平均2頭半か3頭でございますが、計画では5頭を目標にしておるところでございますので、その5頭が来たとき、もっともっと販売を進めなくては在庫がふえるばかりと。先ほど来ありますように、第三セクター等々のような形になってはいけんという思いでおります。清和資源をお願いしておりますが、清和資源も民間といいますか、やはり会社として仕事をしていただいておりますので、その支援は十分、我々もしていかなんと、いくべきだという思いでおりますので、そのような形の中で進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ぜひ、これは清和資源の問題とか、つくったからどうのこうのいう問

題じゃなくて、あるわけですから、これは議会も含めて、町民の皆さんも含めて、いろんな地域の祭りがあっております。その中でいかに使わせるか。そして、いかに料理のレシピを町民の皆さんにわかりやすく配って、そして、また、それを地域のイベントの中でも使ってもらおう。私も、今、単価の話がありましたけれども、高いですよ、実際。一番高いのが400円ですか、売の場合。これはやっぱり基本的に400円というのは、牛肉のほうがええかんしれん。ですから、やっぱりある程度……。これは1,500キロですか。1,500キロをキロ200円で売っても、人件費出るんですよ。全部売ればですね。全部売れば出るんですよ、実際。私が計算してみたところ。これは十分行けるなと思ったわけです。2トンとれると、2トンをキロ2,000円で売っても大体わかるじゃないですか。ちょっと今出てきませんが。

そういう形で、1日5頭つぶしていくということになれば2トンですので、そしたら、それを幾らで売れば合うのかということで、全部売るということが前提であれば安くてもできるわけですから、ぜひ、そういうところで、地域でする場合、単価はずっと落として使ってもらおう。また、いろんな土産にも使ってもらおう。いろんな形で、町内の方々が利用するし、年末年始にお歳暮で送るときは、ほかもんは送らんで、これば送ってくれって、職員も挙げて、議員も挙げて、そういうのをぜひ。そういうことが必要なんですよ、やっぱり。

どこでクルマエビ祭りとか、いろんなイベントがあつてますでしょう、各地域の村おこしの中では。そういうことをやっぱり町民が一丸となってやらなきゃ、なかなかこの問題は、1トンも2トンもあるけど、どぎゃしようか。頼んどるばいって、そぎゃんことばかり言いよったっちゃ、解決にはつながらんわけです。ですから、あからさまに問題点を提起しながら、みんなで考えていくというような姿勢が必要だと思いますので、ぜひちょっとした隠し事もせずに、みんなオープンにして、本当にオープンにして、心もオープンにして地域づくりをやっていくことが第一の前提ですので、産業課だけの問題じゃなく、清和資源の問題だけじゃなく、町民の皆さん一体となって、この問題に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、山都町の観光文化交流館の現状と課題というふうに書いております。このことにつきましては9月定例会でも言いました。何か売るんですかという質問をしましたですね。町長にも言いました。町長はそのときに、八朔の開会式ぐらいじゃもったいない、3億円もかかろうとだけんって、実際3億円という言葉もそのとき初めて聞きました。私は、いろんな話を聞きよると、初めのうっちは、町がつくるって言うたっちゃなくて、商工会が言ってきたとか、観光協会がつくってくれと言ってきたという話を聞いております。こうなった以上、誰がつくって言ったという問題じゃないわけですよ。どぎゃんするかということなんです。もうできとるわけですから。

例えば、今、文化の森はできてますですよ。その中で、今後の運営についてはどう考えているかと、それも聞かないかんと思いますが、これをどのような形で管理委託するのか。私はこの前、町が委託しよることに対して町がするこっちゃないでしょうというふうに言いました。それで、町がするこっちゃないということになりました。あれから3回か4回行ってみたら、今は町

の嘱託職員と地域おこし協力隊の方が来て、観光協会の方が一人来たり、来んだったりしとる。本来ならば、できた段階で誰かに指定管理をしとかないかんわけですね。それはしてないけん、しようがないです。ですから、今後、どのような形で運営をしようとしてされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、楢林力也君。

**○山の都創造課長（楢林力也君）** 現在は直営で行っております。町と観光協会が協力して、今、運営をしとるということで、業務内容的には、施設の中の案内、それから、観光の情報発信、観光案内、そして、いろんな観光客が来られますので、そういった方の周遊の仕組みづくりを今つくっているところでございます。

現実的には、今、訪れる観光客の方々は、私の思うところではまだ全然少ないですけども、将来的には、通潤橋と文化の森をつないで、バスもそちらのほうを行ったり来たりして、それから、商店街を見て回って、酒蔵見学やいろんなおいしいものを食べていただくという施設になっていただくということが理想でございます。

今のそよ風パークあたりは、自前に来られるお客さんを通潤橋と文化の森に案内するというようにしておりますし、今後、旅行会社あたりにも、バスをあそこの文化の森に置いて、そして、町内を見学をして、通潤橋に行く、また、逆のパターンをしていただくということで、プランづくりを今、検討してやっただいてるところです。

本来、この施設をつくるときに、商工会、観光協会とともに、商店街の皆さんとやってきたわけですから、当然、オープンしたときに、中心的に商店街の皆さん、観光協会の皆さんがやればよかったんですけども、いろんな諸事情、昨年の地震も受けて、まだまだ観光協会のほうにその体力がないということで、今、直営で協力して、今やっているというのが現状でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 将来には、当然、この施設に関しては、誰かに委託すると、指定管理者制度を設けるわけですね。そうすれば、どこがするにしても、私も今、課長が言ったように、あそこにバスがとまるべきだと思うわけですよ。観光案内の拠点施設です。あそこにバスがとまって、そこから人が歩いて行く。そのためには、今の施設ではちょっと施設の不足なんです。ちょっと何か売らないかんとも思います。バスが来るわけですから、ちょっとなんか整備しながら、当然、物を売るとすれば、バックヤードもつくらないかんとも思います。作業所もつくらないかんとも思います。当然、野菜を持ってくれば、野菜を袋詰めしたり、カットしたり、いるわけですね。そしたら、バックヤードも当然必要ですし、そこに行ったら、案内する人ですね。今、ブルーベリーの摘み取りはこうやっていますよ。トウモロコシ狩りもこんなことがありますよ。例えば、観光地に行ったら、水遊びはこんなところでできますよという案内人が要るわけですよ。そんなときに、バスがあそこにとまる。条件整備ですよ。条件整備をするためには、やっぱり観光協会、どこに頼むということじゃなくて、町がみずからここを拠点とするならば、あの施設じゃだめなんです。案内もありませんから。ここは観光施設ですよとかいうのもないし、今のところ、前に造り物が置いてあるので、バスも通られん状態ですよ、当然。

ですから、そのアクセスをきちんとできるようにして、総合案内所の看板を立てて、そこで物を売るような形にして、バックヤードもつくって、そこに冷蔵庫が要るのであれば、冷蔵庫もつくって。段があつて施設の中もありますよね。大層金もかかっておりますので、それをどのように有効利用するのか。観光協会と話して、どうしたら、初めのうったちがボタンのかけ違いがあると思うわけです。さっき地震という話もありましたけれども、地震じゃなくて、私はボタンのかけ違いがあるんじゃないかと。期待、想像していたのと違うのができたというのがあるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。これはわかりません。

そうじゃないかなというふうに考えますんで、そこら辺のところ、やっぱりボタンのかけ違いのところを、今度、当初予算あたりで来年すれば、当然、どういうふうにせないかんか、バスがどうしたら来るのか、そこでとまるのか。そこには虹の通潤館と違う趣がなからないかんわけですね。同じじゃだめですので。そこでバスがとまって、本当にそこを歩いて、酒蔵見て、そこで案内して、まちなかを歩いて通潤橋に行くんだよというふうなアクセスをつくるべきじゃないかなと思うわけです。

そのためには、やっぱりある程度、想像力がなからんと、来た人がどのように充実感を味わうのかという想像力がなからんとだめだろうと思いますし、ぜひ、そこ辺のところについて、町長、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 答えにはならないと思っておりますが、あの交流館につきまして、このような議論がつくる前にあつれば、このようなことはなかったんじゃないかなと思います。先ほど、みらい保育園の話もありましたが、あれだけの立派な施設をつくった中で、先ほど、交流広場のこと、いろんなことが出ておりますが、いろんな意見を取り入れた中でつくっておればよかった。先ほど、ジビエ工房も一緒であります。つくったから、先どうしようかと、泥棒をつかまえて、縄をなうような形、本当に検証の前の問題だったという思いでおります。

先ほど検証という言葉も出しましたが、本来、これだけの施設をつくって、今からどがんしようか、まだ、商工会も観光協会も受けてもらえないと、そのような施設をいっぱい議論をさせていただきながらつくった施設です。私も今言った三つの施設の落成式に長として参加をしました責任があります。もう今、後に戻れませんので、今、後藤議員が言われるような部分をみんなで考えながら……。本当に造り物小屋も一緒です。造り物小屋をつくって、まち中を周遊する、商店街を活性化するという思いの中で今つくっておりますが、その受け皿となる浜町の商店街、どれだけ土曜、日曜の対応ができとるかなと非常に心配をしております。施設をつくるのは行政は上手であります。まずは、つくる前に、住民の方々、議会の方々、いろんな方々と、次のステップにつながるような施設の整備をせないかんという思いでおりますが、この三つにつきましては、もうできております。先ほど、保育園の問題も、改築、また施設についてありましたが、すぐすぐ改築でくるものではないと思っておりますが、交流館については、あのままでは使い勝手は悪いし、使えません。また、金をとれるような施設にもなりませんので、やはりいろんな意見を聞きながら、早急に改装する、改善する分はしていかななくては使えないという思いでおります。

そういう分を含めながら、議論を含めながら、この分については進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** よろしくお願ひします。この件は余りくどく言うと、くどいなと言われそうですので、この辺でやめます。

続いて、空き家対策ですね。空き家対策についてと、町有の遊休建物についてということで書いております。今、空き家対策の中で、空き家の改修工事をやっておられます。私もその恩恵にあずかったわけですが、今、若干上がって、75万程度になっていると思います。今、当然、空き家対策をするというのは、もう300万かかったり、400万かかったり、500万かかったりするわけですね。家によってはですね。それで、50万ぐらいもらって350万も出さなならんなら、ちょっとやおいかんという話になるわけですよ、実際。かと思えば50万、100万でできるところもあります。それで仏壇、仏さん直したりすることもあります。今、75万に上げたのがいいとか悪いとかの話じゃなくて、私はここについては将来的に、150万を限度額として2分の1補助するというので、300万かかれば150万ぐらいまで限度額を上げていくような、そのくらいなからんとですね。150万かかったから75万しかやらん、あと100万出さなならん、そこまでしてしなないと思うわけですね。

ですから、そこ辺のあり方も考えてもらわんといかんのかなというふうに考えておりますし、ここ辺の実績がどのくらいあったのか、ちょっとそれだけお聞かせ願ひたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、楢林力也君。

**○山の都創造課長（楢林力也君）** じゃあ、本年度のまず実績を報告したいと思います。今、山の都創造づくりファンドという基金の中で運用しております。山の都賑わい再生事業ということで、これが店舗改修に当たりますけども、これは2分の1の補助で、限度額75万円ですね。これが本年は6件で、400万円補助しております。

それから、山の都定住事業ということで、空き家改修事業ですね。これは個人の空き家を改修する事業でございますけども、これは4分の3の限度額で、4分の3は補助で、限度額が75万円ということで、本年6件で420万円補助しております。

また、山の都企業支援ということで、これは2分の1補助なんですけれども、空き店舗に新しい企業が入って、店舗に入って、改修して、事業を始めるといった場合には、施設改修について75万円、それから、設備についても75万円ということで、合わせて150万円、最大ですね。ですから、事業量が300万円ですと、最大150万円の補助が受けられるということでしておりますけども、本年も1件、それが上がっております、150万円を補助するように、今、予定しているところであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** この事業については、周知も大分されているようでございますので、もっともっと周知して、みんながわかりやすい、独自でもいいですので、独自の広報もぜひやっていただいて。多分知らない人が何人かいらっしやると思います。町外から来る方もそういう支援があるというのが、なかなか情報が見つからないと思いますので、ぜひそこ辺の情報も明確

にわかるようにやっていただきたいと思います。

余り時間がないんですけども、あと町有財産ですね。町有の財産、要するに、これは教育委員会は教育委員会で学校関係、福祉課は福祉課で保育所関係、あるいは、総務課はいろんな大きな施設がありますね。そういう中で、私は今度、高齢者住宅をつくらにやいかんような話もしてきたわけですけども、どうも役場というところは、私もおったわけですが、まだ、あと何年ぐらい残っとるけん、崩されんとか、利用できんとかいう話があるわけですね。今、地震があったわけですよ、実際。大変な災害が起きてるわけです。これを国あたりに有効活用するような話を持っていて、何ででけんとかって、これは使われるじゃないかというような、そういう説得力のあるような職員を育てないかんわけですよ、実際。そして、縛られることなく、有効に活用できるような。

そのためには、公有財産の利活用の団体をつくって、教育委員会、教育委員会に任せなくて、保育所は福祉課に任せないで、どういう土地が余っているのか。全部、一遍、さらけ出してみてくださいよ。さらけ出してみた中で、じゃあ、使い用があるのかないのか、ここはこのように使っている、ここはこのように使っていると。そして、どうしても使われんなら、補助金出してでも使わせるべきですよ、今は。そういう個人の住宅に金出すよりも、むしろ公有財産を有効に利用するために、ぜひ金は改修費もちょっとある程度補助してやって、そして、外部から呼んで、外資を稼ぐような考え方はないのかと思うわけですね。ぜひ、やってみて、やれんときは諦めにやいかんわけです。やらずに、だめですよって、これはまだ、あと補助金が3年ばかり残っとる、5年残っとる、そぎゃんことを言って何も使わん財産が残っとうわけじゃないですか。そこ辺のところをぜひ、これは考えないとだめだと私は思っているわけですね。ぜひ、そのためには、公有財産の管理ば、町長が中心となって、副町長でも中心となって、やってもらわないかんし、ぜひそこ辺のところの考え方ですね。

それと、高齢者住宅も言いましたけれども、これはこの前、副町長にもお願いしましたですね。町の全体の絵をかいてください。体育館も含めて、交流館も含めて、全てのことを絵にかいて、こういう町をつくるんだということをかいてくださいという提案をしました。それをぜひかいてもらいたいし、高齢者住宅もここ辺と遊休施設と鑑みながら、総合的に町の絵をかくべきなんですよ、今。それについて、もう時間がありませんけど、町長、考え方をぜひお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今の考えは十分理解をしました。先般も、旧矢部町時代から、ふれあいの里づくりの大きな構想が描かれておりましたが、何もできておりません。それと同時に、今、職員のことが出ましたが、一例を言います。文楽館の隣に白いテントの建物があります。あれを先般、日曜日、先々週だと思っておりましたが、イベントに使いましたが、午前中は使えなかったと、前の日からも使えなかったというようなことであります。雨の降る以上に露が落ちてきたというようなことでありまして、たまたま職員と話をしましたら、あれはアートポリス事業だけん扱われませんと私がたまたま担当しましたという職員が言いました。そがんことはなからうって、

ならばっ壊せと私は言いました。どのように県の職員が言おうが、何しようが、使われん施設はどうかして改修し、使えるようにするべきだろうという話をしたところでありまして、それと同時に、文化庁関係でございますが、「条例がありますけんでけん」とはつきり担当職員が言いましたので、「県に言ったつかい」「まだ言っておりませんが」と。「来て見てもらったつかい」「まだ」と。恐らく、文化庁がでけんと言うと。現場を見て、説得をして、これはどうしても必要な施設であるからこのような形で解除をしたり、条例を変えたり、それをするのが職員の仕事だという思いでおりますが、なかなかそこまでできません。

また、一番身近な例は、朝日西部小学校跡地に福祉施設をしておりましたが、それが、ここ3年ほど使われておりませんでしたので、建設業の方々の宿舍として改築をし利用したいと、ことしの5月だったと思っておりますが、しましたが、利用できるようになったのは11月からです。これについても、福祉事業をするときに、補助事業を受けて改装した、改築をしたというようなことで、なかなかできなかったというのが事実であります。こぎゃんとかどうしてと。緊急に要るものがないというのが、今のこれは、法律の中で仕事をすれば、そのようなものかという思いでおります。

今、時間もないというようなことですが、たくさんの小学校、中学校跡地、また、そのほか、保育園の跡地、いろんな遊休施設がたくさんあります。早急に有効な活用をしたいという思いでおりますが、それができないと。できないで終わるとる部分がたくさんありますので、これを有効活用するのが私に与えられた仕事と思っておりますので、県にも国にも行きますし、また、いろんな方々にもお願いをしながら、使えるような、利用しやすいような形を進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 最後になりましたけれども、9月に副町長に質問いたしました。総合的なプロジェクトをつくっていただきたい、計画書をつくっていただきたいということを質問いたしましたけれども、それにつきまして、今後の取り組みについてお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 遊休資産については、後藤議員が御指摘のように、保育所、小学校跡、庁舎跡、いろんな施設がございます。これを縦割りで議論することなく、総合的に考える必要があると思います。そういった形で、町の活性化につながるような議論を進めていって、また、現在、横断的な行政改革幹事会というのもつくっておりますので、そうした中で、総合的に有効活用を図っていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

---

休憩 午後2時08分

再開 午後2時17分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 本日最後の一般質問となりました。もう少し御協力をお願いしたいと思います。11月1日、議員就任後、先ほどから吉川議員、後藤議員もおっしゃいましたが、各種の祭り、文化祭等々に出かけました。中でも、緑仙峡、もみじまつりにおいては、穿神社への道は災害で通れず、会場で神事がとり行われたところですが、地域の皆様の手づくりのお祭りを拝見したとき、それぞれの集落は離れていても、祭りを成功させようという地域の盛り上がり、一体感を感じました。御当地名物バナナのたたき売りも堪能させてもらったところでしたが、後継者不足に悩まされているというお話もお聞きいたしました。末長い祭りの存続を願うところです。

また、先日、馬見原で開催されました落語家柳家花緑師匠の独演会で、町長もおいでをいただいておりますが、独演会の際の書籍販売等の益金を通潤橋の復興支援にということで、馬見原まちづくり協議会を通じて御寄付をいただいたというお話を伺いました。9万円弱だったと思いますが、花緑師匠に改めてこの場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、平成30年、来年の北中島までの高速道路開通に向け、多くの町民が期待しておりました町の振興策の一つ、グラウンドゴルフ場の建設が粛々と進められてきた中、否決をされ、早いもので1年が経過いたしました。かつてない多額の予算未執行でありました。

そこで、1年過ぎた今、検証してみたいと思います。その他4件につきまして、発言台のほうから質問させていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。そもそも議案は、グラウンドゴルフ場整備工事の工事請負契約の締結でありました。議会の議決を経て、成立した予算に基づき正規の手続を経て入札をし、落札業者との仮契約の段階で、地方自治法と山都町条例に基づき5,000万円以上の契約であったゆえに、議会の議決を求めたものであります。契約を締結するか否かについては、契約の必要性、相手方や対価、その他契約内容の適否など総合的な判断を議会に委ねられるものです。

そこで、8月の臨時議会と9月の定例会で2度上程されたこの案件について、分析をしてみました。

8月の臨時議会での質問に、本年度になり建設常任委員会に突然上がってきてとありましたが、これは突然でなく、当時の2年前から、概略設計、基本設計等を議会に示し、当初予算でも審議されております。また、各集落の文化財等の振興に予算を回してほしいともありましたが、各集落のお堂等の修繕には、震災復興基金で手当てがなされております。

また、9月議会での質問では、契約の目的、方法、相手方、金額等々については問題がない、しかしながら災害復旧こそが優先されるべきとありましたが、何も災害復旧を後回しにされたものでもなく、災害復旧こそ粛々と進められてきております。また、財源の公共施設整備基金は町



民の大事な税金であり、使い道をもう少し考えてみないかという質問がありました。確かに大事な税金の蓄えです。

では、これまで投じてきた設計費用等は、大事な税金ではなかったのでしょうか。これを生かしてこそ、山都町の振興が図られたのではないかと思います。そこで、どれだけ大事な税金を無駄にしてきたか、これまで、グラウンドゴルフ場関係で投じてきた費用を関係課ごとに述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。これまでグラウンドゴルフ場の建設監理に要しました本課、生涯学習課で聞きました費用といたしまして、平成26年度に概略設計委託料272万7,000円、それから、平成27年度に詳細設計委託料と、それから、管理棟の建築設計委託料を合わせました812万9,123円を支出しております。また、平成28年度におきましては、スポーツ振興助成金2,000万円の申請を取り下げるとの説明のために上京いたしました旅費といたしまして11万6,520円を含めまして、合計の1,097万2,643円が、昨年まで3年間で、グラウンドゴルフ場建設に要した支出費用となります。なお、平成28年度当初予算で計上しておりました整備工事費関連の約1億2,000万円につきましては、本契約に至りませんでしたので、その全額を減額補正しております。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** グラウンドゴルフ場関係でございますが、私のところで所管しております景観づくり審議会というのがございまして、そちらのほうで、ゴルフ場について景観審議会でご審議をいただいております。これが平成27年9月1日でございますが、費用弁償、日当が必要な部分、9名分でございます。日当、費用弁償を含めまして、8万560円の支出をしているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 今述べていただきました生涯学習課の分、企画政策課分を合わせますと、およそ1,100万円を投じて来られたように思いますが、これが無駄になりました。それだけではありません。町営グラウンドの東側の入り口も以前から封鎖されており不便でしたが、熊本県警との交差点協議、町道認定では、建設課と常任委員会の開催、隣接地との境界線確認のため、地籍調査課と熊本地方法務局との協議、竹林伐採のため、長野部落の皆様にも大変な御協力をいただいております。

また、高速道路建設の残土の受け入れのお願いに国土交通省へ、また、建設予定地が通潤用水と白糸台地の棚田景観とする文化的景観として選定してありましたので、この景観形成地域であったから景観に配慮する必要があるということで、大学教授等を含めた景観審議会を開催し、現地での協議も重ねてこられました。

ありとあらゆる機関に協力いただき準備を進めてこられたところですが、時間と労力、お金の換算しますと相当の出費だと思います。たくさんの町民の方から、グラウンドゴルフは大変必要とされ、反対するものではないと言いながら、今は町民総合体育館ではないかと、また、グラウ

ンドゴルフは老若男女を問わず楽しめるスポーツではあるが、中心的に高齢者の方が楽しんでいらっしゃる、若い世代はやはり町民体育館だと、グラウンドゴルフ場から矛先を体育館にすりかえて質問をされました。このことは当初、グラウンドゴルフ場の設計予算を審議する中での議論だと思います。また、当初予算でも議論する機会は十分にありました。

また、農災の農家負担金をゼロにするなら賛成する。12月に再度出してもらえれば、賛成するといった交換条件も出されました。これを言わせてもらえれば、永遠にグラウンドゴルフ場も体育館もできないというわけです。町民の期待であったグラウンドゴルフ場も整備しながら同時に災害復旧も進めていく、これが本来の姿ではなかったのではないのでしょうか。

益城町等の被災が激しかった地域では、プロ野球選手、サッカー選手、相撲協会等の方々から元気を出していただきたい、心の癒しになればと、励ましや試合に招待をされました。山都町もグラウンドゴルフ場を整備し、招待することもできたはずですが、昨年の馬見原の火伏せ祭りでも、多くの方をバスを貸し切り、被災された皆さんを招待され、大変喜ばれました。補助金の2,000万円も無駄にしたということに残念でなりません。他町村の方もおっしゃられます。皆、喉から手が出るように補助金が欲しいところ、山都町においてはお断りするとはもったいない話だと。

そこで、こういった議論を時間がたった今、それぞれの立場から思い返されたときに、どんな思いか、お尋ねをします。

まず、担当部署の教育長から、そして、総務課長、否決によって、これまで費やした時間、1,100万円という経費を無駄にしたことに対する財政を担当する課長として、そして、前工藤町長とともに進めてこられました副町長のそれぞれの思いを聞かせていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 議員の質問にお答えしたいと思います。今、経緯につきましては、詳しく具体的に述べられましたし、先ほど、課長のほうからも、どれだけこのことに時間と経費を使ってきたのかということで述べましたので、それを踏まえて私からも答えていきたいと思います。

私が教育長に就任して以来、このことは長年の課題ということで引き継ぎをいたしました。教育委員会におきましても、担当はもとよりですけれども、教育委員会一丸となって、このことについて準備を進めてきたところだったんですけども、その間にも、グラウンドゴルフの協会の方々であるとか、町民の方々であるとか、この建設にける期待、それは本当に大きなものがありました。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたように、昨年の議会の経緯の中で結果的に否決とそういった状況になりまして、その後につきましても、早く建設整備を行ってほしいと多くの方が陳情あたりに来られました。

私としましても、グラウンドゴルフ場、これは、今、本当にうちの町は高齢化率が高いです。その中で、本当にこのことを生きがいとして楽しまれている方が本当に多いですし、健康増進、そして、実はこのことは町の活性化にもつながるものと、そういうふうに認識をしておりました。そうしまして、残念ながらスポーツ振興助成金もお返しするということになって、私も行ってきたわけですけど、本当に辛い思いをいたしました。

現在、今後どうするかということにつきましては、後で町長からも弁があると思うんですけども、今考えているところであります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 詳しく議員のほうから経緯等のお話を伺って、また、私もまた改めて、当時からの予算編成を通じての思いというものを今振り返ったところでございます。今、教育長もありましたように、非常に補助金を利用して、そして、公共施設整備基金を充当して、早急に住民、または、グラウンドゴルフ協会の方々の期待に応えたいということで、足かけ3年くらいになりましょうか。計画してきたものでございましたので、否決という結果になりましたことは、大変残念という一語に尽きるということでございました。

ただ、総務課としましては、もう一つ、財政面と入札の事務を担当いたしております。当時、1年前ですけれども、まだ農災が出る前でもございましたので、その時期をはかって早急に入札の発注を行えばということでございます。ことここに至っては、御案内のとおり入札不調が続いておりますので、非常に厳しい状況になってきている現状なのかなということで、なおさらまた、非常に残念な思いを振り返っているというのが現状でございます。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 昨年の議会において、グラウンドゴルフ場の契約案件が否決されたことについては、提案者側としては非常に残念に思っております。また、仮契約まで行っておりました事業者、また、グラウンドゴルフ場を待望されておりました愛好者の方々には、大変御迷惑をおかけしたと思っております。

しかしながら、本件の議案を通じて貴重な御意見もいただきました。形状の問題、この形状で高齢者にいいのか、あるいは、休憩所、緑陰があったらいいのではないかと、そのような建設的な意見もいただきましたので、これは次のグラウンドゴルフ場建設に向けて生かしていくとともに、より一層よいグラウンドゴルフ場が整備できればという思いでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それぞれお三方に御意見を述べていただきましたが、非常に私も当初からかかわってきておりましたので、残念でなりません。最後に、今後の計画について、どのような思いをされていらっしゃるのか、町長にお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。経緯等につきましては、今、説明があったとおり、また、藤川議員も全て御承知の中の質問だったという思いしておりますが、私もなってすぐ、用地を見に行きました。今、副町長から形状等々ありましたが、ここにつくるはずだったのかなという思いもありましたし、また、緑陰、日陰だったり、いろんな部分も、ここにおられる議員の方々からも、あの場所ではなという話もお聞きしたところでございますし、また、町道のつけかえ等々も今年度計画しようかなと建設課とも話をしたところでございますが、今年度は皆さん御存じのとおり、災害からの復旧復興というような形の中で、なかなかそこまで手が回らなかったと

というようなことでございます。

先般も、あのグラウンドゴルフの前の予定地でございますが、町営グラウンドの今のゲートボール場跡地、また、今、埋め立てをしておりますところ等を見て、できますれば、来年度に用地の整備を早急に、まだ廃土が足りませんので、高速の廃土等も投入をしながら、整備計画を早急に立てたいという思いでおります。

これにつきましては、町民の皆さんの期待も非常に大きい部分もありますし、最終的には、高齢者の健康増進のみならず、医療費にまでずっと関係するんじゃないかなと思いますし、また、町外からの愛好者の方々が山都に来るのを大変待望されておりますので、そういう交流の場としても大変意義のある施設だという思いでおりますので、早急に建設、計画に着手をしたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番です。ありがとうございます。今後の計画があるようにお聞きいたしましたので、期待をいたしたいと思います。

宇城市の一般質問の通告に興味深いものがございましたので傍聴に行ってまいりました。紹介いたします。

松橋中学校の体育館の地震及び豪雨被害における補修工事と、中学校の新設、体育館についてでございますが、補修工事に2億円かかるそうです。一方、新設、体育館の設計を今年度発注、来年度30年度に着工されるということですが、2億円もかけて補修し、2年もたたないうちに解体するというのもったいない予算だという内容でした。市長さんがおっしゃったのは、体育館で卒業式を行い、送り出したいということでした。何と市長と議会の心の広いこと。松橋中学校の生徒さんは幸せだなと感じました。

それに対して我が町はどうでしょう。グラウンドゴルフ場ができることで、白糸の棚田米を初め、多くの物産、特産物も売れ、通潤山荘もグラウンドゴルフをパックにツアーも組め、そして、浜町界隈のビジネスチャンス、みんなが夢に見た全てのチャンスが失われました。町民の皆様の歯がゆい思いは、どこにぶつけたらよいのでしょうか。

11月8日開催の臨時議会で、議長の就任の御挨拶にありました執行部と議会と車の両輪のごとくと申されました。果たして、今後、車の両輪のごとく進むか、いささか疑問であります。議長の言葉どおり、両輪の歯車がかみ合って、まちづくりが推進されることを願います。

1月30日には子ども議会が計画されています。子供たちのお手本になるような議会運営を望むところです。

では、次に2番目の質問に移ります。

小中学生の通学について、まず、通学路の現状と課題についてお伺いします。以前から、蘇陽南小から馬見原公民館のバス乗降口までの間の水路の手すり取り付けのお願いを山トークでもされ、その後も何度も電話でもお願いをされたそうですが、何の回答も得ていないという相談を受けました。

一昨年も、私が隣の生涯学習課に在籍しているときも来町されました。町道担当課長も職員も

不在で、私がほかの職員と対応しましたが、その際は、何度言ってもらちが明かないから、きょうは役場に予算がないなら、私がこの金を寄付するから、すぐこれで対応してほしいと、お金の入った封筒を差し出されました。町道であるからと建設課にもつなぎ、その場で課長も担当も不在ということで、私のほうからも言うておきますということでお引き取りをいただきましたが、その後、学校教育課からも建設課からも返答がないということで、また、相談に来られました。「また、金を持っていこうかとよっぽど思ったばい」と、そういうことでした。

そこで、この一般質問を通告したところですが、通告したことで課長が慌てられましたが、引き継ぎもなく初めて聞かれたようでしたが、町民は大事な子供さんの通学路とあって、危険を感じてお願いをされたわけですから、きちんと納得されるよう、現場に出向いて相談に乗るべきだったと思います。

もう2年以上ほったらかしです。その現場での相談が先週の金曜日でした。私も立ち会いをいたしました。回答は先延ばししないよう、丁寧な回答を望むところです。この件で、学校教育課長、また、建設課長、何か答弁がございましたら、よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 議員お尋ねの馬見原南小学校裏側のほうの馬見原公民館に通じます通路における用水路の危険性について、議員が今おっしゃいましたとおり、私も立ち合わせていただいて、御要望の保護者の方とお話をさせていただきました。議員が立ち会っていただきましたので、お話ししてきたところなんです。実際、現地を見まして、今現在は用水路の水のほうは少ないんですが、それが増水したときに怖いというお話を伺ってきたところです。なかなか私どものほうの町は広域ですので、山都町広域の中で、点在する10小中学校では、それぞれの通学路を利用しながら、皆さん、学校に登校してきていただいているところです。

保護者のほうの不安等がございましたら、今回のように現地に赴いてお話を聞くということは非常に必要だと考えております。しかし、通学路につきましては、なかなか、例えばそこが町道であるとか、県道であるとか、いろんな状況もございますので、道路管理者と相談をしながら、できる限りのことは対処していかなければならない。そして、できることはできる、できないときにはどうするかということの答えを保護者のほうに丁寧に説明していきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、後藤誠輝君。

**○建設課長（後藤誠輝君）** 実は議員から話がありましてすぐに見に行きました。小さい柵はしてあるんですね。小さいというか低い柵はですね。その柵がありまして、あれを新設にしますと、基礎からやり直さなくちゃならないというところがございますので、ちょっと製品を探せということで、維持係の係長のほうには指示をしておるところです。今の基礎をつかったところでの製品があると思いますので、それでちょっと製品を探してくれという指示をしておりますので、すぐに対応できるかというのは、今、即答できませんけども、そういうふうに、今、指示をしておるところですので、できましたら、また、議員のほうにも報告をしたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。今、両課長から答弁をいただきましたが、これは私ではなく、相談された保護者の方にぜひ伝えていただきたいと思います。

また、緑川で橋が流され、孤立されたお家がありました。ここのお子さんの通学路はどうなっているのでしょうか。山道を迂回され、登下校されているというお話もお聞きいたしました。この道は危険ではなかったかなと思います。現場を見られたのでしょうか。お答えください。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 現地のほう、まず、うちのほうの現場の担当者が参りまして、現地確認しております。ちょうど地区的に、緑川地区、清和支所のほうと、現地のほうも詳しい方がいらっしゃいましたので、協議しながら、一応、正直言って、見せていただいて、自分のほうも歩いていきましたけれども、安全とは言えません。その中で、いかにしても、今、現地がこの道しか家のほうに行く手段がないようなところを通られております。その中で、何か手だてがないかということで、担当者のほうと清和支所長のほうと話し合いながら、補助的な段ができるような資材を今投入して、仮に歩いて行かれるような形をつくっているところです。ただ、今あそこが安全という保障はございません。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 今、最後の安全が保障されるということの心配がございましたが、それがちょっと今ひっかかりましたけれども、その安全性について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、藤吉勇治。

**○教育長（藤吉勇治君）** 今お尋ねがあった地域、そして、お家、子供のことにつきましては、昨年の6月の豪雨のとき、そのときも非常に大きな被害がありましたし、本年も被害が出ております。

昨年も、私も災害の後に行きまして、お家の方とも会いました。それから、子供さんの様子も見ただけですけども、確かに本当に安全面では心配がありました。いろんな提案をお家のほうにもさせていただきまして、当時の学校教育課の課長も、いろいろとほかの部署と連携をとって、対応してきたところだったんですけども、結果的に、ぜひ我が家で生活をしたいという希望がありまして、それならば、何とか子供たちが安全に安心して登校できるようにということでもかなりいろんな策を考えまして進めてきたわけですけども、現在もお家のほうから子供たちが来ております。

先ほど、課長のほうからも、決してまだ安全とは言えないということでありましたですけども、何とか、まずは子供の生活、これが大事です。ただし、登下校について、やっぱり危険な面があるということであれば、今後もおうちのほうと相談しながら、できる限りのことはしていきたいと思っております。

子供たちは本当に町の宝ですので、その子供たちが不安を感じて登下校するというのであれば、これはすぐにでも対応すべきことですので、そこはしっかりと考えているところでもあります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。ぜひ子育て支援の観点からも、いち早く安心安全な登下校ができるように対策を講じてほしいと思います。

では、次のスクールバスの件ですが、これも地域のPTAの方と何度も要望をされたそうです。聞いてみると、学校教育課は学校とも相談され、片づいていることということでしたが、当の保護者が言われるには、回答を得ていないということでもございました。これも本当に先日、きのうです、家庭訪問を課長といたしまして、担当職員も一緒に連れだってお話し合いを持ったところですが、お互いの認識のずれもあり、結果的に話し合いで納得をいただきました。

ただ一つ課題が見えてきましたが、住まいがある加勢群の集落にバス停がなく、次の集落の服掛松入口バス停で行ってバスを利用するといった不便をしいられておられます。一般が利用されるバスは集落内を走っていますが、一般と生徒と一緒に利用する混乗便は、バスの大きさの違いもあって、ある程度幅員が広い道路しか走行しないので、わざわざ行きも帰りも次の集落のバス停を利用しなければならない状態です。登校する際はまあまでございますが、下校する場合は今時分、日の暮れも早いもので、バス停から自宅までイノシシや鹿に遭遇することも否めません。これまでも鹿に遭い、トラウマになっておられるそうです。集落内の町道も部分改良も終わっているようですので、次の公共交通会議に諮っていただき、早急に集落内にバス停をつくっていただきますようお願いしたいところでございますが、企画政策課長、いかがでございましょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。具体的な事例の案件でありますので、そのことについてお答えしたいと思います。

私どもの課としましても、この質問が出ましてから現地の状況をすぐに見に行ったところがあります。確かに道路改修ができておりますので、途中まで行けるのかなという感じを持っておりますが、何分、一里木から今言われた長崎入口までですけど、カーブの連続、国道、それも坂という中で、右折を必ずカーブの中ですなければならないということが現実かどうかという課題。下りは左折なのでオーケーなんです。

それから、今現在使っております車両が50人乗りです。大型車です。これがさきの改修ができているところのちょっと広いところで本当に迂回ができるのか。そういったところをやっぱりきちんと洗い出して、警察を含めた関係機関とも十分な御相談、もちろん、事業者へも、その辺の是非について相談をしなければならないかというふうなことを見てきたところであります。現状はよく理解をしております。

一般便につきましては、加勢群の上のほうにバス停があるんですが、スクール登下校便について対応できてないという現状もございますので、今、学校教育課からもありましたように、十分に協議をした上で、スクールバスの利用について、便宜がなるべく図れるように検討していきたいと思います。ただ、おっしゃいましたように、必ず公共共通会議にかけて関係機関との調整が調った上でしかできませんし、そういったことについては、お含みおきをいただきたいなという

ふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。はい、ありがとうございました。早速、企画政策課長のほうも現場に赴きになられたということで、解決の方向に向くんじゃないかと思って安心をしたところですよ。

以上の2件の問題とも、困っているから相談されたので、受けた職員がきちんと対応していれば解決する問題です。職員の意識改革も必要ではないでしょうか。さきの個人番号通知カードの紛失の件も、大切な個人情報の紛失で、あってはならないことです。きょう、私がこの質問の通告をしなければ、ずっと解決しなかった問題だと思われそうです。

教育長におかれましては、これまで私も教育長と仕事をともにしてまいりました。日ごろから山都町の子供たちを宝として、また、みずからも野外活動をされるなど、教育に関しては熱意を持って取り組んでおられます。しかしながら、こういった懸念されることもあります。この2件について町民が相談されましたけれども、軽視されているのではないかという思いがございします。これまでの対応をどう思われますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、藤吉勇治。

**○教育長（藤吉勇治君）** 議員さんのほうから御指摘のとおり、そういった相談があつて、そして、そこでの対応、職員が対応しているわけですけども、そのことがきちんとやっぱり、私なり、あるいは関係部署なり、そこにきちんとつなぐ部分が不十分であつたと、そのように反省をしております。このことがきょう明らかになったからこそ改善に向かうということをおっしゃいましたんですけども、そういうことではやっぱりいけませんので、これは常に私たち一人一人、職員が意識を持って、先ほど意識改革という言葉が使われましたですけども、そういう意識を持って、誠意を持って対応していく、そのようにしていきたいと思ひます。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** では、最後に意識改革の問題ですが、最近たびたび新聞紙上でも山都町のことが話題に上ります。さきの選挙の件もそうなんですが、全てのこれまでのいろんな職員の不祥事に関しまして、総務課長といたしまして、その後の職員への戒めがあつたのかどうか、改善の方策とかがありましたらば教えていただきたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 藤川議員、ただいまの件につきましては通告外でございしますので返答できません。質問を変えてください。

**○6番（藤川多美君）** わかりました。

私はこの危機管理が大切だということで、これまで何年も引っ張られてきた住民の思いが届かなかった。今度初めてこういうふうにして私が通告したことによって改善に導かれた。だから、例えば、選挙のことは答えてもらわなくても結構なんですけども、一般的にそういうふうには職員に対しての規律はどういうふうに行われているのかということをお尋ねしたかったところでございます。



が、議長から許しが出ませんので、次の質問に参ります。

次に、河川の氾濫について、昨年からことしにかけての豪雨災害、相次いで河川が氾濫し、農家もお手上げ状態でございます。激甚災害指定されましたことしの台風18号の被害の状況でございますが、五ヶ瀬川の県境付近では、宮崎県側は床下浸水で、熊本県側の岩尾野は庭まで浸水してきたそうですが、もちろん田んぼも浸水し、田んぼの小屋の農機具は全て冠水し、修繕に出されたそうです。水が引いた時分に行ってみましたが、岩尾野の方は自力でユンボを使われ、土砂を除いておられました。

岩尾野の方に宮崎県側が工事をされる話をお聞きしましたので、五ヶ瀬町、五ヶ瀬町役場と高千穂の県の出先機関、西臼杵支庁、熊本県でいうところの地域振興局に出向き、お話を伺いました。五ヶ瀬町と五ヶ瀬町議会のすばやい宮崎県庁への要望があり、家屋が点在する宮崎県と熊本県を結ぶ両国橋を挟んで、上下2カ所と上流、合わせて3カ所の土砂の廃土をされるそうです。1,000万円の予算の範囲で、およそ9,000立米とお聞きいたしました。年度内の工期でされるそうです。資料につきましては課長にお渡ししておりますので、参考にさせていただくと助かります。

同じ一級河川であります大矢川も、たびたび氾濫をしております。町内の河川氾濫の現状について、河川名、箇所等、把握されている範囲で結構でございますが、どれくらいありますでしょうか、お教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、後藤誠輝君。

**○建設課長（後藤誠輝君）** 議員がおっしゃられるように、近年は非常に局地的、局部的豪雨が起っておりまして。私どもも、以前はここが災害が起きるだろうなというようなことは大体予想できたところなんですけれども、近年ではそういった災害が多くて、まさかこういうところが壊れるというようなところまでは至っていないということでございまして、地元からこういう被害があつとるということを受けてから現地赶赴して、現地を把握するというのが現状でございます。

2番にも被害防止対策というのが、吉川議員からお話がございますけれども、関連しておりますので同時に答えさせていただきたいなというふうに思います。

局地的、局部的な集中豪雨によりまして、御存じのように、大規模な山腹の崩壊、あるいは、溪流から大量の土石流が川に流れ込んできます。そうしますと、川は埋まってきます。皆さん、車で走っておられると県河川は特に葦が生えておりまして、とてもブロックが見えないようなところもございまして。地域によっては、その草を切っていただくところもございまして、こちらに、蘇陽からこちらに大矢川沿いを来ますと、ずっとそういうような葦が生えておりまして、とてもじゃないですけども、ハイウォーターと言いまして、通常ブロック積みでしてございまして、ハイウォーター、そこまで来れば大丈夫だろうと、水位は大丈夫だろうというような高さがございまして、そこがそういった土石流で埋まってしまっているものですから、河床が上がってしまいまして、それだけの高さが保てていないと。要するに、河川の断面がそれだけ少なくなつとるということなものですから、その構造物の天端を超えて、田んぼ、あるいは農道等を壊しているというような、今そういう状況があります。

私どものほうでは、数カ所は、河川のしゅんせつと言いますが、そういう堆積したものを除去することをしておりますけれども、今後はやっぱり人家、人命が大切であります。人家を中心としたところを計画的に進めていきたいなというふうに思っています。当然、田畑もございまして、そういったことも計画に入れながら進めていければというふうに思います。

ただ、堆積物をとりますと、どうしてもそれを捨てる場所が必要となります。それが遠くなりますと、どうしても運搬費がかかってしまいまして、通常100万かかるのが200万かかったり、300万かかったりというような感じになりますので、そこは地元の協力を得ながらしていきたいと。

ですから、どこを先にするというのではなく、計画的に今後進めていきたいなというふうに思っておりますので、今、どこの川がどれぐらいというのは把握はしておりませんが、こちらのほうで大体の場所はわかっておりますので、そういうふうに進めていければというふうに考えております。これは同時に、県の河川、特に大矢川は県管理河川でございまして、県にも毎年、要望はしておりますけれども、なかなか予算がつかないというところがございまして、今後とも、町単の予算もあわせて、県にも強く要望していきたいというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。ただいま、課長のほうから、大まかなところは把握をしているということでお聞きをいたしました。特に神ノ前川については、毎年、カヤと申しますか、アシと申しますか、繁茂が激しく、どちらが田んぼか、どちらが川か、わからないくらい状態になっております。今言われましたブロック積みの上にも出ております。当然イノシシの楽園にもなり、獣害も多いと聞きます。土砂の堆積の多いところからでも、先ほど課長は人家を中心としたとおっしゃいましたが、田んぼも被害に遭っておりますので、土砂の堆積の多いところからチェックされるようお願いしたいところですが、再度、そのところをお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、後藤誠輝君。

**○建設課長（後藤誠輝君）** 確かに、議員おっしゃるように、田んぼがあれば、それは生活がかかるとるわけですから、やっぱり多いところは対象に早くすると、優先順位を上の方に上げたいなというふうには考えております。確かに、神ノ前川も、少し浅くなりますと、先ほどからイノシシの話が出ておりましたが、あのブロック積みは、イノシシも駆け上がるそうでございますので、そういったところは優先的にしていきたいなというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。それでは、前向きな対策をよろしく願いしておきます。

では、4番目の質問に移ります。熊本中央一般廃棄物処理施設についてお尋ねをいたします。候補地評価委員に副町長が就任されておりますので、副町長にお尋ねをいたします。これまで5回の委員会が開催されており、3回目の委員会で先進地として久留米の、これは名前が正しいかわかりませんが、宮の陣クリーンセンターを視察されております。この施設の処理方法は焼却と

なっておりますが、適地選定の評価項目の資料の中では、新施設の整備計画の概要について、施設の構造や処理方式については決定していませんと記述してあります。焼却施設を視察されたということは、処理方式を焼却と決定されているのでしょうか。お伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 宮の陣のクリーンセンターに視察に行っていました。これは焼却型の処理場なんですけど、中央広域の焼却施設については、まだ処理方式は決まっておりません。

この視察に行った趣旨は、非常に最新型のリサイクル、再処理型の、再利用型の、循環型の施設ということで、視察に行ってきたわけでありまして、非常にリサイクル、リユースが進んでおりまして、また、熱の再利用、あるいは、資源の焼却灰についてもセメントに利用するなどの循環型の施設でございました。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。第二次山都町総合計画では、循環型社会の形成を図ることの必要性を掲げてあります。生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を、例えば、バイオガス施設を導入して資源化するという有機物を循環させるといった方向性もありますが、今後、これを一案として、山都町から処理方式を提案するといったことは考えられないでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、佐藤三己君。

**○環境水道課長（佐藤三己君）** お答えします。視察に行きました久留米市の宮の陣クリーンセンターですけれども、私も視察に同行させていただきました。非常に立派な施設で、効率的、また、周辺環境に配慮された非常に立派な施設でした。この施設の処理の工程ですけれども、施設に搬入された廃棄物は前処理として、まず、再使用、再生利用できるものに徹底して分別されて、それは資源化に回されます。この工程がリユースとかマテリアルリサイクルと呼ばれるものです。物としては、アルミ、スチール、古紙、プラスチック、容器包装等になりますが、次の工程で再資源化され、再資源化できないごみだけが焼却されます。この段階で発生する余熱は、施設内の電源、また、温水利用の熱源として活用されておりまして、この工程がサーマルリサイクルと呼ばれるものでございます。

さらに、焼却施設により発生した焼却灰はセメントの原料として使用され、最終的に残った残渣が最終処分となります。この一連の処理工程が循環型の処理プラントと言われるもので、この久留米のクリーンセンターの建設費の財源の一部は、環境省所管の循環型社会推進交付金を活用されており、これから協議会のほうで処理方式について検討されますけれども、非常に参考になるものでありました。

協議会のほうで、今、建設整備に向けた循環社会推進地域計画を策定中でございます。これも、循環型社会推進交付金を活用することを前提とした計画になります。御質問の山都町第二次総合計画にあります循環型社会の形成を図るといった方向性に沿ったものだというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 宮の陣の最新型の循環型の処理場を見た感想なんでありますが、非常にコンピューター制御されて、最新型のリサイクルシステムが完備されておりました。しかしながら、私が最も印象に残ったのは、ペットボトルの分別を手作業でされておりました。数名の女性の職員の方がキャップを外して、また、ラベルを外していないペットボトルについては手作業でラベルを外されておりました。これは機械化ができないということでございまして、循環型社会をつくっていく上では、住民の意識改革、我々を含めた皆さんの意識改革というのが必要であると感じました。つまり、キャップを外して、ラベルを外して出せば、その工程はないわけですし、ごみの減量化が図れる最新型の施設であります。そもそも排出するごみを減らすという行動をとれば、非常に減量化につながる、処理の減量化にもつながるわけありますので、そういった意識改革に全町を挙げて取り組んでいく必要があると感じました。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。今後、規模等の決定もされるわけですが、その委員会におかれましては、町長もまた別の機関で協議がなされると思いますが、ぜひとも、循環型社会を目指した廃棄物処理施設をいい方向に意見を述べていただきたいと思えます。

それでは、最後に、矢部高校応援町民会議について目標値を定めてありましたけれども、現在の進捗状況は予定どおりかどうかお尋ねします。山都町のホームページを見ますと、食事の提供のお店は2店舗掲げてありました。最近まで下宿先を募集されております。希望者はおられたのか。また、来年度の入学者の下宿先の対応は間に合うのかもお尋ねをしたいと思います。

それから、浜町第二保育園の廃園に伴い、園を改修して、当面の寮としての施設には、高校も近いし、コンビニもあるし、最適だと思いますが、お聞きしますと、自治振興区に貸し出されているそうです。候補地としての考えはなかったのか、あわせてお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 私のほうから、進捗状況についてということで、まず、入学者に対して、下宿、寄宿舎等の件について御報告させていただきます。

町外など遠距離によって通学困難な入学者に対しましては、下宿先の希望があった場合に、町と高校が協力いたしまして、近隣の受け入れ先可能な下宿先、アパートなどを探して、必要な生徒の戸数分を何とか確保している現状でございます。毎年の状況といたしまして、この3年間につきましては、下宿生徒が1万円ずつ、経済的支援策ということでしておりますけれども、平成27年度の下宿生が1名、28年度が3名、そして、本年度が2名となっております。

今後も、来年度以降はまだ入学者数が確定をしておりますけれども、必要に応じて、とにかく現在のところ、通学困難な生徒に対しての受け入れ先の確保を行ってまいります。

また、寄宿舎につきましても、昨年、町外の近隣中学校の生徒及び保護者に対してアンケート等を実施したところでございますが、もし、矢部高校に寮があった場合には、進学先の対象として考える割合が非常に高くなってきたところもございまして、そうしたところも踏まえまして、今

後、県内公立高校におきます入学者の県外枠の完全撤廃、ことしは少し緩和された部分もございましたけれども、この完全撤廃ですとか経済的支援策の拡充、こうしたものも含めまして、寄宿舎の設置につきましては、高校の魅力化対策とあわせながら、一定の需要、供給先等の確保など、今後の見通しを踏まえて慎重に検討していきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 前段の矢部高校応援町民会議につきましては、山の都創造課が所轄しておりますので、27年に立ち上げまして、矢部高校の存続なくして山都町の活性化はないということで、10のプロジェクトを掲げております。今、生徒へのアンケート、それから保護者の経済的支援、それから、パンフレットのチラシ、ポスター等をつくるといったことに今取り組んでおりまして、具体的に今やっております。

ただ、生徒数につきましては、立ち上げの27年度は15名ふえましたけれども、それから、本年はまた前々年度と同じ推移に減りましたので、目標はなかなか達成できておりません。やはり生徒数をふやすことが最大の目的でありますので、一つの大きな目的でもありますので、そこ辺については、今、下宿のこともありましたけれども、そういったところでしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 時間がなくなりましたので、これで私の一般質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時17分

12 月 13 日（水曜日）

平成29年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年12月7日午前10時0分招集
2. 平成29年12月13日午前10時0分開議
3. 平成29年12月13日午後2時14分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
  - 日程第1 一般質問  
10番 藤原秀幸議員
  - 日程第2 議案第66号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について
  - 日程第3 議案第67号 山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第68号 山都町火葬場条例の一部改正について
  - 日程第5 議案第69号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 日程第6 議案第70号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - 日程第7 議案第71号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について
  - 日程第8 議案第72号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
  - 日程第9 議案第73号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
  - 日程第10 議案第74号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第11 議案第75号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第12 議案第76号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
  - 日程第13 議案第77号 平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久
建設課長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	玉目 秀二	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 皆さんおはようございます。本議会最後の質問者となりました10番藤原でございます。このところ冬本番の寒さが続いておりまして、12月師走の気候だなという実感を強くもっております。

本年の農業生産を見ますと、気象的な面また夏場の販売価格の低迷等で、第三営農センターの数字を見ましても全体で90%程度の販売額になるようでございます。進まぬ災害復旧の問題とあわせ大変憂慮いたしているところでもあります。そういったことで、今回はさまざま生産調整の課題もございしますが、農業問題に特化して幾つか質問をさせていただきます。答弁のほう、特に農林振興課長にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） まず、安心安全の農業推進についてということでお尋ねをいたします。

このことは三つの重点プロジェクトの中に含まれるもので、安心安全農業推進案で今までに協議をされてきた事項だと思っております。今までにどれぐらいの会議をされたか、その中でさま



さまざまな問題点や課題が浮かび上がってきていると思いますが、いかがでしょうか。グリーン農業またブランド化推進については後で質問をいたしますので、それ以外のことでお答えを願いたいと思います。農林振興課長、よろしく願いをします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** おはようございます。藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

安心安全の農業推進については、御承知のとおり町長の主要政策の一つでございます。今までプロジェクトチームを企画政策課、山の都創造課とプロジェクトチームを編成しまして山都町の知名度浸透やイメージアップを目指すものと捉えまして会議を重ねております。

一つの課題といたしましては、特に有機農業、山都町、従前から旧矢部町を中心に盛んではございますが、生産者の皆さんの生産数量ですとか、あるいは販売実績等の把握がまだできていないという課題がございましたので、その方策を今年度中に調査を実施するという課題が一つございます。

それから、やはりこういった形で流通させるのかという販路開拓等々の課題ということでございますので、これは町民の皆さん初め県外あるいは首都圏の大都市に向けての情報発信というのが課題であるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 会議の回数等もちょっと聞きましたが、わかっていればお答え願いたいというふうに思います。

それで、今課題についても申されましたが、具体的にもう少し詳しく説明をできるのであれば説明をいただきたいというふうに。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** プロジェクトチームにおきましては、大体月1回あるいは必要に応じて2回程度を開会しております。8月程度から本格的に始まりましたので、五、六回程度は十分開催しているというところでございます。

その中で、大きな課題というのは先ほどの二つに加わりまして、もう一つは町内での学校給食等の利用あるいは保育所の利用ということで、町内での利用がどれだけ進んでいるのかということで、やはり今後分析をする必要があるかなというふうに考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 今の答弁で、大体会議の回数とか課題についてはわかったわけでございますが、そもそも、この案件は現在進行中のプロジェクトということでございますが、一方、体育館建設、移住定住に関する宅地分譲の二つのプロジェクトと違いまして、明確な終着点がない、かなりの年月を要するプロジェクトであるというふうに思っております。相当の気合いと覚悟が必要ですし、持続性、継続性も求められるものだというふうに思っております。職員の異動や担当者の交代によって、そういった継続性だったり持続性が損なわれないような事務引き継ぎ

をお願いしたいと思います。

総合計画の中の文言ですが、覚悟と継続性についてお答えをいただきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 今、議員のほうから御指摘ありましたとおり、この安心安全農業推進というのは、ここ数年ではなく、やはり10年先20年先を見据えた計画というふうに認識しております。ただ、職員におきましては人事異動とかの心配もないように、きちっと目標を定めて、それに向かって同じ方向を向いて仕事を進めていくということが大事というふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** そのような方向で取り組まれますようよろしくお願いをいたします。

次に、グリーン農業についてお尋ねしたいと思います。

山都町グリーン農業推進宣言ということで、11月の12日に地下水と土を育む農畜産物産地ツアーと収穫祭で、町長が自治体として初めてくまもとグリーン農業推進宣言を行われました。このことは熊日紙上にも掲載され、町内外に広く知れ渡ったわけではありますが、アドバルーンアピール効果は少なからずあったと思いますし、そのこと自体、方向性は私も間違っていないというふうに思っております。

しかし、現在の生産者応援宣言あわせて、その数が10月末で777件というようなことで、これを2020年末までに2,020達成ということですが、どのような手段手法でその達成を図られるのか、課長の今の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** それではお答えしたいと思います。グリーン農業におきましては、今ありましたとおり生産者による生産宣言がございますが、今、生産宣言の割合としましては640件ほどございますので、JAの部会等でも積極的な働きかけ、あるいは生産者団体等がありますので、現在の栽培方法でも十分このグリーン農業宣言に値する作物が米を中心としてあるというふうに思われておりますので、いろんな会合等を利用して、イメージアップのために御理解と御協力ということで推進したいというふうに考えております。それから、町内の飲食店等さんにおきましては、イベント等を通じまして、山都町の有機農業の農産物の利用推進ということで呼びかけをしていきたいというふうに思います。

それから、嬉しいニュースではございますけども、この本宣言を契機に、山都町にあります株式会社肥後やまと会さんと熊本市の産婦人科医院との間で米の取引はあったんですが、この宣言を受けまして、新たに野菜の取引が始まったというニュースも飛び込んでおります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** そういった結果も、ある程度いい方向に向いているというようなことで、大変喜ばしいことだというふうに思っております。

ただ、応援宣言については、比較的これはできやすいわけではありますが、生産宣言につきましては、JAS認定を受けた有機農産物それ以外の取り組みについては、生産者のほうにおいてメリット感がないというようなことも思っております。

今、課長が申されましたように、JAの部会だったり、そういったところに丁寧な説明、それから、そういったことをしながら理解を求める、そのことが大事なことだというふうに私も思います。

それと私は、やはり自分のためだけでなく山都町の農業、その未来のためにという意識の醸成を生産者、農業者に図っていかねばならないというふうに思っておりますが、そのことに関しては、どのようなお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 農業に携わる部分につきましては、昨日もありましたが、住民の健康にも寄与しているということがございますので、高齢者になられましても、いわゆる庭先野菜あるいは菜園等の品目でも産直市等を利用しながらされている方もいらっしゃいますので、その方々が栽培されている分については、恐らくこのグリーン農業に該当するだろうというふうに予想されますので、そういった方々にも呼びかけをしながら、末永くこの運動を続けていくという必要がございますし、議員ありましたとおり、町民皆さんが町全体を盛り上げようという部分に、この運動というのは寄与していくというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** そういったことで、この取り組みが2020年まで目標としている2,200件の宣言が達成できるよう努力方をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございますが、農産物ブランド化推進事業についてお尋ねをいたします。この事業は、27年の地方創生先行型の交付金を利用しながら本格的に始まった事業だというふうに思っております。28年度補正の加速化、28年度の推進交付金と、29年も同様なことで予算措置がとられておりますが、現在までの事業の流れ、その取り組みの内容について、また、成果等も含めたところで答弁をお願いしたいと思います。

農林振興課長、また商品開発、人材育成等につきましては、山の都創造課も関与されているというふうに思いますので、両課長からの答弁をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** お答えします。農産物のブランド化推進事業ということで、今、議員御承知のとおり、国の地方創生の交付金を活用しながら本年度で3年目を迎えるわけでございます。本町はトマトを初めとした夏秋野菜の主要産地あるいは有機農業の先駆地、また、栗、お茶などの特産品の産地として地位を確立しているというふうに考えております。しかしながら、知名度つまりブランドがなかなか浸透していない部分もございますので、山都町ブランドの定着促進と所得の向上を目指し、本事業を展開していくというところでございます。

内容としましては、発信する、仕掛ける、届けるという三つの柱でこの事業がスタートしております。主な内容につきましては、知名度アップのための販売促進活動、これも百貨店あるいは

産直市等を実施しております。それから、新商品の開発とか、あるいは今まであった商品の包装デザインとか、あるいは容器等のパッケージの見直し等々もありますし、みずから先進地に学ぶという研修会等の実施をしているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 商品の開発については、それぞれ3カ年の計画の中で、山都セレクトであったり観光協会の商品の開発等に今取り組んでおります。セレクトについては、もう既に3カ年の中で2カ年も商工会のほうで13品目セレクトで認定したり、それから観光協会のほうで5品目の商品のブランド化を進めております。この商品化ができましたので、これをいかに売っていくかというのを、今度は山の都創造課のほうでしっかりとやってきたいというふうに思っておりますけれども、これ今まで、山の都創造課は商工観光のほうを所管しておりましたので、観光は観光ということでやっておりました。

農林振興課のほうは、農産物のブランド化それから販売というようなことでやっておりましたけれども、山の都創造課になりまして、そういった販売や情報発信をする中で、福岡の都市圏に、岩田屋に行ったりとか、そういうときに、やっぱり一緒になってやっていこうということでやっております。

そういった不特定多数のお客さんを前にして、いろいろ売っていく部分については今までやってきておりますけれども、これからは、やっぱり山都のいろんな秀逸な農産物それから美しい豊かな自然をどう売っていくかというときに、そのことがわかる人材のネットワークをピンポイントに、やはりやっていくということが必要というふうに思っております、東京、大阪、福岡の事務所もでございます。県の事務所がありますので、そういった人材の方々も協力していただくことも必要ですけれども、やはり山都町自体の、自前のそういったネットワークをつくっていくことが必要なんじゃないかなということで、次年度は、そういった予算化もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** さまざまなイベントや催事への参加、また、商品開発もされているようですが、その成果も上がっているというふうに私も思っております。議員であったり、そういったいろんな要職にある方といいますか、そういった方に対しては、山の都を中心に成果報告会も行われておりますし、ある程度わかってるわけですが、これは、特に商品開発については、町民の方はほとんど、どういったものができたかというようなことは御存じないように思っております。どういったものが新しくできたのかと、パッケージがどのように変わったのかというようなことですね。そういったことで、やはり私は、例えば、今は暮れの贈答のシーズンでございますが、こういった折に、やはりそういったものを集めてセットにした販売ができるようなシステムとか、そういったことをする必要がるように思うわけですが、そのことについて、どのようにお考えでしょうか。どちらの課長さんでも結構ですので。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 外に売っていくということを私言いましたけれども、確かに議員のおっしゃるとおり、山都の町民の皆様がそれをまだ全然理解していないということで、やっぱり本末転倒の部分がありますし、確におっしゃるとおりということで今改めて思ったんですけれども、そういう点から、我々ももう少し広報なり何なりで、地元の町民の皆さんにもこういう商品ができたということをしっかり浸透していくことに、もっと力を注ぐべきだというふうに思っております。

そんな中で、今ふるさと応援ボックスというような形で、山都町のロゴマークを使った段ボールの、要するにふるさと便のような形で送れるギフトセットの段ボールセットもできております。虹の通潤館のほうで、お茶とかいろいろなお菓子とか、いろんな町の商品を一セットにして1万円であったり5,000円のセットだったり、それは発注者の自由にできるような、そういったものもつくっておりますし、今ちょうどお歳暮のシーズンになっておりますけれども、そういったことでチラシを配布したり、町内のチラシも、虹の通潤館のほうでもやっておられますけれども、なかなかそのことが、議員さんもそうですけれども、町民の皆さんにまだまだ浸透していない部分は確かにございますので、そういったところを今後しっかりやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかりました。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

この交付金事業では、今申されましたといいますか地方創生の交付金事業の中には検証制度もありますので、反省や見直しをしながら、まず目標とされております山都町の認知度を高め、ひいては農業者の所得向上に努めるという、この最終目的が達成できるように、最初の質問でも申しましたが、継続的に事業を進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、有害獣対策について幾つか質問をさせていただきます。

先日の一般質問で、有害獣の捕獲頭数については説明がございました。500頭を超える捕獲がここ2年間行われ、同じようなペースで今年も進んでいるというようなことの報告だったというふうに思っております。相当の生育数があるというふうに思っております。そこで、防護対策として今最も効果があると思われておりますワイヤーメッシュによる事業についてお尋ねいたします。

これは21年度から実施されている事業のようですが、26年、7年、8年近々でよろございますが、それから29年度について、どのような結果になっていますか。メートル当たりの単価、総延長、それから事業費の増額、受益者の負担の割合等をお答え願いたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** それでは、防護柵ワイヤーメッシュの設置事業ということで御説明を申し上げたいと思います。

この事業におきましては国の補助によるものでございます。3戸以上の受益者で組織する団体が対象となります。自力施工でございますので、受益者の皆さんが自力でワイヤーメッシュを設置するという部分の資材費に対する助成ということで御理解いただきたいと思っております。

この実績でございますが、3年ほどの実績をまとめますと38地区、総延長が55.4キロ、事業費が4,040万円ほどかかっております。補助金で申しますと、最終的に精算いたしまして3,849万1,000円ぐらい来ておりますので、この3年間の平均をしましても95%程度の補助ということでございます。

年度当初はなかなか事業費が固まりませんけども、入札を行いまして、その結果で最終的な精算というところでございます。今後もこの事業は継続する予定でございますので、一つの有効な策ということで私も理解しておりますので、推進をしたいなというふうに考えております。

ただ、このワイヤーメッシュ柵だけが万能ではございませんので、やはり皆さんが日ごろの点検あるいは電柵ほどの草刈りは必要ではございませんけども、やはり前後の草刈り、それから地域ぐるみでの維持管理等が、特に掘り起こしとか、あるいは結束線の切れ等々がございまして、やはりそういった点検があつてこそ、この事業も有効になるかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 総延長が55キロ、4,400万円ぐらいの事業規模というような説明が今ありましたが、それで5%の負担割合というようなことになるかというふうに思います。

ちょっとですね、これは私もそういった施工をされた方々にお聞きをしますと、年度当初申請時には、半分ぐらい負担せやんですよというようなことを職員の方が言われるそうです。そうしたことで申請しても、じゃあうち半分も出さなんなら、総延長も長いからちょっとできんなというようなことで辞退者が多くて、そういった負担になっているというような話も聞いておりますが、その点は、課長どのように把握されていますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** お答えいたします。どれぐらいの辞退者がおられたかという正確なちょっと数字はございませんが、今ありましたとおり、年度当初はどうしても試算支出の段階ではですね、50%とかあるいは60%補助ぐらいしかありませんよというふうな計算上のところしか、その当時はなかなか言えませんが、やはりこのワイヤーメッシュ事業も、あるいは地域でも取り組まれている中山間の直接支払いの事業ですとか、あるいは多面的機能の事業を利用されると、本当の受益者負担も減るかなというふうなところもございまして、若干説明不足のところもあるかと思いますが、今後は丁寧な説明をいたしたいというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** これは説明だけの問題じゃなくて、まず、やっぱり根本的にこの事業が効果があるというふうに、その地域住民も認識をいたしておりますので、やはり国庫から来る予算でございますので難しい点はあるかと思いますが、それと、例えばワイヤーメッシュの価格についても、年次ごとの入札で変動もあるかと思いますが、しかし、大体のおおよその見当はつきましますので、やはり町として総延長で毎年どれくらいはしていくんだという方向性を持って、そして、やはり地域の農業者の方だったりそういった受益者の方に、複数年度にわたって何年度までにどれぐらいしたいですかという希望なり申請を受け付けておいて、そして、町としては総延長

は毎年これぐらいやってきますよと。そして負担率は30%をお願いしますよと、そういった何かもう少しきめ細やかな計画性があってもいいような気がいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 今御指摘がありましたとおり、長期にわたる部分あるいは地域での計画ということで、このワイヤーメッシュ事業、国のほうにも問い合わせまして、そういった利用計画ができるかどうか尋ねまして、この事業の設置の工夫をしていきたいというふうに考えます。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** どうもあくまでもその年によって負担の割合が異なるというようなことは、なかなか不公平感を持つ。これは私、以前にも質問したことでございますので、そういったことがないように、もちろんその予算の中の範囲で事業をされれば、年次によって違うのはわかるわけですが、ほかの補助事業と比べましてはっきりした数字が出ていない点は、ちょっと問題があるかなというふうに思います。

先ほどちょっと申されましたが、例えば補助に対する要項等は、はっきりしたものがございませんでしょうか。3戸以上とかいうようなことを申されましたが、お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 主な要項としましては、3戸以上の受益者が組織する団体、それからいわゆる自力施工ということでございますので、受益者みずからが施工すること、それによる資材を計算しました、必要な資材に対する補助というところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかりましたけれども、先ほど課長から、ちょっと部内でも問い合わせをしながら検討するというようなことでございますので、そういったことでお願いをしたいというふうに思います。

次に、鳥獣処理加工施設についてお尋ねします。

このことも、先日11番の後藤議員のほうから質問があつておりますので、今までされた処理頭数だったり、そのようなことは重複いたしますので質問をしますが、やはりきのうも申されました販売が一つの大きな課題であるというようなことでございます。再度になりますが、販売については、きのうもありましたように、やはり清和資源に業務委託していますので、それに任せるじゃなく町が積極的に関与していかなければならないというふうに思っております。

そういったことで、再度同じこととなりますが、その販売についてのお考えを、もう一度御答弁をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** それではお答えをしたいと思います。販路の部分につきましては、町内での販路それから町外での販路この大きな二つがございますが、まず町内の販路と申しますと、町内にあります飲食店さんを中心となりますので、今後、山都町の飲食業組合の方々

とメニューの開発とか、あるいは、逆に言えば飲食店からのほうのメニューの提案等々を進めていきながらでの消費拡大につなげながら、あるいは一方、いろんなイベントでもありますので、そちらでも積極的に町民の方にジビエということでPRする必要があるかなというふうに考えております。

それからどうしても、やはり大口の取引と申しますか、なかなか食肉卸等の大口は今のところはなかなか難しゅうございますが、週単位とかあるいは月単位での出荷で、今交渉を始めたところでございますので、定量がわかりますと年間の経費等も計算が立つかなというふうに考えております。

それから清和資源さんのほうでも自主努力ということで、ソーセージ等の加工品も、実はもう外部のほうに委託されて販売される予定ということでございます。チラシのほうもできているような状況でございますので、少し遅くなりましたが町民の方にも御利用いただきますようにPRを努めていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** そういったことで、その販売については進めていただきたいというふうに思います。

一つ私、処理加工施設にも行ってみましたが、1番の問題は、それとやはりたった今は、処理をされる本当に技術を持っておられる本田さんという方がおられて、その方はほとんど土曜日曜もないような状況で解体をされているようでございます。そういったことで、やっぱり人材育成が一番大きな課題だというふうにも思っております。その点については、課長どようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** この加工所の運営の大きな部分につきましては、一つは原料確保、それからやはり今御指摘ありましたとおり、加工技術員の確保ということでございます。

先日、農林水産省からも視察がございましたが、そのときにも、こちらのほうから要望を申し上げましたわけですが、農林水産省としましては、ジビエ肉の拡大政策をとるということでございますが、やはり加工技術員がいないじゃないですかと、うちの実情を訴えましたので、できれば農林水産省に音頭を取っていただいて、加工技術職員の養成講座なり、あるいは養成研修なりというのを国主導で実施していただくと、全国的にこの肉の歩どまりの平準化ですとか、あるいは加工技術の共通化ということで、よりよい製品ができるかなというふうに感じておりますので、そういった要望もしたところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** もちろん全国的に農林省に要望して人材育成を行う、このことも大事なことかもしれませんが、やはりこれは喫緊の課題としてですたい、もう少し受けとめていただいて、やはり自前でもそういった技術者を養成するんだと、それに関しては、ある程度町も負担をするんだというそういった姿勢も必要かと思いますが、どうでしょうかね。課長、答弁のほうをお願いします。



○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 加工技術者の確保ということで今考えておりますのは、近隣に民間の食肉の加工所等もありますので、そちらのほうに受け入れが可能であればということで、今後交渉していきたいというふうに考えております。実地研修を積ませるという意味でございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） そういったことで、やはり町がつくった施設でございます。民間に委託したというようなことでございますが、やはりある程度軌道に乗るまでは、町も責任を持って関与していくと。もちろん課長が関与しないと申されていないということは十分わかっておりますが、そのことを強くお願いしたいというふうに思います。

それと、ちょっと施設に行ってみますと、補助金の関係か何か知りませんが、やはり真空パックの機材だったり、冷蔵庫、冷凍庫もないというようなことで、今、松橋のほうにされていると、きのうもお話がありました。

そういった不足する機材であったり、それに対しても、ちょっと町として対応していかねばならない点があるんじゃないかなというふうに思います。そのことについて課長、答弁をお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今、御指摘のとおり稼働から2カ月を過ぎました。清和資源のほうからも、いろんな資材等の結果も出ておりますので、今のうちに、どれだけの資機材が必要だったのか、あるいは足りない部分ということで報告を受けながら、次年度からの委託の参考にする必要があるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） よろしくそのことについてはお願いをいたします。

次に、30年度以降の米政策の変更についてお尋ねをいたします。

具体的には、国の生産数量目標配分と直接支払交付金、10アール当たり今7,500円だと思っておりますが、それがなくなるということですが、このほかに、どのように変わっていくというところがあるのでしょうか。わかっている範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。30年度以降の水稻政策ということで、今おっしゃいましたとおり、国が長年主導してきました水田農業政策いわゆる減反政策というのは平成29年度をもって終了いたしますし、おっしゃいましたとおり、米の所得補償交付金7,500円が廃止されますし、また米の生産数量の目標というものにつきましては、県から国へ示される予定というところでございます。

ただ、転作作物としてのWCSですとか、あるいは地域の作物、あるいは飼料用米等々の継続は予定の予定でございますが、まだ正確な情報はないところでございますが、転作の廃止と米の

所得補償交付金の廃止というのは決定しているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかったわけでございますが、これはかなり前、熊日にも載ってありましたね。米価安定のために、やはり各自治体を中心としてですか、生産目標数量もやっぱり設定していくというようなことが載っていたというふうに思っておりますが、そのことはいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 県のほうから市町村へは目安として生産数量配分予定でございますが、ここ数年の本町の生産の状況ということで少し調べてみましたところ、平成19年産米産の作付と平成28年度の水稲作付と約10年間の差で、転作率の目標面積は多少の前後ありますが、数字として150ヘクタールはもう減少しているというところがございますので、今後、山都町としては、なかなか生産調整が撤廃されても、その分じゃあ拡大するかというのは非常に疑問するところがあります。また、集荷業者さん等々の話でも、山都町産の米の引き合いはあるけども、その引き合いに応じた生産数量は上がってないという数字がございます。

このような状況を考えますと、本町では、従来のように個人ごとに米の生産目標を配分するという必要性は感じておりませんが、今後集荷団体との協議をするということで考えております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 生産目標数量の配分は、個々にはしなくても十分そういった米価安定のための減反ですかね、そういったことは可能だというようなことで。このことは、結果としては非常に残念なことなんですよ、本当は。やはり高齢化だったり有害獣の被害、そういったことで生産意欲が低下しているというようなことには一方ではとられるというふうに思っております。

しかしながら、これはいたしかたない点もあるかというふうに思っておりますが、そこで私がちょっと次の質問ですが、食味検定についてということでもちょっとお尋ねをいたします。

この食味検定は、いろいろなところで行われておりますが、今最も権威のある検定ということで、国検定の食味制度があるというふうに思っております。そこで特Aを取れば、かなりの引き合いもあるというふうに思っておりますが、このことについて課長は御存じだと思いますが、私が申しますのは、山都町の米は平均的に誰が食べてもおいしいわけでございます。今そういった評価は受けているというふうに思っております。でも、ただおいしいと言うだけではなく、やはりお墨つきのものが必要ではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、今まで国の食味検定への本町からの出品はなかったというふうに思っておりますが、そのことについて、どのようにお考え、御認識をされておりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 近年は議員がおっしゃったとおり、食味をアピールして産地をPRしていくというところで、全国的にもそういうブームがあるかなというふうに思っておりますが、実は、山都町生産者の方でも、米食味鑑定士協会が主催するコンクール等にも自主的

に出品されております。平成27年が12名、それから昨年が18名、今年が17名ということで、20名弱の方が出品されております。矢部地区と清和地区の方だけでございますが、この審査につきましては、3段階の審査がございますけども、本町の現状としましては、毎年一、二名の方が一次審査を突破しているというふうな状況でございます。

それから、御指摘がありました日本穀物検定協会が毎年実施している分につきましては、協会のほうで、いろいろ都道府県ごとに指定等をしているようでございますので、やはり山都町、いろんな地域自慢の米のブランドもございますけども、やはりこの産地として、このコンクールへの参加につきましては、今後意欲のある農家の方あるいは農業団体と協議しながら出品する、あるいは圃場等の技術的なものをやはり勉強する必要があるかなというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 私が思いますには、やはり行政だけでできる問題ではないというふうに捉えております。特に、JA阿蘇、JAかみましき等そういったところ、また各生産組織です、ね、農業法人も含めたところの生産組織とやはり一体となって進めていくようなことが必要だというふうに思っております。

食味については品種であったり土壌であったり施肥の方法であったり、いろいろなまた資材等々、技術的な側面がかなりあるというふうに思っておりますので、私は町長もずっと農協出身というようなことで、JAかみましき、JA阿蘇と一体となってプロジェクトを組んで、3年後にはそういった食味検定で特Aを取るんだというような意気込みで、そういったプロジェクトができないものかというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。町長のほう、町長はいいですかね。なら、課長からあれば。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** 今、御提案がございましたので、JA等々、営農協議会等もございまして、そういった場を利用しながら、この食味コンクールそれからそのPR方法等々、あるいは栽培法等々についての検討に入りたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 米のブランド認可につきましては、今、特に山都町の米につきましては、先ほどありましたように業者であったり消費者からの引き合いは非常に強いわけですが、数量が足りない、先ほど約10ヘクタール以上目標面積からも到達をしていないというようなことでありますが、ブランド化については無農薬米であったり、いろんなブランド米をしながら山都町の米は生産をさせていただいておりますので、今の時点で非常に足りないということでもあります。多くの、特に福岡等々の卸業者からは、山都町の米をという指定をされますが、なかなか配分が足りないという状況下になっているのも事実であります。

また今ありますように、食味のコンクールにつきましては、今20点ほどの出展はあるというふうなことでございますが、従前は矢部町時代でございましたが、特Aで1番になったという経験もあります。近年、組織を挙げての出品をしておりませんので、先般もそういう形の中で、JAの皆さんと協議をしながら出品の圃場、生産者を特定をした中で出品をし、やはりブランド化

に向けては何らかの数字がなくてはなかなかできない部分もありますので、山都町の米の全体の価値を上げるためには、そういう形の中の出品、また先ほど言いましたように出品者と出品の圃場を、選定をしながらJAまたいろんな関係機関と相談をしながら来年度は進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかりました。このことは、町が進めます集落営農だったり、米を主体とした農業法人、そういった町の事業の応援の側面もあるかというふうに思っております。そういったことで、ぜひ積極的に取り組まれるよう要望をいたしておきます。

次に、ハウス導入事業についてお尋ねします。

今現在31ミリの単棟ハウスで約400万円、耐候性ハウスになりますと連棟で大体10アール当たり1,000万円ほどかかるようでございます。これは、県が単棟の場合33%、残りを町が17%負担、それから連棟につきましては、国のほうが大体50%出るので、町のほうはないというようなことでございます。

これは、町にある補助金交付要綱ですか、そういったことでこのようなことに決められているというふうに思っておりますが、課長いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** それでは、ハウス等の導入の補助金ということで、今、議員御指摘がありましたとおり、国あるいは県の補助を活用しながら、町の助成金を上乘せたいまして、ほぼ50%補助ということで実施をしております。町の農林振興事業が50%ということがございますので、国県の事業がある場合にも、町費を上乘せして50%というところで広報しているような状況です。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** もちろん有機農業にもハウスは必要でございます。トマト、イチゴ等はですね。それと軟弱野菜、特に必要不可欠なものでございます。それらの品目は農産品の売り上げの中でもかなりの部分を占めていると思っております。県民税、町県民税の課税世帯もかなりの数に上ると思っておりますし、ハウスを導入すれば償却資産ももちろん払わなければなりません。ハウス価格の高騰等も考えますときに、この要綱の見直しはちょっと必要ではないかというふうに思います。

確かに、補助金補助金と、これは農業者の悪いくせというような話もございますが、今、町がこの農業主体の町であるし、農業を基幹産業としていくというような方針を出している以上、こういった補助金の上乗せは当然するべきだというふうに思っておりますが、課長、答弁をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** お答えいたしたいというふうに思います。主な導入の作物はトマトでございます。トマトにつきましては、JAかみましき管内でも12億円等程度の、毎年売上高等も上がっておりまして、また一番嬉しいのは、若手の後継者の方がやはり部会等の出荷反

省会、計画会に行きますと見受けられます。担い手の確保の面からも上乗せ措置というのは検討する必要があるかなというふうには認識をしております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 課長は検討する必要があるというような答弁でございました。町長いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今ハウス事業の補助金の上乗せのことでございますが、荒木課長が言いました、先般私もトマト部会の反省会に行きましたが、10年前からことしまで順調に販売高、面積、生産者、伸びている部分、山都町の農業を一番引っ張っていただいているのは園芸農家であるという思いでおります。これにつきましては、今、荒木課長が言いましたように、耐候性については、国県の補助が50%というようなことで上乗せ措置はないというようなことでありますが、そういう部分十分考慮をしながら、今言いましたように、来年度予算に反映できるような形で十分検討しながら、どれくらいの数字がいかの部分について、まだ明確にする部分じゃありませんが、先ほど議員からもありましたように、町民税等々の増加額も、ほとんどの分、今農産物の販売高の増にあって、農家所得の増があった部分がほとんどだという話も聞いておりますので、そういうのも含めながら、今後まずは基幹産業である農業が本当に今後も継続的に発展できるような措置は十分していきたいという思いでおりますので、検討してまいります。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** よろしく願いをいたします。

先ほど課長が申されましたように、こういった導入をする農家は、ほとんど40代以下の若手の農家でございます。言葉だけではなく、やはり予算措置もとって、そういった農業主体の町、農業者を応援する、そういったことが必要であるというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、ちょっと質問の通告とは違いますが、農業委員会のことについてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

今回は報酬と作業着についてというようなことで限定して質問項目を上げておりますが、私も以前に質問した事項でございますし、数年前から農業委員会のほうからもたびたび陳情要望がある事項だと思っております。

農業委員会が新制度移行時に、国のほうの方針、目安として、農業委員が責任ある判断ができるよう報酬水準を検討するというような項目も入っているわけでございます。そういったことで、私の質問の折の前町長の答弁では、制度改正期に考えるというようなことでした。

また、その要望に対しましても、当時の農業委員会の委員長、副委員長、幹部の方の陳情に対しましても、改正期に変更しないとなかなか難しい、途中では難しいというようなお答えも前町長からはいただいているというふうに聞いております。

そういったことで、まず、郡内の報酬等額がどのようになっていますでしょうか。農林振興課長わかっていると思いますので、よろしくちょっと答弁のほどお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。郡内の農業委員あるいは農地利用最適化推進委員さんの報酬というところでございます。本町の場合ですと、農業委員さんにつきましては17万3,000円、農地利用最適化推進委員さんが10万円というふうでございますが、郡内で今はっきりわかっているという部分につきましては、嘉島、益城、甲佐町というふうでございますが、その三つの町の委員さんの部分で言いますと、最も高い益城町で25万5,600円、嘉島町さんは15万5,300円という部分、それから推進員さんに関しましては、益城町さんが23万円、甲佐町さんが22万6,000円というふうな状況でございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 御船、甲佐の状況もわかっていると思いますが、そのこともお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 甲佐町につきましては、農業委員さんが22万6,000円ということで、済みません、推進委員さんと同額ということでございました。それから、御船町はまだ来年の4月に制度改正がありますので、まだ決定していないというところでございます。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 益城町が25万5,000円ですか。これも前に比べると上がっているし、また今ちょっと検討されているというようなことも聞いておりますが、いかがでしょうか。甲佐については、以前よりもかなりこの新制度移行時に上がっているというふうに思っておりますが、そのことはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 農業委員等々の報酬につきましては、さきの3月議会だったと思いますが、議論がなされていまして、その当時1年間の活動状況等を勘案して再検討する旨の答弁がされているというふうに思いますので、今後この状況ということで判断をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） そういったことで上がっている町村がかなりあるというふうに思っております。報酬等審議委員会の中で審議をされて、こういった結果に3月になったというような報告を受けておりますが、もちろんその審議委員会そのものも尊重しなければなりませんし、答申も尊重する必要があるというふうに思っておりますが、その機関への諮問の仕方、また執行部の考え方等で、その諮問の内容も変わってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、次年度に向け報酬の引き上げを町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、私も就任早々、農業委員さんからもいろんな陳情等も受けましたし、先般もそういう形の中でお話を聞いておるところであります。今、近隣の町の状況等も発表したところでございますので、これを踏まえながら、先ほど課長からありまし

たように、1年間の経過を見るというようなことでございますので、来年度については、また報酬審議会等々に諮るべきかどうかは別にしまして、検討といいますか改正に向けた取り組みをしていきたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかりました。

それから、もう時間もありませんが、農業委員さん方の作業着についてちょっとお尋ねいたします。

これは、ちょっと聞くところによりますと、予算がないので今年度は我慢してくれというようなことで、そういったことになっているようですが、総務課長、予算は本当はないんですか。御答弁をお願いしたいと思います。作業着恐らく1着1万円ぐらいだと思いますが、その十二、三人分の予算も出ないというような状況だったのでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 現在、予算の面はちょっと置くとしまして、調理師や保育士、それから消防関係職員等々につきましては貸与という形で、そういう被服類の配付を行っているところでございます。ただ、今回のような非常勤の特別職のような方につきましては、その都度考えるということですが、ただ、現在はそういった方々への補助なり貸与というのは行っていないというのが現状でございますので、予算がないということではなくて、まずそういった考えが今のところないということでございます。そして、なおかつ、これにつきましては、予算の要求があった場合に、その予算の査定の中で審議そして協議をしていくという形にしたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** わかりました。そういった要綱なり何なりがないというようなことの答弁でございましたが、やはりこれはちょっと農業委員さんは、今は町長さんから頼まれてなっている委員さんです。前は選挙でございましたが。そういった最高責任者が頼んだ委員に、そういった作業着も組めないような要綱はちょっとおかしいというようなことで思っておりますので、これは内部で十分検討していただいて、よりよい方向に図っていただきたいというふうに思います。

ほかに質問通告の案件もございますが、もう時間もありませんので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって10番藤原秀幸君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第2 議案第66号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第2、議案第66号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 議案第66号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、同法の規定に基づく準則を定めた本条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

別添の議案第66号資料をごらんいただきたいと思います。別添資料議案第66号の資料でございます。その中で、二柱目に、現行条例の概要ということで説明をしておりますけれども、この企業立地の促進法律でございますけれども、この規定の中に基本計画において産業集積の重点区域を指定することによりその区域に進出する工場等について、工場の敷地面積に対する緑地面積率及び環境面積率の要件が緩和されるということでもあります。

この法律が今般改正となりました。その改正に至った経緯について御説明申し上げます。

旧法新法に表しておりますけれども、①に現行条例に引用する上位法の改正についてということで書いておりますけれども、平成19年6月11日に本法律が制定されましたけれども、これは指定業種を製造業に限定しておりました。今般平成29年7月31日に施行されました新しい改正法律によりまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律ということになりまして、サービス業等の非製造業についても規定を外しまして、緩やかにいろんな地域の活性化に資する企業の誘致を図るための法律に改正されました。

この中で、②に基本計画で指定する山都町の重点区域の変更ということでございますけれども、半導体産業集積地の重点区域として南田団地、杉木団地の設定をするということで旧法で設定しておりました。南田団地につきましては、既に企業として入っております九州日誠電気、それから杉木団地につきましては町有地を選定しておりました。この新しい法律によりまして、この区域を選定することなく県全体を促進区域として指定することができるようになりました。本計画につきましては県と協議いたしまして、国のほうに申請をいたしまして通っております。それで今



回、こういう重点区域を指定することが必要なくなりました。

よって、この重点区域を指定しておりました条例について、この準則を廃止する必要が出てきましたので、今回、現行条例を廃止することとなりました。

ちなみに裏のほうに、現行条例をつけております。

この条例の第3条に記しておりますように、この南田と杉木団地の緑地面積の要件を、本来20%ですけれども10%に緩やかに引き下げております。それから、環境施設面積につきましても、本来25%を15%に引き下げておりました。この重点区域が必要なくなったということで本条例の廃止を上程するものでございます。協議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

---

### **日程第3 議案第67号 山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、議案第67号「山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは議案第67号について説明をいたします。

議案第67号、山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出、山都町長です。

提案理由です。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

の施行に伴い、関係条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本条例の制定の趣旨と主な改正点について御説明したいというふうに思っております。

今回の改正は、ただいま提案理由で述べましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものでございます。この法律と申しますのは、第7次地方分権一括法というものでございますけれども、この地方分権一括法と申しますのは、国と地方の役割分担の明確化や国の関与のルール化等を図りまして、もって地方公共団体がみずからの判断と責任によって地域の実情に沿った行政を展開していくといったことを狙いに平成12年4月に施行されたものでございます。以来、これまで7次にわたる地方分権一括法が成立しているところでございます。

今回のこの第7次地方分権一括法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するために国から地方公共団体または都道府県から市町村への事務、権限の移譲それから地方公共団体への義務づけ枠づけの緩和等を行ったものでございます。このことによりまして、本町の関連します関係条例2件について所要の改正を行うものでございます。

資料右肩に67というふうに書いている別添の資料でございますけれども、そちらもあわせて見ていただきたいんですけども、まず、山都町営住宅条例の一部改正につきましては、資料の一番下段にありますように、今回、公営住宅法の見直しが行われております。裏面にも資料を添付してございますけれども、このうち⑧の公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和、これが今回本町に該当しますので、係る所要の改正を行っているところでございます。

次の山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これは就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、具体的な内容につきましては、67と書いています、この資料の上段部分をごらんいただきたいんですけども、この改正によりまして、引用します同法の項が繰り下げられることから、本町の例規において該当の条項を引用している場合には、引用条項を改める必要があるということで、今回条文を整理するものでございます。

今回の改正で、法第3条の7項以降の項が繰り下がるために、これまで引用していました同条第9項を同条第11項に改めるという内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第68号 山都町火葬場条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第68号「山都町火葬場条例の一部改正について」を議題とします。

本案について議案提出の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 議案第68号、山都町火葬場条例の一部改正について。

山都町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出、山都町長。

提案理由。地域外住民の火葬使用料を増額することに伴い、条例を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

4枚目の資料をお願いいたします。山都町火葬場条例の第12条の別表になります。

上段が現行の料金、下段が改正後の料金になります。使用料で4区分ありますが、右の欄の地域外住民の料金を今回改定するものでございます。ちょっと読み上げます。12歳以上が2万円から5万円に、12歳未満が1万6,000円から3万円に、妊娠12週以後の死体1万円から2万2,000円、その他が6,000円から1万2,000円にそれぞれ改定し、死体保管については据え置きとします。

次の資料をお願いします。まず、1番目が清和天昇苑と隣接市町村との料金を比較した表になります。管外の大人の料金で見ますと、清和天昇苑が2万円、益城、御船、美里町が5万円、南阿蘇が4万5,000円、熊本市が3万6,000円、高千穂町が4万円となっております。これまで清和天昇苑の料金は他町村の料金に比較すると半額以下で設定しておりました。今回の改正では、管外料金を上益城管内施設の料金に合わせて設定することとし提案をさせていただくものでございます。なお、町内の料金については据え置くこととしております。

次の2の表が、平成23年度からの火葬体数と施設の管理費の実績になります。管内が300件前後、管外では30件前後で推移しています。それから右の欄が、人件費を含んだ火葬場の管理費の総額の実績になります。清和天昇苑は平成6年に建設されたもので、稼働後23年が経過しております。維持補修にかかる費用も年々増加傾向にあるということを示した表でございます。

それから次のページをお願いします。資料2が平成28年度の実績を詳細に示したものです。総計で331件、それから町外の利用者が32件、五ヶ瀬町、椎葉村からの利用が特に多い実績となっております。資料3は、今後の広報用のたたき台としての資料を添付しております。

今回の改正は4月1日からの施行を予定しております。それまでの期間を周知期間として3カ月間とします。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番藤川です。今回の改正を見てみますと、最後にありました28年度の実績を見ますと、五ヶ瀬が17件、ほかが町外にしますと15件ということでございます。この五ヶ瀬町は、皆さん御存じのとおり清和、蘇陽、五ヶ瀬といった従前からの知保郷といった地域でありまして、密接な関係をこれまで築いてきた五ヶ瀬町でございます。生活圈とか経済圏で申しますと、五ヶ瀬町はこの山都町を特に馬見原だったり、えびすばーな矢部まで買い物にいらっしやいますので、見ていただくとわかりますが、宮崎県のナンバーが多いことは御承知のとおりと思います。

それで、ちょっと試算をしてみました。28年度の五ヶ瀬の17件が今2万円ですが、これを3万円上げたとき、5万円のとき試算して、その差額が51万円です。

それから、教育委員会のほうに昨年もありましたが、今週末15日に五ヶ瀬のスキー場がオープンいたします。それに伴いまして、山都町の小中学生に無料券、ピッキーマン券というのを配布されております。小中学の生徒数を見てみますと877名ということでございます。877名が仮に全員利用したという場合、入場のリフト券というのが基本無料になるそうですが、平日の子供の金額が500円です。500円を877人に掛けてみますと43万8,500円。これを五ヶ瀬町は無料で山都町に提案をされまして、きょう早速、先ほど教育委員会に行きましたらば、ことしの分が配布されて各学校の棚に入れてありました。今週末から来週には各家庭に配布されるものと思いますが、そういうふうには五ヶ瀬町は山都町に対して、無料でどうぞ御利用くださいという提案をされます。実際にされております。

しかしながら、山都町はそういうふうには使用料を上げるということなんですが、全部とは申しません。五ヶ瀬町に限って、従前の金額をしてはもらえないかという提案ですが、まだ時間もございまして、来年の4月1日施行ということでございまして、よろしければ厚生常任委員会に付託されて、しっかりと審議をしていただいて、お時間をとっていただいて審議していただければと思います。この件、五ヶ瀬町のほうから山都町に配慮されているこの件も含めまして、どう思うのでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、佐藤三己君。

**○環境水道課長（佐藤三己君）** お答えします。非常にお答えしにくいところではありますが、上益城5町と西原村で今進めております一般廃棄物処理施設の広域整備計画の中で、新しい新組合、行政組合を設立されることは、これまで説明させていただいているところですが、この組合の中で、火葬業務も運営していくということで今協議が進められております。

今回は、第一段階としては利用料金を統一していくということを前提とした今回の改定の提案でございます。

先ほど五ヶ瀬町との関係性については、私も詳しく承知はしておりませんでしたけれども、五ヶ瀬町だけを特例でということになると、今ここでちょっとお答えしにくいところですが、厚生常任委員会のほうには、今回の提案に当たって協議はしていただいた中で、今回この提案ということであることは御理解いただきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 厚生常任委員会では既に協議をなさっているという話ですが、この今のスキーマのピッキー券の件は、厚生常任委員の方はどなたか御存じだったかわかりませんが、多分これを聞かれると、いやいやこれは五ヶ瀬町には配慮しなければならないんじゃないかという思いをされた議員さんが多いんじゃないかと思います。

先日、きのう私が一般質問の中で申しました五ヶ瀬川の、ことしの9月の台風18号の判断の件で申しましたが、その際も右岸、左岸、お互いに、県は違いますが、同じ川の右岸左岸でございます。これも五ヶ瀬町が真っ先に、議会と町長が宮崎県に要望されて堆積排土をされることになったわけなんです、これはやっぱり山都町議会も山都町長も一緒になって要望すべきだったと思いますが、やはり地域に議員がいなかったことで届かなかったことかなと思います。

先日11月23日に、実は五ヶ瀬町の副議長さんであられます秋岡議員さんから、ぜひこの五ヶ瀬町と山都町で、今までも連携、協力をしてきましたが、今後もまたその連携を図っていく上で、馬見原地域に議員さんが誕生されましたので、ぜひ懇談をさせていただきという要望がございましたので、私もじゃあよろしいでしょうということで御返事しておりましたが、ちょうどその日に所用がありましてお会いできなかったわけなんです、ではお互いに12月の定例会が終わった後に協議をしましょうということだったら、残念なことに11月の30日に急逝されました。もしかしたら、この五ヶ瀬川の氾濫のことも要望があったのではないかと、とても残念な思いであります。

ですから、こういうことも本当は地域住民ですので、保育園から小学校中学校も山都町に来ております、この9区の子供たちはですね。そういうことも考えて町長どういう思いがあらわれますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これについて、すぐすぐお答えはできないと思っておりますが、今思いは、これにつきましては、緊急の災害等々についてもまだ提携はしておりませんが、高森町、山都町、五ヶ瀬町で、そういう形の今話もしておるところでありますし、この火葬場の料金につきましては、先ほどありましたように委員会等でも審議をした中でというようなことでございます。数字が今このような形で出ましたが、近隣、西臼杵斎場があるというようなことでございます。遠いというようなことでございます。

これにつきましては、今後いろんな部分で、きょうこの場でどうこうはできないなという思いでありますし、議案についてはまた委員会等で、まずはこれを審議していただいた後、議長なりの裁断に任せたいと思っております。これについては非常に重要な問題で、私もここで今具体的には初めて知ったわけでございますが、しかしながら、先ほど課長からありましたように、上益城郡内、宮崎県とここにありますので想定をした部分はわかりませんが、上益城郡内等々、今後広域の処理施設等々もする中では、このような条例をつくるべきだという形の中で今回の提案でございますので、理解をしていただきながら、これはもう五ヶ瀬町ばかりではありません、椎葉もこのような形であっておるわけでございますので、そういうものも含めながら検討する分は検

討しますが、この条例については、このような形でお願いし、また今後、来年度からの施行というふうなことでございますが、これはまた即断、私のほうができる部分でもございませんので、協議をしていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 3回目の質問ですので最後になりますが、ただいま傍聴に矢部高校生がおいでしております。町長も教育長も、五ヶ瀬町の役場あるいは、もう統合しましたから鞍岡中学校はございませんが、三ヶ所中学校にも出向かれて、ぜひ矢部高校に来てくださいという御案内をされたと思います。これも含めて考えていただきたいと思います。

実は五ヶ瀬町、鞍岡の中学校はなくなりましたが、以前、鞍岡中学があるときも鞍岡中学校の方に訪問に行っておりました。その際の校長先生が、普段ならば校長室か会議室に御案内されての会合だったんですが、ぜひ学校を見てくださいということでしたので、当時の教育長と町長と学校を見させていただきました。そうしますと、宮崎県ですが、通潤橋の絵画が大きなものでした。それが学校に掲げてありました。校長先生が言われるのに、やっぱり県は違っても、こういうふうに山都町への思いもずっと以前からあつての、ここに絵画があるものと思いますということをおっしゃられました。

それから、そのときの校長先生も、私も1週間に1回ぐらいの程度で通潤山荘のお風呂に行きますということもおっしゃいました。そういうふうにして、本当にこの山都町にも交流を持っていらっしやいます。

今後また来年、再来年と町長も教育長も五ヶ瀬の役場、教育委員会、中学校に出向いて、よろしくお願ひしますと言わなければなりません。しかしながら、こういうふうにして、いやいや金はもらいますよということではいけないと思います。お互いが配慮して、この関係は持ち続けてほしいと思います。

教育長、町長、もう一度その方面も考えての御答弁をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 答弁いたします。五ヶ瀬のほうと本町との関係というのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、矢部高校への入学のお願いという形でここ数年足を運びましてお願いしておりますし、ちょうど今傍聴席に矢部高校の1年生が来ておりますけども、緑科学科にことしも五ヶ瀬のほうから生徒さんが入学していただいています。

まさにおっしゃるとおり、非常に大事な関係を持っておりますし、生活圏も密接しているところでもあります。そういったところでの、今後も五ヶ瀬との関係というのは非常に大事にしたいというふうには考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 五ヶ瀬と山都町、また矢部高校もありますが、いろんな部分で密接な関係があるのも十分承知をしております。藤川議員の言われる心情は十分私も理解しながらでござ

ざいますが、先ほど言いましたように、郡内とまた近隣とのやはり自治体が違うわけですので、御清聴だけこのような形ですと、やっぱり非常に難しい部分もあります。そのほかの面について、またいろんな部分で協議をいたしたいという思いでありますので、個々の問題いろんな、先ほど言いました危機管理の部分についても、今そういう話し合いを始めておるところでございます。また今後もいろんな部分、高速道路の問題も含めていろんな問題は協議をしていかななくてはいけないという思いであります。

しかしながら、やはり県ばかりではありませんが、皆さん今、お手元にある資料のとおりでございますので、まずは、そのような形でして、あとは西臼杵ですか、衛生組合等々もあるんじゃないかなという思いでありますので、この後については、またいろいろな部分で協議をしていく部分じゃないかなという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ございませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほど藤川議員のほうから五ヶ瀬町との密接な関係というのを改めて聞きまして、私も小学校に勤めておった関係で、蘇陽南小とか蘇陽小には勤務しませんでしたけれども、やはり子どもたち同士本当に仲よく、近隣も仲よくされてきたことを思い起こしました。やっぱりいろんな県が違うとか町が違うというのは確かにそうかもしれませんが、お隣同士仲よくしてこられたその関係を大事にしたいという気持ちはすごくわかります。ただ、五ヶ瀬町だけをということに対しては難しいところがあると思うんですね。

でも、金額の変更を見たときに、今まで2万円だったのか5万円になる、2.5倍ですよ。それに対しては非常に違和感を感じます。周りと一緒にしないといけないということでの提案でしたが、こんなに上げるんですかという思いは持たれると思うんですね。五ヶ瀬町に限らず、やっぱりこんなふうになくなった後のことまでお金の心配をかけてしまう、そういう行政でいいのかしらと思います。五ヶ瀬だけをということに限らず、このような値段を上げるということに対してどうなのかという疑問を私は持ちます。済みませんねいうことで、ちょっと上げるというくらいならあれですけど、余りにも大きな上げ幅だと思ってしまうんですけども、その辺に対してはいかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、佐藤三己君。

**○環境水道課長（佐藤三己君）** お答えします。2万円から5万円ということで2.5倍ですね。ただ今回は先ほどから説明重複しますが、上益城郡内の施設の料金に合わせたということです。それも前提として広域での組合の中での、組合が平成32年度に設立されますので、それに向けて上益城管内での料金に合わせるということで今回は提案させていただくということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 決まりはそうだと思います。決まりというか考え方はそうかもしれませんが、あまりにも冷たくありませんか。そういうふうに言われた方たちの思いを考えてほしいなと思います。

時間があるということですので、ぜひ値段の検討とそれから五ヶ瀬町に対するその思いを組んで、私は値段の検討だけでもしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議ありです。異議ありですか。

わかりました。済みません、異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（工藤文範君）** 起立多数です。

したがって、議案第68号「山都町火葬場条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第69号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第69号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第69号について説明いたします。

議案第69号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

平成29年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

さきの人事院勧告で、国家公務員の給与改定に関する勧告が行われたところでございます。この給与改定につきましては、国は人事院による民間企業との比較において勧告を受け、閣議決定後、国会の議決により決定をなされます。県は人事委員会による民間給与との比較において勧告を受けて、議会の議決により決定をされているところでございます。

本町を含む人事委員会を置かない地方公共団体におきましては、地方公務員法第14条の規定に基づき、給料表について報告または勧告する機関はないですけれども、議会及び長は情勢適応の原則に従って適切な措置をとるべきものであるということにされておるところでございます。



このようなことから今回、県及び周辺自治体の状況を考慮して、国の俸給表に準じて給料表の水準を引き上げることとするものでございます。

今回の条例改正に係ります具体的な案につきましては、別紙お手元に69と右肩に書いておりますこの資料で説明をさせていただきます。

今回、本町の給与改定の概要でございますけれども、まず網掛けの部分ですけれども、国に準じて給料表の水準を引き上げますということです。平均月額が1,056円、0.3%の増額となるところでございます。それから2点目が、国及び周辺自治体の動向を踏まえ、勤勉手当を各0.1月分引き上げるというものでございます。3点目が、初任給調整手当の限度額を引き上げです。医師につきまして月額が4万6,700円、専門が月額200円の増額ということでございます。給与改定の考え方は、その下に書いてございますけれども、これはただいま御説明をしたとおりでございます。

2の給与改定でございます。

給料表につきましては、先ほど平均月額1,056円ということを申し上げましたけれども、初任給にあっては2,500円、若年層についても1,800円から2,500円程度、その他は上がらないところの表もでございます。ゼロ円から1,800円程度の引き上げとする改定でございます。

勤勉手当につきましては、年間4.2カ月分これを4.4カ月分にするというものでございます。改定前を見ていただきますと、期末手当は変わりませんが、勤勉手当が0.8からそれぞれ0.9に引き上げるというものでございます。

それから3点目、初任給調整手当でございます。

これは医師に係る調整手当でございます。国及び周辺自治体の動向を踏まえ、安定的な人材確保を図るという観点から医師の処遇を確保するということが必要になってまいります。支給月額の限度額を引き上げるものでございます。医師につきましては36万7,600円から41万4,300円、専門職につきましては5万500円から5万700円というものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第69号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第70号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第70号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第70号について説明をいたします。

議案第70号、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

平成29年3月の雇用保険法等の一部改正法に伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

本条例制定の趣旨と、またこれも主な改正点について御説明したいと思います。

まず、提案理由で申し上げました平成29年3月の雇用保険法等の一部改正とは、就業促進それから雇用継続を通じた職業の安定を図るために、育児期に離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して雇用環境を整備するといったものでございます。

別添の資料、右肩に70と書いてある資料でございます。こちらをごらんいただきたいと思います。この表にありますように、非正規職員の育児休業期間が、改正前は子が1歳6カ月になるまで延長申請ができていたものが、今回の改正により1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れない、そういった場合に再度申請することにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できると内容にて所要の改正を行っているものでございます。

これはちょっと条訓を見ていただきたいんですけども、ページめくっていただきまして、中ほどに第2条の4というものがございます。ここで、特別の事情がある場合にはということで、その延長申請によって2歳に達するまで休業できるという規定を定めておるところでございます。その特別の事情でございますけれども、非常勤職員または非常勤職員の配偶者がこの1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合であって、かつ保育所等の利用を希望しているけれども1歳6カ月以降も利用できない場合、または1歳6カ月以降に子を養育する予定であった配偶者が死亡それから負傷等により子を養育することが困難となった場合に該当する場合をいうということでございます。

以上が、今回の条例一部改正の内容でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時54分

再開 午後0時57分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第7 議案第71号 山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第71号「山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第71号について説明をいたします。

議案第71号、山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出。山都町長。

提案理由です。

平成30年4月1日に実施する本町行政機構の改革に伴い、関係条例を整理する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

今回の条例改正は、ただいま提案理由で述べましたように、平成30年4月1日より実施予定の養護老人ホームの民間移譲及び健康福祉課の分課に伴い、関係する条例を整理するものでございます。

改正内容は、新旧対照表のほうで御説明いたしますので、表をごらんください。

まず、新旧対照表6ページのうちの最初1ページ目でございます。これは、山都町役場課設置条例です。分課による課名の変更と、それに伴い課が分掌する事務を整理いたしております。

3ページから4ページにかけては、山都町一般職の職員の給与に関する条例で、4ページ別記1のとおり、老人ホーム事務長及び老人ホーム施設長の文字を削除しております。

続く5ページは、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例で、これも老人ホーム業務手当に係る文字及び条文を削除するものです。

5ページの下段の表は、山都町立養護老人ホーム条例の廃止に係る整理でございます。

6 ページ上段第 5 条は、健康福祉課の分課による山都町議会委員会条例の常任委員会の所管の整理でございます。

同下段の表は、山都町子ども・子育て会議条例の庶務担当課の課名変更を行うものでございます。

今回の健康福祉課の分課、これにつきましては、現行の健康福祉課の所掌事務が地方分権や事務移譲等によりまして増大、また複雑多岐化している一方で、三つの特別会計を所掌するなど、その予算規模が大変大きく、円滑な業務遂行が困難な状況となっております。こうした現状に鑑みまして、少子高齢化対策や健康寿命の延長等、本町が抱える重要な課題に重点的に取り組む必要があるために分課を行うものでございます。

今回の改革によりまして、これまで以上に係の連携や各課関係部署との連携を強化しまして、住民サービスが低下しないように業務執行を推進したいと思っております。

次に、老人ホームにおきましては、高齢化に伴う重介護度対応、それから認知症対応を初め、さまざまな障害や精神疾患等を持つ入所者の方が増加をするなど、多様なニーズに対応する必要性が高まってきております。これらの現状に迅速かつ柔軟に対応し、より効率的、効果的なサービスを提供するため、「民間でできる分野は民間に」の公共サービスの補完性の原則に基づき、民間移譲を行うものでございます。このことにより、より専門的な管理運営体制が発揮をされまして、専門的なノウハウの活用によりサービスの向上が期待できるというものでございます。民営化後も入所申請は町で行いまして、移管条件や選定基準に定めております履行が確実になされているかを確認して、入所者が引き続き安心して生活できるよう処遇等の担保に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 8 議案第72号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第 8、議案第72号「平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** それでは、議案第72号について御説明申し上げます。

議案第72号、平成28年熊本地震復興基金条例の制定について。

平成28年熊本地震復興基金条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日提出。山都町長。

提案理由。

平成28年熊本地震による災害からの早期復興を図るための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

補足資料を添付しておりますので、そちらからまず説明させていただきたいと思います。こちらの用紙をごらんいただきたいと思います。

熊本県におきましては、上段一番上に書いてありますが、平成28年熊本地震復興基金を創設し、被災者の負担軽減を図り、創造的復興を図ることを目的に、国庫補助事業などの対象にならない事業、また地域コミュニティの拠点施設の復旧など、市町村間の不均衡が生じないように、県が統一ルールを定めて配分しております。今回、おおむね事業メニューがそろったことから、各市町村のそれぞれの実情に応じて、既存制度や統一ルールの事業では拾い切れない被災者のニーズにきめ細やかに対応するため、残りの復興基金のうち100億円を被災の大きかった市町村、これを特定被災市町村といいますけども、こちらに配分し、復旧・復興をさらに加速化させるという趣旨でございます。

下段に表がありますがけれども、復興基金の全体像としましては、右側にありますが、復興基金総額は523億2,000万です。このうち、基本事業分、県内統一ルールと括弧書きしてありますが、373億2,000万円、これを市町村事業と県事業ということで総53事業、今、メニューがそろっておりますが、左側にありますように、市町村分事業と県事業ということで、これは基本事業分それぞれ事業メニュー化が出されているものであります。

今般、その右側にありますが、市町村分100億円の配分が創意工夫分ということで86億8,000万円、県宝くじ交付金分が13億2,000万円、合わせて100億円ということで配分がなされるものでございます。

裏面をごらんください。

本町への配分額につきましては、1億8,200万円ということでございます。

(2)に県から留意事項とございますが、市町村への復興基金の配分はこれが最初で最後であると、被災者のきめ細やかなニーズに対応するとの本旨に沿って有効活用することということでございます。また、これについては別途といいますか、事業後、実施確認があるということです。

①でございますが、国庫補助等の既存制度があるものについては充当はできないと。②としまして、県統一ルール分の補助のかさ上げには充当できないと。ただし書きがございますが、市町村の事情によりまして、かさ上げ等がどうしても必要な場合は、町村会もしくは近隣の市町村等の話し合いをなさいと、合意を得なさいということでございます。あわせて、被災者向けの補

助を独自で実施する場合は、これも配慮を図ることということでございます。③としまして、補助率は原則2分の1、負担が大きいもの、もしくは公共性が高いものについては3分の2を基本とするということでございます。

下段につきまして、今現在想定される事業ということで5事業について上げておりましたが、これについては、県のほうへこういうことを今現在は想定しているということで確認を行っているところでございますが、先般、11番、後藤議員の質問でも答えしましたけれども、それぞれの事業について非常に難しい点も指摘されております。特に、総合体育館整備事業についてはちょっと難しいんじゃないかという返答を12月上旬に受けております。この事業につきましては、今回、基金化することによって、これ以外のそれぞれ被災者向けの支援事業に充てるという目的でありますので、一旦基金化の上、これについて基金取り崩し型で今後活用していくということになるものでございます。

それでは、条文のほうに戻りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

山都町条例、平成28年熊本地震復興基金条例でございます。全部で設置、積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任と全7条の条例としております。

以上、基金につきましては、この条文で行かせていただくことにしておるものでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 基本なお尋ねで申しわけないんですけど、わからないので教えてください。

基金の性質については、目的が決まっている基金と何にでも使っていいというか、用途が何でもいいという二つあるというふうに聞いているんですけども、これは、先ほど言われた想定される事業がまだわからないので、それが決まってから、それに使うための基金になるのか、何ていうのかな、自由に使える基金なのか、どちらかお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 御質問がありました基金は、これは目的基金でございまして、自由に使えるというものではなくて、あくまでも熊本地震の復旧・復興に充てるという目的基金になります。メニューについて、まだ詳細は今後いろんな必要な事業を考えていかなきゃならないということがありまして、あくまでも基金の性格そのものは目的基金であるということで御理解いただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 目的基金というようなことで説明がありました。その中で、農地の小規模災害復旧というようなことで、これに詳しく落石等撤去費用の助成とかそういったことが書いてあります。これが、例えば熊本地震は28年の4月に発生したわけですね。でも、恐らくそ

の影響によって、ことしになって岩が落ちてきたと。そういったのは果たして対象になるのかどうかということですね。ちょっとそのことをお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えしたいと思います。実際、28年の4月の地震からもう1年半たつ中で、今の御指摘のあった事業というのは、御相談があっている分があるという件数で、全体にあるわけでもありませんが、こういったものも地震の影響だということのみなして補助できないかという問い合わせを今している段階でございます。できるだけ採択をお願いする方向で今お願いしております。

今おっしゃられましたように、じゃあ、その後の影響はどうかと、この因果関係については、きちんと説明しながら、採択できるものは採択、その前にそういう区分の基金で支援事業として認められるかどうかも前提にございますが、地震の因果関係が明確になるのであれば、これは出していく方向で検討したいということで、ここに想定として上げているものでございますので、あくまでも、今出ている分についてはケース・バイ・ケースという部分がかかり出てくるのかなという思いもございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第73号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第73号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第73号、平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

お手元に予算書の御用意お願いいたします。まず、歳出から説明をいたします。12ページを開きください。

まず、この表の構成を見ていただきますとおわかりのように、予算の科目は款・項・目・節という区分にて構成をされております。本ページ上段の表のとおり、左上のほうに1款議会費1項

議会費 1 目議会費、右に行きまして、節区分がございまして、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費というところでございまして、それぞれ節の説明欄を主に説明をしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。なお、ただいま申し上げました 2 節、3 節、4 節は人件費に係るものでございまして、先ほど議決いただきました給与改定に関する影響額でございますので、内容説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず 12 ページの 2 款 1 項 1 目の 3 節職員手当等です。

ここで最下段の表に、退職手当等組合特別負担金がございまして、1,588 万 7,000 円今回増額をお願いするものでございまして、これは、熊本市町村総合事務組合に対して負担金を支払うものですが、すけれども、当初、定年退職者 10 名を予定しておったところでございまして、早期退職者が今回ございまして、全体で 15 名ということで、その分の差額を今回計上いたすものでございまして、

めくっていただきまして、14 ページをお願いします。

23 目の熊本地震復興基金交付金事業費でございまして、19 節の負担金及び交付金です。住まい再建支援事業ということで、公営住宅や民間の賃貸借住宅からの転居費用を助成をするものということで、内容は一律 10 万円となっております。現時点で 10 世帯ほどが見込まれますので、100 万円を計上するものでございまして、

自治公民館の再建支援事業、これは被災した公民館の建てかえ、それから修繕に要する経費の支援ということです。これは、三角の 1,477 円となっておりますけれども、これは当初 1,200 万円を計上しておりましたけれども、実際に現時点で申請があったものが 1,052 万 3,000 円でございますので、その分の差額を今回減額するものでございまして、

放課後児童クラブの利用者支援事業 3 万 4,000 円です。これは、被災家庭の経済的負担の軽減を図るという内容のものでございまして、利用クラブ利用料の支援ということでございまして、今回は不足額の 2 件分を計上するところでございまして、

続きまして、17 ページをごらんください。

一番下の 3 目障害者福祉の 13 節委託料です。障害者自立支援給付支払等システム改修委託料です。これは、障害者福祉サービスシステム及び補装具のシステム改修によるもので、いずれも平成 30 年度に実施、もしくは実施予定のものに対するシステムを改修するという内容のものでございまして、補助金が 2 分の 1 国庫補助金がついております。これを 26 万 4,000 円充当したところでございまして、

続きまして、19 ページです。

19 ページの一番上、19 節です。後期高齢者医療広域連合負担金です。こちらは、平成 28 年度市町村療養給付費負担金の精査確定に伴います追加納付金でございまして、631 万 5,000 円を計上いたしております。

一番下の臨時福祉給付金給付事業補助返還金です。まず、この事業が平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに伴います所得の少ない方への給付ということで、1 人当たり 1 万 5,000 円が給付されるという経済対策分の事業ですけれども、この分の返還金ということで、事業確定に伴います



金額372万7,000円を計上するものでございます。

続く20ページをお願いいたします。

こちら、中段の13節委託料、子ども子育て支援システム改修委託料です。保育所等の処遇改善への取り組みを促進し、保育士等の賃金改善等を図る、これらの対応システムということで、今回18万8,000円計上するものでございます。これは、全額国庫補助ということでございます。18万7,000円を計上するというところでございます。

次は、2目の児童措置費19節の負担金補助及び交付金です。それぞれ、私立保育園広域入所運営費負担金ということで計上させてもらっております。当初の園児数の見込み額より増加をした部分について今回計上いたすものでございます。内容は、未満児の増加等によります加算ですとか、先ほど申し上げました処遇改善に伴う単価アップ、これらに関して今回3,600万ということで計上いたしておるところでございます。これにつきましては、4,350万、ちょうど表の真ん中あたりに書いてございますけれども、このうち国が2,900万、県が1,450万を補助するものでございます。その他の277万8,000円は保育料というものでございます。こちら、歳出歳入とも当初実績の8割ぐらいで計上しておったものですので、今回精査をしまして、歳入歳出ともそれぞれ所要の計上を行うものでございます。

次に、21ページです。

3目の児童福祉施設費です。これは、1節の報酬と7節の賃金ですね。嘱託保育士の報酬と7節で保育士助手臨時職員賃金をそれぞれ計上いたしております。これは、産休代替とか園児数の増加による理由によるものでございます。こちらにつきましても、190万円は保育対策総合支援事業国庫補助金というものが計上されております。520万は保育料でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

農業委員会費です。1節の報酬225万6,000円となっております。農地利用最適化推進活動報酬ということで、午前中の藤原議員一般質問の中にも若干出てきましたけれども、農地利用最適化推進委員が現在28名いらっしゃいますけれども、これらの方々への基本額のほかに能率額というものも支給をされます。その能率額の、これは年度途中からでしたので、8月1日から来年3月31日まで8カ月分を計上するものでございます。これは、全額農地利用最適化交付金ということで225万6,000円充当されるというものでございます。

24ページをお願いいたします。

3目の農政費です。19節負担金補助及び交付金です。まず、農業経営力向上支援事業補助金というものでございます。これは、集落営農等の法人化の支援という内容でございまして、対象は清和ミネラル会ということになっております。ことしの4月に設立がなされておるものでございまして、これは全額県費が投入されるものでございます。

次の農協青壮年部海外研修助成金です。30万円を計上いたしております。これは、熊本県の農協青壮年協議会が実施をするもので、来年、年明けまして1月末から2月上旬、7日間かけてヨーロッパのほうに研修をする町内で3名の農業者に対して補助するものでございます。海外における農業情勢ですとか、各国の農家訪問を通じまして、今後の農業経営や地域農業の担い手とな

ることを期待するものでございます。

続く、農地中間管理事業機構集積協力金です。819万2,000円でございます。こちらにつきましては、地域集積協力金、それから経営転換協力金、耕作者集積協力金というものがそれぞれございますけれども、こちらについて追加申請があったものについて今回計上いたすものでございます。

次の30万の償還金につきましては、農地中間管理事業機構に対しまして、協力金の返還金を行っております。これは、交付要件が機構に対しまして10年以上の貸し付けというものが要件になっておりますけれども、今回はこの対象農地を売り払いをする事由が生じまして、要件から外れたということで、その分の30万円を計上するものでございます。

次の日本型直接支払事業費の中の負担金は、中山間地域等直接支払制度交付金です。こちらは、対象農用地の追加が年度途中に行われたということで、74万3,000円今回計上するものでございます。

続く25ページです。

13目の中山間地域総合整備費です。290万委託料として計上いたしました。御岳地区の基礎調査業務委託料ということで、これは圃場整備等の農業生産基盤、そういった事業を行うものでございまして、本年度、御岳地区の調査業務を計画をいたしているところでございますけれども、これに今回は隣接の小ヶ蔵地区を加えまして、平成32年度の採択を図るものということで、その基礎調査を今回実施するというものでございます。

26ページをお願いいたします。

林業振興費の19節です。たけのこ・竹材生産支援事業補助金です。これは、JAかみましかたけのこ部会に対しまして、竹林整備に関します補助金を全額県費補助ということで補助するものでございます。全体事業費は42万6,000円ほどですけれども、2分の1を県が補助するという内容のものでございます。

27ページです。

商工振興費です。説明欄に財源組替と書いております。これは新町の大造り物小屋の建設に係る財源が、今回、木を活かした景観づくり事業県補助金というものが内定をいたしましたので、こちらを計上をいたしました。県産材の積極的な利活用を図ることによって、需要拡大、森林の保全に寄与するという目的の補助金でございます。よって、その他のところに三角の100万と計上しております。これは公共施設整備基金を当初充当しておりましたので、こちらを減じるというふうにしております。

27ページの下段のほうです。

19節の負担金補助及び交付金で1,399万9,000円を計上いたしました。県工事負担金でございます。これは、国や県道ですね、国県道の改良や側溝整備に対します町の負担金でございます。今回は2件、小ヶ蔵と下柚木、斜面の対策工ということで、負担率は3分1にて今回計上いたしているものでございます。

28ページをお願いいたします。

地方創生道整備推進交付金事業費という事業でございます。これは、工事請負費2,100万円減額しておりますけれども、その部分を公有財産購入費、それから補償補填及び賠償金ということで、それぞれ土地購入費、立木補償費に回しております。補正額としてはゼロということになっておりますけれども、こちらは平成28年度から平成29年度へ事業の繰り越しを行っております。約2億9,000万でしたけれども、繰り越し事業との調整を行いまして、今回は事業の円滑化を図るために、本年度29年度の現予算では2,100万円を減じて、先に土地購入と立木補償をやるという性質のものでございます。

続きまして、29ページです。

社会資本整備総合交付金事業費です。こちらは委託料でございます。これも補正額自体はゼロになりますけれども、いわゆる組み替えというものでございます。測量設計委託料、当初5,200万円を計上しておりましたけれども、道路防災維持策定管理計画業務や橋梁点検業務、これらの入札残が生じたので、1,480万を町道米生滝下線、それから橋梁の補修工事ほか1路線ということで、こちらのほうの工事費に回したいということで組み替えを行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

高速道路対策事業費の15節です。工事請負費です。133万3,000円です。町道小鶴釜出線の改良工事ということです。こちらは、当初設計の掘削工の工法変更を余儀なくされたということで、実際に設計を当初組んだものと今回行う際に設計を見直したところ、工法変更がどうしても必要になったということで、その分の差額133万3,000円を今回計上させていただいたということになります。

31ページは災害対策費です。129万円でございます。職員手当等ということで、災害待機手当、これは5月の集中豪雨から9月の中旬までの台風18号までの職員に対します災害待機手当を今回計上させていただいたということになっております。

続く32ページでございます。

1目学校管理費の11節需要費です。50万、蘇陽小学校の校舎屋根修繕料と。これも台風18号による屋根材が剥がれたという内容のものでございます。

2目の学校振興費で11節需用費281万7,000円。道徳教科の教師用の教科書費ということで、学校指導要領に基づくものでございまして、御案内のとおり、小学校は平成30年4月から全面実施が行われますので、その分の教師用教科書をここに計上したということでございます。

33ページをお願いいたします。

2目の公民館費です。19節です。公民館新改築補助金ということで、こちらは当初1,460万円を計上いたしておったところですが、今回2,223万8,000円の申請が合計であったものでございます。この部分につきまして不足額ということで今回計上をさせていただいたものでございます。

34ページ、10款です。1目の現年度農業施設災害復旧費でございます。ことしの9月発生の台風18号、これによります災害復旧費でございます。農地が47件、施設が39件ということで、こち

らを測量設計委託料とともに計上いたしましたところでございます。

現年度林業施設災害復旧費でございます。こちらは梅雨前線の豪雨災害によるもので、矢部水越線、菊池人吉線の路肩崩壊ですとかのり面崩壊、これに伴う災害復旧でございます。

35ページの現年度公共土木施設災害復旧費は、こちらも台風18号により被災した河川28件、道路17件、計45件の災害復旧を行うものでございます。

それから、中段の基金費でございます。これは、先ほど基金設置条例を申し上げました。1億8,200万円の基金積立金をこちらで計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございます。7ページをごらんください。

説明をいたしました特定財源以外の一般財源につきましては、11款の地方交付税1項地方交付税1目地方交付税です。こちらにつきましては、今回、特別地方交付税を6,974万6,000円財源不足額ということで今回計上をさせていただきました。特別交付税につきましては、当初3億計上をいたしておりましたので、今回これを加えて3億6,974万6,000円という計上額になるものでございます。

なお、説明は終わりましたけれども、人件費の36ページから38ページにつきましては、特別職や一般職の給与明細書になります。このように、議会に予算を提出する場合には、給付水準の適正化を図るために、予算書とあわせて提出をする説明書の一つですけれども、今回は給与改定に係る数値の影響額、これを反映しているものでございます。

済みません、あちこち飛びますけれども4ページをごらんください。

4ページは、第2表地方債の補正です。今回は、災害復旧事業債9,680万円を追加いたしますので、その分の変更の表でございます。

表紙の次をごらんください。

平成29年度山都町一般会計補正予算。

平成29年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億9,600万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成29年12月7日提出。山都町長。

以上で一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 一つお伺いをしたいと思います。緑川の滝下から湯鶴沢線のところが18号で道が崩落しましたよね。話によると、12月までにはどうにか通られるようになるだろうという話が耳に行っておりますけれども、その辺の進捗状況と、それは9月の定例会ではたしか入っとらんだったと思いますけど、それはどこに入っとんのかなって、その辺をちょっと教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、後藤誠輝君。

**○建設課長（後藤誠輝君）** お答えをいたします。台風のとくに路肩が全部なくなってしまっ  
て通ることができないといったところだったと思います。

実は、先週、12月4日の週に査定が行われました。そのときに行きまして査定を受けたばかりというところがございますけれども、うちとしましては、お答えしとったかと思うんですけども、応急本工事で早急に取りかかっていたいなというふうには考えています。

実は、査定のとくに地元の方がちょうどおられまして、道のないところを、おばちゃんだったんですが、おりてこられておりました。ですから、うちはできればそういった道でもできればと今考えてしておりますところではございます。ただ、あれは特殊工法でございまして、壊れたところが大分急勾配になっておりまして、その上にまた道があるということで、山を削るということができないもんですから、工期的には相当かかるだろうということで、俗にいう踏み立て道ですか、そういうことでもいいけんつくろうかと今考えておりますところではございます。

まだ、具体的にどこが通るといのはまだしておりませんけれども、かなり山が急勾配でござ  
いますので、お年寄りが多ございますので、なるだけ、今から冬場にも差しかかります。通行に  
危険が生じないようにしていければと今検討しておりますところではございますので、いましばらく御  
迷惑かけるかと思っておりますけれども、そのように考えておりますので、お答えをしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** うわさとか耳に入ったのが、12月末にはある程度完成するという  
話だったもんですから、その道が今言われましたような踏み立て道か、その辺はよう存じ上げて  
おりませんけれども、聞いたところによれば、完全な道になるだろうという私どもは認識を持  
っておったもんですから、その辺が非常に差があるなという気がいたしました、その辺は。そう  
いう格好で早目に、地元の人たちも非常に不便な思いをされておりますので、ぜひ早目に修復を  
お願いしたいと願います。よろしく願います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 19ページの臨時福祉給付金事業費です。これで372万7,000円。この内  
容について、当初予算からの内容について願います。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** 内容につきましては、総務課長のほうから説明があったかと思  
いますけれども、国の消費税導入に伴いましての手当てですね。今年度でこの臨時福祉給付金  
は一応一旦終了ということで、住民税非課税の方々に、申しました1万5,000円が給付されると

いうことでありまして、28年からの事務費、今年度の事業費の精算を行っての返還金ということでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 内容はわかりました。これ、8,000万返還するわけですね、総額的には。

○議長（工藤文範君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 金額につきましては、372万7,000円でございます。

○議長（工藤文範君） ほかにございませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 24ページの中山間地等支払制度交付金なんですけど、説明では対象農地の追加があった分の増額ということでした。そもそもこの中山間は、国と地方公共団体がお金を出し合って交付するものなんですけど、財源は一般財源でございますが、国県の支出金はなかったものでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。71万3,000円ということですが、特定財源のほうでマイナス9万8,000円等々出ておりますが、この部分は推進事業費、町が推進事業費の部分の減額等々で足りない分を国費が落ちた分と、それから80万2,000円というのはそれを町費に補填しておりますので、最終的には71万3,000円ということで、この交付金の協定面積がふえた分につきましては、5万6,000平米というところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） では、今のは最終的にはトータル的な財源を組み替えてこういう結果になりましたということによかったでしょうかね、理解。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 9万8,000円、この内訳を説明させていただきますけれども、議員先ほどおっしゃったように、71万3,000円につきましては75%の補助があるものでございますので、まず53万4,000円という補助は交付されると。ただし、事務交付金、推進交付金の決定額が、今回、当初139万5,000円であったものが76万3,000円に減額をされて決定されたということで、三角の63万2,000円が生じたということでございます。それで、9万8,000円ここで財源充当で減額になると。その分一般財源で充当しなければならなくなったということになります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 32ページの教育費のところ、先ほど道徳の教師用の教科書費で、一般財源から281万7,000円というふうになっているんですけど、済みません、学校に務めておきながら、私は国からお金が出ると思っていたんですけど、教科書類は全部一般財源なんですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 今回、組ませていただいている教科書費というのは、児童の

教科書は含みません。先生方の教科書あるいは指導書、あとデジタル教科書等視聴覚に伴う資料等の費用について組ませていただいております。児童の教科書については、御存じのとおり無償で国のほうから支給されますが、指導用については町のほうで準備してお支払をすることになります。こちらのほうの財源は一般財源ですけれども、交付金の中での算定はあるかと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第74号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第74号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 議案第74号、平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

6ページをお開きください。歳出の部です。

1款総務費1目の一般管理費でございます。1の報酬、レセプト点検報酬。レセプト点検員を嘱託で雇用しておりますけれども、報酬額が100円上がるものに伴いましての補正予算でございます。

それから、役務費58万9,000円につきましては、来年度、県に移行化しますので、そのための郵便料でございます。

13の委託料につきましても、都道府県化対応委託料ということで、事業報告のシステム改修とあわせましてマイナスの国県支出金のほうの特定財源が32万4,000円ありますので、合わせましてマイナスの21万6,000円でございます。

負担金補助及び交付金の9万8,000円につきましては、第三者行為損害賠償求償事務届出推進強化事業共同処理負担金ということで、第三者による損害が生じたその届け出の事業を共同処理を委託しておりますので、その負担金でございます。

保険給付費です。一般被保険者療養費、負担金補助及び交付金の261万2,000円でございます。

療養費負担金、これは前年度の療養費がこの時期に確定いたしますので、その負担金でございます。

10款の諸支出金3目の償還金であります。償還金利子及び割引料でございます。平成28年度の療養給付費負担金確定による返還金というようなことで、国のスケジュールに合わせまして返還金が確定しましたので、補正予算を組んだところでございます。予備費により調整をしております。

歳入につきまして説明いたします。5ページでございます。

3款国庫支出金であります。事業報告システム改修補助金であります。歳出のほうで説明いたしましたけれども、事業報告のシステムが来年度より変わりますので、その改修の補助金32万4,000円をいただいております。

次の繰入金につきましては、一般会計から職員給与等の繰入金でございます。

10款繰越金、繰越金確定いたしまして、前年度の繰越金が4,606万2,000円でございます。

表紙の裏をごらんください。

平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成29年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,654万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億573万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年12月7日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第75号 平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第11、議案第75号「平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算



(第2号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長(山本祐一君)** 議案第75号、平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

3ページ、最後のページをお開きください。歳出の部を説明いたします。

1款総務費の中の1目一般管理費であります。13節委託料です。108万円であります。介護保険法が平成30年度一部改正がありまして、そのためのシステム改修費の委託料であります。介護保険事業費補助金ということで、現年度分86万9,000円となっております。

歳入につきましては、1ページをお開きください。

歳入、3款国庫支出金であります。86万9,000円の国庫支出金をいただいております。

歳出につきましては、システム改修費が108万でありますので、予備費のほうで調整しております。

表紙の裏をごらんください。

平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成29年度山都町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,144万9,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年12月7日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長(工藤文範君)** 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(工藤文範君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(工藤文範君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1 時54分

再開 午後 2 時04分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第12 議案第76号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について**

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第76号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第76号について説明いたします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

今回の補正は、人事院勧告に伴い、職員の改定による補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出のほうから、総務管理費、一般管理費です。補正前の額を1億413万4,000円、補正額50万1,000円、補正後の額1億463万5,000円、財源は一般財源となります。節の項目で、給料が7万5,000円、職員手当26万9,000円、共済費15万7,000円となります。職員数は7名でございます。

次に歳入です。上の欄です。

一般会計繰入金、補正前の額1億6,953万5,000円、補正額50万1,000円、計1億7,003万6,000円となります。節が繰入金で50万1,000円、一般会計からの繰入金になります。

次の3ページが給与明細書になります。

1ページをお願いします。歳入歳出予算補正表です。

歳入が一般会計からの繰入金で、補正前の額1億6,953万5,000円、補正額50万1,000円、計1億7,003万6,000円となり、歳入合計が補正前の額7億2,568万4,000円、補正額50万1,000円、計7億2,618万5,000円となります。

歳出が総務管理費、補正前の額5億6,285万7,000円、補正額50万1,000円、計5億6,335万8,000円となります。歳出合計が補正前の額7億2,568万4,000円、補正額50万1,000円、計7億2,618万5,000円となります。

次の欄が事項別の明細書になります。

表紙の次のページをお願いいたします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成29年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,618万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年12月7日提出。山都町長。

以上です。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第76号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第77号 平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第13、議案第77号「平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

**○そよう病院事務長（小屋迫厚文君）** それでは、議案第77号、平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

その前に病院会計につきましては、自治体が運営する病院につきましては、地方公営企業法の適用を受けると定められております、法的に。それで、一般会計と違いまして公営企業会計に基づく会計処理ということになっておりますので、今までの会計区分とはちょっと異なる部分がありますので、御了解いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、機器の購入ということであります。

支出の欄で、付記のところに汎用超音波画像診断装置と書いておりますけれども、持ち運びができる超音波診断装置ということです。皆様方も健康診断等で、人間ドック等で、エコーの検査を受けられたことがあるかと思いますが、そういった検査ができる機器ということで、持ち運びができるものということで、サイズのA3サイズの用紙がありますけれども、それぐらいで、重さが五、六キロというような機器がありますので、それを今回導入しようということで、国県の補助を受けて今回補正予算を上げるものです。ポータブルということになりますので、診療所での診察とか、あるいはいろいろな場所に出向いての診察の補助になるということで、医師からの要望の強かった機器であります。

支出の部。資本的支出、支出、機械器具購入費ということで、補正予算額459万円。節としまして機械器具購入費459万円。汎用超音波画像診断装置ということで、機械器具購入費の合計で1,375万1,000円、資本的支出の合計で5,805万6,000円となります。

収入につきましては、先ほど申しましたように、熊本県のへき地医療拠点病院施設整備補助金が交付されることになっております。補正予算額は343万3,000円ということになります。補助金の合計で607万1,000円となります。資本的収入で3,224万8,000円となります。

前のページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成29年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465万1,000円は当年度分損益勘定留保資金または利益剰余処分額で補填するものとするを今回の補正第1号により、括弧書き中、資本的支出額に対し不足する額2,580万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、第2項補助金。資本的収入の収入が2,881万5,000円、補正額343万3,000円、合計の3,224万8,000円。補助金の額はごらんのとおりです。

科目、第1款資本的支出、第3項機械器具購入費となります。機械器具購入費の既決額が916万1,000円、補正予定額が459万円、合計の1,375万1,000円。資本的支出の合計としまして、既決予定額は5,346万6,000円、補正予定額は459万円、計の5,805万6,000円となります。

平成29年12月7日提出。山都町病院事業山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

---

散会 午後2時14分

12 月 14 日（木曜日）

平成29年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年12月7日午前10時0分招集
2. 平成29年12月14日午前10時0分開議
3. 平成29年12月14日午前11時01分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
  - 日程第1 議案第78号 工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））
  - 日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）
  - 日程第3 議案第80号 町有財産の無償譲渡について
  - 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第5 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
  - 日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について
  - 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	藤吉 勇治	総 務 課 長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久
建 設 課 長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	玉目 秀二	老人ホーム施設長	藤原 千春

学校教育課長 渡 邊 尚 子 生涯学習課長 工 藤 宏 二  
そよう病院事務長 小屋迫 厚 文 監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第78号 工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））**

**○議長（工藤文範君）** 日程第1、議案第78号「工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** おはようございます。それでは、議案の説明を申し上げます。議案第78号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成29年12月7日提出。山都町長。

- 1、工事番号。過林災第6号。
- 2、工事名。矢部水越線林道災害復旧工事（4工区）。
- 3、工事場所。山都町猿渡地内。
- 4、契約金額。6,342万8,400円。税込みでございます。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町南田220番地1、矢部開発株式会社、代表取締役上田幸徳。
- 6、契約の方法。指名競争入札。

提案の理由でございます。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページです。資料となっております。工事請負契約の概要を説明したいと思います。

4番、入札年月日は、平成29年11月29日です。

工事の概要でございます。施工箇所は、昨年の熊本地震、それから、6月の豪雨という全10カ所を予定しております。

主な内容でございますが、施工延長が404.0メートル、土工が2,947立方メートル、盛土でござ

います。のり面工、2,154平方メートル、モルタルの吹きつけ、あるいは、植生工でございます。擁壁工、1,871平方メートル、ブロック積み、あるいは補強土壁でございます。舗装工、914平方メートル、アスファルト舗装でございます。

6、指名業者、別紙をめぐっていただけますと、入札登録情報のほうの11社の指名競争入札というところでございます。

3ページ目です。

公共工事請負仮契約書でございます。

工期、平成29年12月18日から平成30年3月30日まで。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、矢部開発株式会社は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月29日。発注者、山都町。代表者、山都町長。受注者、住所、熊本県上益城郡山都町南田220番地1、矢部開発株式会社、代表取締役上田幸徳。

最後のページに地図が載っております。青丸の部分が熊本地震の被災、それから、赤丸7カ所がありますが、これが6月の豪雨というところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 甲斐でございます。

6,300万の請負額に対しまして、一応3月31日までということで、これは繰り越し前提で恐らく考えておられるものと思いますけれども、適正工期あたりをどのように考えておられますか。3月になってからまた繰り越しの話がいろいろ出てきますので、契約段階において、どのくらいまで実際かかるかということを議会の中で発表してもらいたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、荒木敏久君。

**○農林振興課長（荒木敏久君）** お答えいたします。工事の進捗状況により次年度への繰り越しを考えております。余裕工期としましては、7カ月から8カ月ぐらにかかるといふふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これから議案第78号を採決します。

お諮りします。



本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））」は、原案のとおり可決されました。

---

## **日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第2、議案第79号「工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

**○建設課長（後藤誠輝君）** おはようございます。それでは、議案の説明を申し上げます。

議案第79号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成29年12月7日提出。山都町長。

工事番号。災関工第2号。

工事名。名ヶ川河川等災害関連工事。

工事場所。山都町白小野地内。

契約金額。6,085万8,000円です。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

入札の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページから資料になっております。

工事概要を申し上げます。

入札年月日は、平成29年11月29日です。

工事概要です。施工延長、191メートルです。ブロック積み、1,066平方メートル。切土のり面工、143平方メートルです。盛土のり面工、3.2平方メートル。構造物取り壊し工、31立方メートルです。仮設用道路、256平方メートルです。締切排水工、11カ所ございます。

6番に、参加いただきました業者を11社列記しております。

その次をお願いいたします。

仮契約書でございます。

工期につきましては、平成29年12月18日から平成30年3月30日までとしております。

これは、今、御質問が前にありましたように、繰り越しを前提としております。工期につきましても、金額はほぼ変わりませんので、それぐらいの適正工期は必要かというふうに思います。

下のほうに参ります。

上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月29日。発注者、山都町長。受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎となっております。

入札の結果につきましては、次のページに上げております。ごらんいただきたいと思います。

それから、その次に位置図をつけております。白小野地区の名ヶ川というところでございます。

それから、その次に、また、ちょっと、近況を記した位置図もつけております。191メートルと書いておると思います。

その次に、また、今度は平面図ですね。計画の平面図を載せております。黄色の部分、これはもう既に発注してございまして、183.5メートルを今やっておるところでございます。今回は平成29年度施行ということで、191メートルを上げております。

後のほうに、標準断面と書いております。これは通常の災害と違いまして、災害関連工と言いまして、狭い河川がありますので、そこの部分を一部改良しながら、ブロック積みで川幅を広くしようということでございます。といいますのが、ここには、御存じの方もおられますが、2戸ほど人家がありまして、被害を受けております。そういう観点で、川幅を広くすることによって川の流れをスムーズにしようという計画で、今やっておる工事でございます。

以上、説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第79号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 先ほどのことと同じなんですけれども、入札結果の中で、1社だけで、あとは全部辞退となっておりますけれども、この付近のいきさつについて、総務課長のほうから説明いただけますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 失礼します。

今回、辞退ということで、全11社を選定して、そこの開札調書にありますように、10社が辞退というようなことになっております。ただ、この辞退については、業者に理由を問うことはございませんで、推測の域は出ませんけれども、現在、非常に手持ち工事量が多いということですね。これに伴います、現場代理人ですとか作業員の不足が主な要因ではないかというふうを考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第80号 町有財産の無償譲渡について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第80号「町有財産の無償譲渡について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 議案第80号について御説明申し上げます。

議案第80号、町有財産の無償譲渡について。

町有財産を次のとおり無償で譲渡することとする。

平成29年12月7日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町上寺2178番地5（山都町立養護老人ホーム浜美荘）。

地目、宅地。

面積、6,437.78平方メートル。

2、譲渡対象物件。

養護老人ホーム建物、2,533平方メートル。

旧館、鉄筋コンクリート造2階建て、1,259平方メートル。新館、鉄骨造平屋建て、1,274平方メートル。

附属建物、ごみ置き用プレハブ1棟、非常用発電設備。

施設備品。

3、使用目的。老人ホームとして。

4、譲渡代金。無償。

5、譲渡日。平成30年4月1日。

6、譲渡の相手方。住所、熊本市東区小山町1781番地。氏名、社会福祉法人日生会、理事長佐土原護。

提案理由です。町有財産を無償で譲渡するには、地方自治法第237条第2項の規定により、議

会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

譲渡します物件の概要について、御説明いたします。添付しております平面図をごらんください。新館、旧館から成っております。裏面に旧館2階部分が表示されております。

浜美荘は昭和50年3月に現在地に建設されております。旧館と表示されている建物が昭和50年に建設されたものであります。その後、平成15年度において旧館の改修、及び新たに新館として拡張工事を行っております。

旧館は、鉄筋コンクリート造2階建て、1人部屋28室と大広間などの共有スペースがあります。新館は、鉄骨造平屋建て、2人部屋11室と食堂、浴室などの共有スペースから成っております。

施設備品につきましては、別紙、財産目録をごらんください。事務用及び業務用備品を含め、入所者の生活に必要な備品286品目となっております。品名、数量、設置場所、取得年度などは目録に記載しておりますとおります。

町有財産の無償譲渡につきましては、平成30年4月1日より、山都町立養護老人ホーム浜美荘を民営化することに伴うものです。譲渡する建物、備品については、老人ホームの運営に使用するものとし、目的以外に使用しないこととします。

譲渡先である社会福祉法人につきましては、公募により募集を行い、応募がありました2法人について審査を実施し、選定を進めてまいりました。選定されました社会福祉法人日生会は、昭和47年2月より盲養護老人ホームを開設されており、現在は加えて、特別養護老人ホーム、グループホーム、居宅介護支援事業などの社会福祉事業をされております。移管に当たりましては、再度、移管条件や選定基準に定められている養護の履行を確認することとします。また、地域に開かれた施設づくりの推進に努めるよう働きかけを行ってまいります。

開設時から安定した施設運営のもと、当該法人が入所者へ良質なサービスの提供ができるよう、山都町が所有する浜美荘の建物及び備品を無償で譲渡するものであります。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第80号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 13番、藤澤です。

80号の件に関しましては、認めざるを得ないと私も思っておりますけれども、その過程において、私自身、いろいろ疑問を持っております。

まず、民営化するという格好で、公募をするような形になりましたけれども、熊本地震とか何かでちょっとおくれました。その段階で、公募がおくれましたけれども、公募したところ、県内2社の応募があったと聞いております。その中で私が思ったのは、町内の1社が手を挙げたという話を聞きましたもんですからですね。まず、公募するならば、町内に公募をして、それに応募がなかったときに、郡、もしくは県内に公募してもよかったんじゃないかというのが一つ。そういうことがございます。

そして、もし町内からも手が挙げたなら、こういう非常に高齢化が進んで、人口も減る中で、

やっぱり地元業者に運営を任すというようなことができなかつたものか。それが一つですね。

それと、この前、行政報告という形で、その辺が議会に報告がございました。これは、町有財産の譲渡とか売買に関しては最終的には議会に上げていただいて、議会の判断を仰ぐというのが本当の筋じゃなかろうかという気がしますけれども、ほかの町あたりはどういうことになつてるのか、その辺のことをちょっとお知らせいただきたいと思いますし、このことにつきましても、副町長と町長の意見をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 業者選定についてのお尋ねでございます。業者選定するに当たって、当初、町内業者を優先すべきという意見がありました。しかしながら、入所者へのサービスを考えた場合に、できるだけ門戸を広げて、そして、その中で選択するのが適当ではないかという意見がありまして、いろいろ考えました結果、広く業者を求めるという方針を決定しまして、町内業者に限らず、県内にはしましたが、県内から業者を求めるということに決定したところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、副町長が申しましたように、従前から、広く公募をするというふうな形で募集をしておりましたので、今言われるような部分、その前にそういう部分があれば、よかつたつかなという思いでおりますが、実質的には、町内と町外で2社だったというふうなことで、選定委員会で選考しました。

それと同時に、今言われますように、9月の定例会で、このような議論もないまま、行政報告というようなことで了承をしました。これにつきましては、後でまた総務課長のほうからあろうかと思っておりますが、本来であれば、委員会なり、議会でもいろんな議論をしながら決定するのが筋かなと私自身は思っておりますけれども、これは行政の今までの流れの中というふうなことで御了解をいただきたいなという思いでおります。

本来、やはり議会、これだけの大きな財産を譲渡するわけでございますので、本来はそうであるべきかなと思っておりますが、今の行政の仕組みの中で、そのような形というふうなことでございましたので、このような形になりました。本来は議会の皆さんと色々な部分で議論をしながらと。

これについては譲渡であり、民営化についてはずっと長い間、議論をしていただいた中で、今回、先ほどありましたように、地震があつたというようなことで、本来であれば、ことしの4月から民営化する予定でございましたが、1年間延びたというような事情もあります。そういう部分も含めながら、今後、いろんな、また、事業なり、こういう場面が出るかなという思いでおりますので、これについては、また、今後とも検討しながら、進めてまいりたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 私も、行政報告というのはわかりますけれども、やっぱり我々議会人として、非常に議会の軽視しとるといふような思いもございまして、今後のそこらあたりはどうあるべきか検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） この件につきましては、議員、御案内のとおり、平成26年に機構改革の中で、民営化の移譲については、そこでお話が出たものというふうに思っております。

これにつきましては、今ありましたように、行政報告、議会を待って、数次にわたって行政報告で皆様方にお示しをしてきたいということでございます。今回、こういった形で、譲渡議案ということで出しておりますのは、提案理由にありますように、地方自治法で定められた条項により沿って、提案をするものでございますけれども、議決をするに当たっては、契約内容といえますか、譲渡内容が決定しないと提案ができませんので、今回はこういった形、それまでには丁寧に行政報告等で皆様方にお示しをしてきたつもりでございますので、何とぞ御了解いただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 6番、藤川です。この土地は多分、有償の貸し付けになろうと思いますが、裏のほうに菜園だったり、茶畑等ありました。こちらも貸し付けされるのか、もしされないのであれば、今後、例えば、福祉課で管理されるのか、普通財産として総務課で管理されるのか。

それから、もう一つ、上物を無償譲渡されておりますが、裏のほうに納骨堂がございました。これは私も以前、施設長をしておりましたので、年に1回、いつもお寺のほうにお願いをいたしまして法要をしておりました。これは旧矢部町の時代からあっておりますので、相当の無縁仏もあろうかと思いますが、そちらのほうの納骨堂の関係はどういうふうになりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） まず、第1点、土地の件についてお答えいたします。土地につきましては、議員がおっしゃったように、裏のほうに菜園用の畑とか駐車場とかがありまして、先ほど議案の中で申しました面積は、建物が建っている部分の2178番地5の面積となっております。土地全体、浜美荘周辺を合わせた面積につきましては、1万866.23平方メートルとなっております。今回、土地については、有償貸し付けということで、固定資産税相当額ということで貸し付けます。この固定資産税相当額は、評価委員会のほうにおいて評価していただいた額によって決定しているところであります。土地のほうはそういうことで、裏の畑のほうまで一括して管理していただくということで募集要項の中でも上げているところです。

納骨堂につきましては、いろいろ、町の健康福祉課等と協議の結果、納骨堂については以前からやはり山都町が措置をしてきた方たちのお骨が入っているということで、その土地と納骨堂部分については町のほうで管理するというようにしております。管理については、今後は、所管課は健康福祉課で、健康福祉課も健康福祉課と健康づくり推進課ですかね、こちらのほうに分かれることとなりますので、福祉課の高齢者支援担当のほうで管理していくこととなります。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「町有財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第4、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年12月7日。山都町長、梅田穰。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町柏969番地。氏名、菅原健二。生年月日、昭和20年9月17日。

諮問理由。人権擁護委員の1名が平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。菅原氏は、山都町柏の光西寺住職で、人格は温厚で、識見も高く、これまで4期12年にわたり人権擁護委員として御尽力をいただき、さまざまな相談に真摯に応じていただいております。町民の方からの信望も大変熱いものがございまして。人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をたく、意見を求めるものでございまして。

これが、この諮問を行う理由です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 諮問第2号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。

この菅原健二さんにつきましては、今、町長がおっしゃったとおり、非常に素晴らしい人間性であり、長きにわたり人権擁護委員をしていただいております。相談にもなかなか乗ってくれまして、地域でも非常に信頼のある方でございまして。

ここでお尋ねしたいのは、この人権擁護委員につきましては、私たちも議員をしております。蘇陽のほうから4名の議員がおります。どういう選考をされているのか、また、菅原氏も七十二、

三歳になりますので、私も人を選ぶことに関しましてはきょう初めて知ったわけでございますけれども、その過程につきまして、蘇陽地区においても、あと任期もありますけれども、今後について、議員等もいますし、区長さんもいられますので、ぜひそこらあたりも相談してもらいたいなという気持ちもございます。つきましては、この方がどうのこうじゃなくて、各地域から人権擁護委員が選考されるわけでございますけれども、選考方法について、どのような形でされているのかお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 健康福祉課長、山本祐一君。

**○健康福祉課長（山本祐一君）** 人権擁護委員の推薦につきましては、健康福祉課、人権センターが担当しております。

地区ごとの選出ということで、今回は今までされてきた菅原さん、旧蘇陽地区の方が、今月末日をもって任期が終わられるということで、人権センターのほうで蘇陽地区のほうからということで、人選、選定を行いました。

まずは、本人さんに、菅原さんのほうに打診をされたわけでありまして。もう5期目ということで、もちろん本人さんも、かわれる方がおられればぜひともかわりたいというふうな要望でございました。それから、人権センターとうちの課ともいろいろ相談をいたしまして、何名かの方にお話をしたわけですが、なかなか、後継の方のなかなか承諾を得られないというふうなことで、最終的には人権センターの担当のほうで、「菅原さん、もう1期お願いできないでしょうか」というふうなことで、相談をいたしました。

そんなことで、いろんな、町の中で役職があるわけなんですけども、人口減に伴いまして、さまざまな役職を担っておられる方もおられますので、そのようなことで、今回、5期目ということでありますけれども、菅原さんのほうにお願いしたという経過でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** よくわかりました。5期目ということですので、ほかの地区もいろいろ選ばれるわけですが、ともすれば、選ばれるときに、「あんたが2期しとるけん、またお願いします」「継続してお願いします」というふうなことがあっちゃまたいけないですね。ぜひ、人権というのは山都町におきましては非常に重要な問題でもありますから、ここらあたり、若い人の登用とか女性の登用とか、ぜひ今後は、行政も一緒になって、また、できたら、御相談にも乗っていきたいと思います。名前が挙がりましたら、なかなか「それはいかんばい」ということはできませんので、名前が挙がる前にぜひ、人権の擁護委員をかえないかんというのであれば、「どぎゃんですか」というような相談も議員あたりにもいろんな話をさせていただいて、より人権がびしゃっと守られるような地域づくりをやっつけていかなきゃいけないというふうに思いますし、名前が挙がる前に、もしわからないところがあれば、御相談いただきたいというふうに要望しておきます。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

---

#### 日程第5 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

○議長（工藤文範君） 日程第5、発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

道路事業については、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により、交付金等の補助率がかさ上げされているところであり、本町の貴重な財源となっている。しかしながら、当該措置は平成29年度までの時限措置とされており、廃止されることになれば、町の財政運営に著しい支障を来し、道路整備のおくれによる地域住民の生活や経済・社会活動に及ぼす影響は極めて甚大である。

国においては、当該措置が平成30年度以降も継続されるよう現行制度の維持を図るとともに、地域の産業振興や住民の安心安全の確保のために必要な道路予算を安定的かつ十分に確保することが必要である。

よって、道路事業予算の確保に関する意見書を提出する必要がある。

これが、この議案を提出する理由です。

○議長（工藤文範君） 提出理由の説明が終わりました。

意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 朗読します。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）。

山都町は、九州のほぼ中央、熊本県の東部に位置する中山間地域の町である。

現在、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を結ぶ九州横断道路延岡線が、早期完成に向け着々と工事が進められている。九州横断道路延岡線の開通により、九州各地へのアクセス性に富んだ、

暮らしやすい「山の都」としての将来の町の姿に、町民一同、大いに期待を寄せているところである。

一方、公共交通機関が充実していない本町においては、人の移動手段は、自家用車交通以外には考えられない。そのため、安全・安心な道路の整備を進めるとともに、道路構造物の老朽化対策が喫緊の課題である。とりわけ、少子高齢化と人口減少の急速な進展により、本町を取り巻く社会情勢はますます厳しさを増す中で、今後とも住民の安全や安心を確保し、町の活力を維持し、持続的な発展を続けていくためには、町道長谷線を初めとする地域の道路網整備を着実に推進し、既存道路施設の長寿命化を図ることこそ必要不可欠である。

ところで、道路事業については、地方の創意工夫を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的に、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律により、交付金事業等の補助率のかさ上げがなされているところである。しかしながら、当該特例措置は平成29年度までの時限措置であり、今後これが廃止されることになると、町の財政を圧迫し、道路整備のおくれによる地域住民の生活や経済・社会活動に及ぼす影響は極めて甚大である。

したがって、国におかれては、地方の道路整備を着実に推進するため、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律に規定する補助率等のかさ上げについて、平成30年度以降も継続されるよう、現行制度を維持されるとともに、さらに、地域の産業の振興や安全安心の確保のために必要な道路事業の予算の総額を、今後とも安定的かつ十分に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。山都町議会。

**○議長（工藤文範君）** 発議第2号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第3号「日米共同演習に反対の意見書提出を求める陳情について」の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** おはようございます。議長より付託をいただきました陳情の審査の御報告をいたします。

総務常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

1、事件の番号。陳情第3号。

2、付託年月日。平成29年12月7日。

3、件名。日米共同演習に反対の意見書提出を求める陳情書。

4、陳情者。上益城郡山都町下市92-3、平和ネットやベ代表加藤軍志。

5、審査結果。不採択。

6、審査意見。今回の日米共同演習については、地元説明会においてもさまざまな意見があったようであるが、過去の演習において特別な問題があったわけではなく、地元を初め、町全体としても反対の声は少数になってきている。

今回は有事に対する演習が目的ということで、熊本県や関係町においても反対の意見書は提出されていない中、本町議会においても意見書を提出する必要はないということで、この陳情を不採択とした。

なお、オスプレイは民間の上空を飛行しないこと、大矢野原演習場での恒常化を防ぐためにも反対してほしいという意見もあったことをつけ加えて審査意見とする。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 9番、吉川でございます。

今回のこの不採択の決議をなされた総務委員会では本当に厳しい論議があったのではないかと、いうふうに想像しております。そしてまたそんな私たちの、演習が行われている最中、きのうまた大きな大きな事故が起きましたですね。沖縄でヘリコプターの窓が落ちてくるというような、あり得ない事故でした。本当にびっくりして、そんな中、きのうの西田議員の一般質問の中にも、現在、監視塔、監視小屋等を建てて、本当に、地域住民の方が監視活動を続けられることに対して本当に頭が下がる思いで、本当に敬意を表したい、そんな思いです。もちろん民間の方が一生懸命頑張っているということもありますが、今後も町に対して、町も常々要望活動はされているというふうに認識しておりますが、そんなことを今後もしっかりと。常々、演習があるからとかではなく、やはり、演習場を抱える我が町としては、常にその行動に注視して、おくれをとらない行動をとっていききたい、そして注視をしていききたいということくれぐれも、総務委員会、または町のほうにもつけ足しというか、お願いをしたい。特に、済みません、質問ではありませんが、総務委員会のときの様子を慮りながら発言させていただきました。

**○議長（工藤文範君）** 委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 貴重な意見ありがとうございます。やはり自衛隊と共存共栄をしていく部分が山都町にはありますので、今後とも町と一緒に、総務常任委員会も注意を払って頑張っていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

（「討論をお願いします」と呼ぶ者あり）

今、討論の声がありましたので、これから討論を行います。

写真は禁止でありますので、よろしくお願いします。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 2番、西田由未子です。

陳情に対して賛成の意見を三つ述べさせていただきます。

総務常任委員会の報告に対して、一つ目は、地元を初め、町全体としても、反対の声は少数になっていると言われましたが、これは主観的な判断で、調べたものではありません。息子が航空自衛隊にいる私のおばに、集団的自衛権の行使などの閣議決定が行われているとき、「これから戦争に行かされるかもしれんけん、心配ね。おばちゃん、家族会とかで意見は言えんと」と言ったことがあります。おばは、「そんなことは言えない。心配だけど、言いたいけど、息子に迷惑をかけるから」と言いました。自衛隊の親御さんは山都町には多くいらっしゃいます。こんなふうに、言いたいけど言えないでいる人がこの町にもいると思うんです。表立って反対という声は少なく感じられるかもしれませんが、でも、数えられないけど、心を痛め、苦しんでいる、そんな小さな声はこの議会には届かないのでしょうか。

二つ目。過去の演習にて特別問題はなかったからということですが、先ほども言われましたように、米軍に関する事件・事故はオスプレイだけではなく、たくさん起きていることは御承知のとおりです。きょうの新聞報道でも、テレビでも御存じですよ。沖縄の小学校の児童の上にヘリの窓枠が落ちてくるなんて、こんなことが起きていいのだろうか。でも、現実に起きてるんです。けがをしています。一步間違えば、命にかかわるようなこんなことが繰り返される。大矢野原ではたまたま問題がなく、幸いだったというだけでと捉えるべきだと思います。我が子だったらと考えてください。沖縄で起きていることは自分たちにも関係あると捉えなければならないと思います。オスプレイの低空飛行は危険だからアメリカ本国ではしないんです。どうして日本の空なら許されるんですか。危険があるのなら、住民の命を守るためにそれを回避しようと行動することが議会の役目ではないのでしょうか。

三つ目。19年前に矢部町議会において日米共同演習の恒常化反対の決議、5年前には山都町議会でオスプレイの低空飛行訓練反対決議がなされています。この審査意見には個人的な思いのようにこのことが書いてありますけれども、この議会で決議されたことです。ここにいらっしゃる先輩議員、おられたと思います。

一般質問でも言いましたが、アメリカと一緒にこのような演習をするということは、ほかの国から見たら、日本がアメリカの加勢をすると見られ、ミサイル攻撃の標的ともなりかねません。

また、自衛隊のオスプレイ配備について、佐賀空港では受け入れが難しいという今、オスプレ

イの訓練の実績があるからということで、この大矢野原にということにもなるかもしれません。日米共同演習はこうやって続いていく。もう6回目です。そのことで、この町の安全な暮らしが奪われていくんじゃないかと思えます。

もう一つ、総務委員会の中で、国がすることだからね、ほかの町村、県もやっていないから、訓練があつている最中に出しても効果がないという御意見もありました。このことは今回だけのことではなく、今後も続いてほしくないからこの陳情は出されていると思えますし、梅田町長は、町として、今回の演習に対するいろんな約束ほごの件がありますが、そのことについてはきちんと抗議をするとおっしゃっています。

この議会が始まる時、議長は、山都町のために行政と議会は車の両輪でいくとおっしゃいました。町がこんなふうに毅然として抗議をされると言われているのに、議会としてこれを否決して何もしないということではいいんでしょうか。不採択だと考えられていた議員の皆さん、ぜひ考え直していただきたいと思えます。（拍手）

私は町民の命を守るために、やっぱりこの日米共同演習には反対だ、やめてほしいというこの意見書を議会として出していくべきだと考え、この陳情を採択していただきたいと思って賛成意見を述べます。（拍手）

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 静粛をお願いします。傍聴席をお願いいたします。静粛をお願いいたします。

それから、次に原案に反対の発言を許します。

12番、藤川憲治君。

**○12番（藤川憲治君）** ただいま2番議員は賛成という形で述べられました。それは私も十分理解できます。ただ一つ、間違つたことを言っていられっしやいます。「先輩議員がいられっしやいますから」ということをごさいますけども、私も平成21年11月から25年10月までこの山都町の3代目の議長として、このオスプレイが飛来したとき、確かに住民の皆さん方から陳情書が出ました。陳情書が出て、採択はいたしました。採択はいたしましたけども、議会として決議はしておりませんよ。ここは皆さん方、はっきりと申し上げておきます。陳情書を採択はいたしましたけども、議会として、決議と採択は全然違うと思うわけですよ。そういう重み、決議は大変重みがあります。

そういうことを思うとき、ここだけは1点だけ申し上げます。西田議員が言われることは十分理解できますけども、しかし、誤つた、そういう偏見的なことで議会の愚弄してもらつては困るわけですよ。先ほどおっしゃつたように、先輩議員は、その当時、あと私だけかな、そのときはみんなおつたでしょう。後ろのほうの現職だつた議員も。5年前、思い出してくださいね。確かに採択はいたしましたけども、議会として決議はしておりません。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

陳情第3号「日米共同演習に反対の意見書提出を求める陳情について」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立少数です。

したがって、陳情第3号「日米共同演習に反対の意見書提出を求める陳情について」は不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 続いて、日程第7、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題いたします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前11時01分

平成29年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第65号	訴えの提起について	12月7日	原案可決
議案第66号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止について	12月13日	原案可決
議案第67号	山都町営住宅条例及び山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12月13日	原案可決
議案第68号	山都町火葬場条例の一部改正について	12月13日	原案可決
議案第69号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12月13日	原案可決
議案第70号	山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12月13日	原案可決
議案第71号	山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理について	12月13日	原案可決
議案第72号	平成28年度熊本地震復興基金条例の制定について	12月13日	原案可決
議案第73号	平成29年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	12月13日	原案可決
議案第74号	平成29年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	12月13日	原案可決
議案第75号	平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月13日	原案可決
議案第76号	平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	12月13日	原案可決
議案第77号	平成29年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	12月13日	原案可決
議案第78号	工事請負契約の締結について（矢部水越線林道災害復旧工事（4工区））	12月14日	原案可決
議案第79号	工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）	12月14日	原案可決
議案第80号	町有財産の無償譲渡について	12月14日	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月14日	原案同意
発議第2号	道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について	12月14日	原案可決
陳情第3号	日米共同演習に反対の意見書提出を求める陳情について	12月14日	不採択
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	12月14日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---